

令和2年9月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(9月10日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	

(総務部)

分科会

総務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	6

委員会

総務部長所管事項説明	7
陳情審査	8
法定報告・計画案件に対する質問.....	8
議案外所管事項一般に対する質問	8

(教育委員会)

分科会

教育委員会教育長予算議案説明	16
高校教育課長補足説明	17
予算議案に対する質疑	17
予算議案に対する討論	27

委員会

教育委員会教育長総括説明.....	28
教職員課長補足説明	31
高校教育課長補足説明	32
議案に対する質疑	33
議案に対する討論	35

陳情審査	35
法定報告・計画案件に対する質問.....	35
議案外所管事項一般に対する質問	39

(第2日目)

1、開催日時・場所	46
2、出席者	46

3、経 過	
(教育委員会・福祉保健部こども政策局)	
請 願 審 査	4 6
分科会	
福祉保健部長予算議案説明	5 0
こども政策局長予算議案説明	5 2
医療政策課長補足説明	5 2
長寿社会課長補足説明	5 3
障害福祉課長補足説明	5 5
こども家庭課長補足説明	5 5
予算議案に対する質疑	5 6
予算議案に対する討論	7 4
委員会	
こども政策局長総括説明	7 5
福祉保健部長所管事項説明	7 6
福祉保健課長補足説明	7 8
医療政策課長補足説明	8 0
こども家庭課長補足説明	8 1
議案に対する質疑	8 2
議案に対する討論	8 2
陳 情 審 査	8 3
法定報告・計画案件に対する質問.....	8 8
議案外所管事項一般に対する質問	8 8

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 0
2、出席者	1 0 0
3、経 過	
(福祉保健部)	
請 願 審 査	1 0 0
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	1 0 7
審査結果報告書	1 0 8

(配付資料)

《総務部関係》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

《教育委員会関係》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

《福祉保健部(こども政策局関係を除く)》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

《こども政策局》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

9 月 10 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月10日

自 午前11時00分
至 午前11時12分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員	長	深堀ひろし	君
副委員	長	石本 政弘	君
委員		中山 功	君
”		外間 雅広	君
”		堀江ひとみ	君
”		川崎 祥司	君
”		松本 洋介	君
”		大場 博文	君
”		下条 博文	君
”		赤木 幸仁	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 11時00分 開会

【深堀委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、堀江委員の両人をお願いいたします。

次に、審査方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時01分 休憩

午前 11時12分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前 11時12分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月25日

自 午前10時 0分
至 午後 2時56分
於 委員会室 2

教育環境整備課長	日高 真吾 君
教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	山崎 由美 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	立木 貴文 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	山口 千樹 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	深堀ひろし 君
副委員長（副会長）	石本 政弘 君
委員	中山 功 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	松本 洋介 君
〃	大場 博文 君
〃	下条 博文 君
〃	赤木 幸仁 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第110号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）

（関係分）

第112号議案

令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
学事振興課長	門池 好晃 君

教育長	池松 誠二 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	林田 和喜 君
総務課長	桑宮 直彦 君
県立学校改革推進室長	松山 度良 君
福利厚生室長	吉田 和弘 君

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第114号議案

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する
条例

第116号議案

契約の締結について

報告第21号

損害賠償の額の決定について

（2）請 願

・地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する
請願書

・「家庭教育支援法の制定を求める意見書」提出
に関する請願書

（3）陳 情

・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時
交付金」等を活用した緊急支援について（お願
い）

・要望書（五島市）

・要望書（西海市）

・要望書（長崎市）

・令和3年度離島振興の推進に関する要望書

・今後の離島振興に関する特別要望

・要望書（平戸市）

・諫早市 政策要望

・要望書（島原市）

・令和2年度 長崎県の施策に関する要望・提案
書（南島原市）

・要望書（長与町）

・要望書（大村市）

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・
整備に関する陳情書

・身体障害者福祉の充実に関する要望書

・要望書（長崎県私立中学高等学校協会）

・柔道整復師に対する新たな支援制度についての
陳情

・要望書の提出について（お願い）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【深堀委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算
委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部
を改正する条例」ほか2件であります。

そのほか、請願2件、陳情17件の送付を受け
ております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委
員会に付託されました予算議案の関係部分を、
文教厚生分科会において審査することになって
おりますので、本分科会として審査いたします
案件は、第110号議案「令和2年度長崎県一般会
計補正予算（第7号）」のうち関係部分、ほか1
件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査
の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお
配りしております審査順序のとおり、総務部、
教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の
順に行うことといたしたいと存じますが、ご異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そ
のように進めることといたします。

また、議案外につきましては、経営状況説明
書、次期長崎県総合計画素案に加え、事前報告
いただいた、その他所管事項一般につきましても
質問を行うことといたします。

なお、事前通告いただいたその他所管事項一
般の質問は、お手元にお配りしております一覧
表のとおりとなっております。

開会日の委員会でお知らせいたしましたとお
り、9月定例会における分科会・委員会の審査
日程は3日間と限られていることから、効率的

な議事運営を行うため、委員長判断において、建制順に質問を行うことといたしますので、ご了承をお願いいたします。

また、他所所管事項一般の質問応答時間は、一部局の審査において、答弁も含め一人1回、5分以内とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより、総務部関係の審査を行います。

【深堀分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明申し上げます。お手元にお配りしております「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」をお開きいただければと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分でございます。

歳出予算は、合計2,172万8,000円の増という形でございます。

この歳出予算の内容といたしましては、新型コロナウイルスの流行に伴い、私立小中学校、高等学校において、臨時休業等の緊急時における学びを保障するという事とともに、今後のICT環境整備のさらなる推進を図るため、生徒一人ずつにパソコン（PC端末）を整備する経費の補助といたしまして、私立学校助成費2,172万8,000円を計上させていただいております。

以上をもちまして、簡単ではございますけれども、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

【深堀分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど説明のありましたICTを活用した環境整備支援について、こちらの方は国のGIGAスクール構想に基づいて、一人一台の端末及び高速通信ネットワークを一体的に整備するという事で、公立は県内全ての公立学校を対象としております。

今回、予算計上がなされておりますのは、約650台分の端末ということでございますが、この650台分の予算は、県内の私立学校の何校中の何校分に当たっているのか、まずお尋ねをいたします。

【門池学事振興課長】今回、補正予算で上げさせていただいております一人一台パソコンの導入の関係ですけれども、小・中・高合わせて私立学校は今41校ございますけれども、そのうちの9校分を今回上げさせていただいております。

【松本委員】41校中9校ということで、全ての学校が対象とはなっていませんが、これは手挙げ方式になっているからそうだったのか。では、残りの学校はどのように対応するのか、その要因についてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】今回、予算に上げている9校につきましては、今年度当初からパソコンの導入を計画していた学校でございまして、残りの学校につきましては、既に7校は一人一台パソコンを整備済みということ、残りの学校については今後整備を予定しているということでございます。

【松本委員】7校はもう既に導入済み、今回9校ということで16校になりますが、それでもま

だ41校全部ではないわけで、保護者負担で購入した学校もあるというお話も伺っていますし、公立は全ての学校にどんといくわけですが、私立の場合には学校側の負担もあると思うんですね。もちろん保護者の負担もあると。後に陳情も意見書も出ますが、このGIGAスクール構想というのは国の構想になっておりますので、ここの部分の公私間格差、まだ導入していない学校への対応についてはどのようにフォローされていく考えがあるのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】まだ、未整備となっている学校に対しましては、基本的に私立学校においては学校の考えで、学校でパソコンを購入して貸し出すというやり方だったり、あとは保護者に辞書等と同じ扱いにして保護者に負担を求めたり、あるいは学校と保護者でリースを折半して負担したりとか、いろいろ整備の方法については学校の考え方によるところがございますけれども、今回、こういう補助制度を設けさせていただいて、しかも、補助率についてはかなり高率の補助になっておりまして、学校の負担というのはかなり低く抑えられているというもがございますので、そういったところを学校の方にしっかりPRをして導入を促進していきたいと考えております。

【松本委員】やはり同じ県内に通う小中学生や高校生で、公立に行っている子は保護者の負担なしで端末が出たけど、私立は保護者が負担しなきゃいけないと。これはもちろん私立だからいたし方ないところはあるかもしれませんが。しかし、子どもたちにとっては、なぜと思うところがあるから、やはりそういうことを感じさせないように。もちろん学校側の努力も大事ですけども、その部分は国にしっかり、その格差が出ないように、今後も、未整備のところ

に対しては私学と連携をとって、随時、公私間格差が出ないように取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【堀江委員】一つだけ教えてください。

今の質問と関わって、今後、25校がこれから検討するということなんですが、その尺度といえますか、これから検討するというのは、早急に検討するというのか、それとも、周りを見ながらというふうになるのか、そこら辺の「これから検討する」という言葉の意味合いというか、現状がどうなのかということも、それぞれの学校によるということは承知をしているんですけども、これを整備するというのは、私も同じ立場で、格差がないようにしてほしいと思っているので、「今後、整備する」という意味合いをもう少し説明していただけますか。

【門池学事振興課長】今回、パソコンの補助をしているということにつきましては、今回の新型コロナウイルスの感染症影響の関係で、万が一、また臨時休業みたいな話になってくると、学びの保障みたいなものが必要になってきますので、そういう意味では早急に導入をしていただきたいということで、先ほども触れましたけれども、学校の負担を極力抑えたような形で補助制度を組んでおります。ですから、私どもとしては、できれば今年とか、あるいは来年あたりまでの間で導入をしていただきたいということで学校の方にはお話をさせていただきたいと考えております。

【川崎委員】おはようございます。

同じ議案について、導入に支援をしていただくことについては大変すばらしいことであり、ありがたいなと思っています。

パソコンの活用については、恐らく公立学校よりは私立学校の方がいろいろ取組が進んでい

る部分があるかと思しますので、それが全体に整備されるということで、より一層学力向上に資する取組ということで評価いたしますが、先の話で恐縮なんですけれども、パソコンも日進月歩で、半年もすれば古い機種になると。いずれ計算上の耐用年数とか、基本ソフトのメンテ期限などが、いずれ訪れてこようかと思いません。

公立学校は、そういうものも含めていろいろ計画も立てられるんでしょうが、今後、時期がきた時に、また同じような形で支援をして、未来の子どもさんたちに格差が生じないようなことも考えていく必要があるかと思うんですが、ご見解をいただければと思います。

【門池学事振興課長】今後のパソコンの更新については、基本的には県の補助というのは今想定はしておりません。今回、学校がパソコンを導入するについて、初期投資の軽減を図るということで、初期投資についてはかなり抑制されていると考えております。

今回、パソコンを導入していただいて、恐らく更新するまでの間には、県で言えば大体6年ぐらいで更新するような形でやっておりますので、そのくらいの期間があると思います。

その間に、学校としては、その次の更新のための経費というか、費用というのを用意していただいて更新に備えていただきたいと考えております。

【川崎委員】そうすると、初期はお手伝いをするけれども、その後は独自で工夫をしてくださいということですね。

【門池学事振興課長】委員ご指摘のように考えております。

【赤木委員】今の皆さんの質問に重なるんですけども、県として定めているパソコンのスペ

ック、これ以上にしてほしいという基準というのは何かあるんでしょうか。

【門池学事振興課長】基本的には、文科省が示している基準というのを設けておまして、それに合わせて県の補助の1台当たりの限度額というのも決めておりますので、そういった形で、それは、それよりもいいパソコンを学校の判断によって入れようとしているところは、負担がちょっと大きくなると思うんですけども、学校の判断で導入をされていくものと考えております。

【赤木委員】わかりました。そこまでは県としては確認を、このパソコンを買いましたという確認をするということなんですか。

【門池学事振興課長】補助の申請に当たっては、どういったパソコンを導入されるかというのを確認する必要がございますので、そこはチェックさせていただきたいと思っております。

【深堀分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定されました。

【深堀委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、経営状況説明書、次期長崎県総合計画素案、及び事前通告されたその他所管事項一般についての質問を行います。

それでは、総務部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明申し上げます。

「文教厚生委員会関係説明資料」をお開きいただければと思います。

今回、ご報告をいたしますのは、長崎県公立大学法人の業務実績評価について、長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について、新たな総合計画の策定について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、以上4件でございます。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてご説明を申し上げます。

評価につきましては、3年修了時までには9割以上の学生に卒業要件を修得させるということになってございますけれども、卒業要件を設定する全ての学科で目標値に達していないこと、県内就職率が前年度を下回っておりまして、中期計画の目標でございます44%と乖離があることなどが課題というふうにされてございます。

その一方で、「しまなび」プログラムが、その後の学生の自主的な活動や地域の活性化につながっていること、就職率については、学生個人に合わせたきめ細かな就職支援を実施し、高い水準で推移をしていること、産学官連携の取組を推進していることなど、多くの事項につき

まして年度計画を達成してございまして、第3期中期計画期間3年目の取組として着実な進捗を図っているというふうにされてございます。

県といたしましては、県内就職率の向上や教育環境の充実、情報産業分野の人材育成強化など重要な課題に大学と一体となって取り組むことで「魅力ある県立大学づくり」を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定についてでございます。

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、去る6月定例会に素案をお示しいたしまして、令和2年7月20日から令和8月7日までパブリックコメントを実施するとともに、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見を頂戴いたしまして、最終案を取りまとめたという状況でございます。

この最終案のうち、総務部関係の部分といたしまして、就学支援金の支給などによる高校中退を予防するための取組、県立大学生に対する経済的支援などを推進することといたしてございます。

今後、県議会でのご意見も踏まえまして、10月までに計画を策定いたしまして、公表してまいりたいと考えております。

次に、新たな総合計画の策定についてでございます。

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定につきましては、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念といたしまして、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しをいたしまして、ご議論をいただいたという状況でございます。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を

踏まえながら、施策の具体化を図るとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進につながるのかということを示し、まして、まちや産業が大きく変わったことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得の向上対策などを加えました「計画素案」という形でお示しをしております。

なお、基本戦略のうち総務部部分といたしましては、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材育成を図る」におきまして、魅力ある・選ばれる県立大学づくりを推進することといたしております。

また、基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」におきましては、魅力ある私立学校づくりや私立学校の耐震化の推進ということを掲げております。

また、基本戦略2-1「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」におきましては、県立大学の情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を活用した産業振興を推進してまいりたいというふうにしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見を頂戴いたしますとともに、パブリックコメント等によりまして県民の皆様のご意見、お声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況についてでございます。

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間といたします「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、総務部関係についてはお配りを申し上げている資料のとおりでございます。

総務部関係分の数値目標3項目の令和元年度の進捗状況につきましては、順調としたものが

1項目、目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが1項目、目標を達成できず、進捗状況にも遅れが見られるものということで1項目という形になっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組みまして、総合計画の実現を図ってまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、「経営状況説明書」、「次期長崎県総合計画素案」に限って質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 質問がないようですので、次に、事前通告された「その他所管事項一般」に対する質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【川崎委員】 「長崎県公立大学法人の平成31事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」についてお尋ねいたします。先ほど部長説明があった点です。

課題として2項目指摘があります。

1つは、3年修了時までには9割以上の学生が卒業要件を修得する、これは未達成。まず、これについての見解をお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】県立大学を卒業するためにTOEICであったり、日経テストであったり、そういった外部試験を一定基準クリアするという卒業要件を設定しております。3年修了時までにはその卒業要件を9割達成するという目標を掲げて取り組んでいるところでございますが、今回の評価委員会の指摘にございまして、これまでクリアされてないという実態がございまして。

それにつきましては、大学において担当の先生方が個別面談、それから試験対策講座や、模擬試験の実施など、そういう形で学生をしっかり支援をしているところでございまして、年々、実は取得率というのは向上しております、学部学科再編でこういう外部試験を導入したんですけれども、1期生よりも2期生、2期生よりも3期生という形で、年々その取得率が向上している現状というのがございまして、今後も、教員の学生に対する支援をしっかり行いながら、達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】向上するんだったら、引き続き取り組んでいただきたいと思いますが、入学時のオリエンテーション、こういったものが非常に大事なんでしょうね。4年間の計画をしっかり立てていって、3年次までには一定程度卒業要件を満たして、あとはゼミというのがあったらどうか、また、就職活動もあるでしょうから、そういったことから計画立ててやっていくということ、入学の時にきちんと説明してあげるといことも大事かと思っておりますし、先輩たちから

いろんなことを学んでいくということも、私も自分の体験からありますが、そういったところのコミュニケーションなど、工夫していただければと思います。

指摘に学科ごとに格差があるということでありました。できているところはできている、そうじゃないところもあると思うんですが、差し支えなければ、どこが秀でて、どこが劣っているんでしょうか。

【門池学事振興課長】学科ごとで見ますと、7割、8割を達成しているのは経営学科であったり、国際経営学科であったり、公共政策学科であったり、国際社会学科であったり、あと情報セキュリティ学科でもあるんですけども、情報システム学科が少し、基本情報技術者の試験がありまして、それについては4割程度ということで低い状況でございまして。

【川崎委員】そうすると、そこまで分析ができておられますから、より得意分野で指導もできるようにしてあげて、皆さんがきちんと卒業要件を満たして卒業していただいて、次に質問します、県内に何とか就職ができるような形をとっていただきたいと思いますが、その目標が44%にもかかわらず、28.8%と低迷していると。毎度指摘があると思うんですが、これについてどうお取組をなさいますでしょうか。

【門池学事振興課長】県内就職が前年度よりも下がっているということは、非常に私どもとしても重く受け止めているところでございまして、いろいろ要因は分析しているところなんですけれども、今回、学部学科再編によって、国際経営学科であったり、国際社会学科であったり、TOEICの試験で730点以上という基準を設けていることもあり、あとは海外のビジネス研修で、実社会の中で生きた英語を学ぶとい

うような取組なんかをしている関係で、非常に英語が得意な学生が多くなったというところもあります。

それから、情報システム学部というのを設けておりまして、その中でコンピュータグラフィックとか、そういった技術を取得して卒業される学生さんもいらっしゃるんですけども、そういった方々の技術を活かせるような就職先というのが、今回、県内でなかなか探せなかったとか、見つからなかったというのがございますので、今回、そういったところを踏まえまして、県内の企業でそういった技術を活かせる企業というのを、産業労働部と連携しまして洗い出しを行っております。それを大学の方に情報提供しまして、学生とのマッチングを進めたりという取組を今年度開始しております。

それから、短期企業見学会というのをやっております。去年、大阪鋼管でそういう見学会をやっていたんですけども、その会社に行ってみて、社長さんの経営理念が非常によかったとか、あとは社員の方と接する中で非常に働きやすい、また、自分の力が活かせるような職場ということを理解して、こういうところだったら県内就職したいなという気持ちを持った学生が多くなったと聞いております。ですから、今年、そういう短期企業見学会も、ほかの会社まで範囲を広げてやるような取組とかもやろうとしております。

それから、県内に就職しているOB、Gの方、こういった方々との意見交換というのを低学年時から始めて、そういう企業とのつながりといいますか、県内企業とのつながりを持つような取組なんかも始めております。そういったことを複合的にやって、県内就職率を高めたいと考えております。

【堀江委員】コロナ禍における留学生への対応として、留学生を現地でお世話し、県内私学を紹介する仲介業者について、仲介業者の活動をそれぞれの学校が把握する必要がないのか、質問いたします。

この8月、県内私学で学ぶ留学生から、日本共産党に相談がありました。「今、一番困っているのは、次の学校の学費と生活費。仲介業者に仕事の紹介料として一人10万円支払ったが、仲介業者から仕事の紹介はなかった。自力で仕事を探したが、日本語が上手ではないし、コロナの影響でなかなか仕事が見つからなかった。同じ国の留学生が学校の紹介の集合アパートに約20名前後暮らし、食事は収入のある人たちでお金を出し合って、みんなで料理し、食べている」とのことでした。

早速、学校にこの話をもっていきましたが、「10万円は、アルバイト紹介ではなく、プログラム終了後に次の進学先を紹介するためのサポート費用だ。学校は、仲介業者の活動報告など、文書では受けない」と回答されました。

結局、同じ国の留学生約20名は、全員がこの9月の初めに他県に移動する結果となりました。「何もわからず日本に来た私たちをだますようなことをしていいのか。」、留学生の言葉は本当に胸に刺さりました。

私は、学校と仲介業者は民・民のこととはいえ、仲介業者の活動を学校が把握する必要がないのかと考えますが、見解を求めます。

【門池学事振興課長】留学生につきましては、県内の経済界を中心に、目標を掲げて、県も含めて官民挙げて留学生の増加をさせようというふうに取り組んでいるところでございます。

先ほど堀江委員がご指摘された内容につきましては、関係課と協議をいたしまして、県内大

学に情報共有を行っていきたいと考えております。

【堀江委員】学校としても、仲介業者のことは、それぞれ文書とかでどういうことをしているか、あるいは現地でお世話する時に、留学生とどうい話をしたのかということは、学校も把握をされていないという状況だというふうに私は理解をしています。

今、情報を共有するということですが、やはり長崎県がいわゆる国際化ということで、それぞれの国から多くの留学生を長崎で学んでもらって、それらの自国との交流をさらに深めていくという形でしてほしいということで、逆に言えば少子化のこともあり、留学生で学校が成り立っているということも考えれば、結局日本に来ただけ、違ったんだというふうに思っていたくようになつたら、もう二度と長崎には行かないという思いだけが残っていくのではないかというふうに思うんですね。

今回も、もちろん学校が把握していることと留学生が言うこととは違う面があったかもしれませんが、私たちは、じかに留学生からご相談をされて、いやいや、こうだったんだということの中では、留学生としては、日本に、長崎に行ったのに思ったようにできなかった。結局は、だから皆さん、他県に行ったんですね。そういうことを思えば、そうしたことがないように対処していただきたいと私は思っております。もちろん、それぞれの学校の方針、それぞれのやり方だとは思いますが、今、課長が言われた情報共有、そのところを再度、一つの事例として挙げていただいて、少なくとも、日本で学ぶ、長崎県で学ぶ留学生がそうした思いを二度としてもらわないようにしてほしいと思っておりますが、最後に部長の見解を求めます。

【大田総務部長】 お答えいたします。

今ご指摘いただきました関係と、少し難しいのは、やはり委員もおっしゃった民・民の関係であるということだと思っております。

ただ、一方で、先ほど課長も答弁申し上げたとおり、長崎県自体が留学生を受け入れていくといった姿勢というのは非常に重要なものでありますので、そういった観点からこういった事象が起きているということはしっかり学校と共有して、これ自体にどうこうというよりは、やはり全体的な姿勢としてそういう受け入れ態勢をつくっていきこうという雰囲気醸成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【赤木委員】 留学生の状況について、私もお伺いしたいと思います。

県立大学でも留学生を受け入れていたと、2月の委員会でもご答弁いただいて、新型コロナウイルスの影響で学校に来られないとか、そういう状況があったと思いますし、リモートで授業を受けているという状況なのか、留学生の今の全般の状況についてお伺いいたします。

【門池学事振興課長】 県立大学の現在の留学生、私費留学生と交換留学生がございますけれども、5月1日現在で22名が在籍をしております。

交換留学生につきましては、そのうち7名いらっしゃいます。昨年の秋からの留学生であります。今年4月から新たに7名を受け入れる予定にしていたんですけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして留学が中止となっております。

それから、私費留学生につきましては、22名のうちの15名が在籍をしております。新しく4月から入学された方が5名いらっしゃいます。そのうちの3名が日本語学校など、国内からの

進学者でございます。その方々については通常どおり入学をしているところです。残りの2名につきましては、海外大学からの大学院の進学者でございます。この方々については入国ができていないという状況になっております。しかしながら、この2名につきましては、入学手続をされて、オンラインで現在授業を受講しているらしいです。

状況としては以上でございます。

【赤木委員】わかりました。2名の方が入国できず、今、オンラインで対応されているということで、ほかの方々は入学中止になったり、それはいたし方ない部分なのかもしれませんが、2名がオンラインということで、体制を整えばまた入国していただいて、しっかり学んでいただくという方針ということですね。

【門池学事振興課長】今後、例えば来月ぐらいから留学生等の入国もできるようなお話もございますので、そういった動きがあれば、そのお二人が希望されれば入国できるような状況ではないかと思っております。

【赤木委員】一定対応できているのかなと思っておりますし、全然対応できない状況ではないということは理解いたしました。

オンライン授業は、この2名のためだけに特別に行っているのか、ちょっとイメージがわからなかった。普通の授業もオンラインで、一般の日本の大学生とかもオンラインで受けている中の2名になるのか。もう授業を対面で行っている中で、それをオンラインでつないで、その2名だけオンラインで参加されているのかというのはわかりですか。

【門池学事振興課長】現在、県立大学におきましては、講義については基本的には遠隔で実施をしております。それは日本の学生も含めてで

す。語学であったり、実技であったり、実習といった科目については対面で実施をしておりますので、そういった意味では、このお二人だけ特別という形ではないと考えております。

【赤木委員】現状理解できました。

引き続き、この留学生の方々も学びの保障をしていただくようお願いいたします。

【深堀委員長】ほかにありませんか。

【大場委員】今、コロナ禍の中で、県立大学として新しい時代に対応した力強い産業を育てるということで、「情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」の設立が予定をされておりますけれども、今、こういったコロナ禍の中では仕事の概念が変わって、新しいことをどんどん模索しながら進めていこうとする中で、県内の各自治体も、特にこのセンターについては非常に興味を持って注視されているところがあるようですので、まず、このセンターについての詳しい内容というか、概要等をまずお知らせいただきたいと思っております。

【門池学事振興課長】「情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）」につきましては、基本的には情報セキュリティ学科の定員を令和3年度から1学年40名を80名に増員するということがありまして、その校舎を建設するというところなんですけれども、単に校舎をつくるということだけではなくて、一部企業が入居できるラボや、あと共同研究なんかをやるために、企業と学生が交流できるスペースなんかを整備して、学校にとっては企業との共同研究をすとか、企業にとっては大学の知見を活かしたような研究ができるとか、または、長崎県に進出しようという企業については、一回お試してラボに入って、しばらくそこで活動して、企業誘致に県として

はつなげたいし、企業としてはそういうことができるといったところを目的につくろうとしている施設でございます。

【大場委員】セキュリティ学科の加藤教授とも、コロナのちょっと前ですけれども、意見交換をさせてもらって、入る前で印象的だったのが、加藤教授によりますと、活用として、これから仕事の概念が変わりますと、まず、空間、時間、そういったものの概念が全くないですと。仮に窓から外を見ていた時に、それが東京の世界であったりする、そういったものがごく普通になるということでした。コロナがはやって、ホームワークも含めて、まさにそういう時代なのかなということですよ。

実は、私の地元の島原市でも、このITを活用して、それを産業に活かそうという取組をされていて、こういった研究自体として非常に注目をされています。島原市としては、一つの自治体としてはノウハウがないものですから、今度こういったところに研究センターができて、そういったところとの提携といいますか、いろんなところの相談窓口、自治体がより専門的な情報を得たいとかいった時に、このセンターはそのような窓口というか、そういった体制はとれるんですか。

【門池学事振興課長】県立大学におきましては、中期目標の中で、地方創生に貢献して、地域とともに発展する大学というのを目指している大学でございます。そういう中で、大学に「地域連携センター」というのを設けております。現在、県内の11の自治体と包括連携協定というのを結んでおきまして、地域産業の振興とか、いろいろな項目で共同研究を通じて連携を行っているところでございます。

島原市がそういった考えをお持ちであるとい

うことであれば、こういったところを大学と連携したいかということをお話していただければ可能ではないかと考えております。

【大場委員】私も古川市長と話した時、一つは農業、漁業といった1次産業についてITを活用した新たな産業づくり、これから先の農業はそういったものを目指したいということで、実はもう少し具体的に進んでおきまして、そういった施設の候補地であるとか、今度、島原市ではいろんな企業誘致を含めて、そういった産業を呼び込むための助成を行うということで新たに予算づくりをすると市長が明言をされております。

ただ、一つの自治体としては、より専門的に、こういうふうに県立大学で、もう既に全国的に珍しい情報学科ですので、各自治体との連携というのはぜひお願いしたいと思いますし、そういったチャンネルを開いておいていただきたいと思うんですけれども、その辺をよろしく願いいたします。

要望の前に、その考えについてご見解をお願いいたします。

【門池学事振興課長】先ほどもお話を差し上げたんですけれども、やはり地域と一緒に、地域に貢献する大学ということでありますので、そういうところから、島原市も含めて県内の自治体とは連携を進めていきたいと、大学の方でも考えているところでございます。

【松本委員】新型コロナウイルス感染症拡大による影響で就学、進学をあきらめないようにということで、国におきまして学生支援緊急給付金が創設をされました。対象は、国立、公立、私立の大学生、短大、高専、専門学校の学生ということで幅広く対象になっておきまして、その方々に、住民税非課税世帯の学生は20万円、

それ以外の学生は10万円が支給をされております。

今回、議案外で質問させていただいたのは、その中でも准看護師養成所の学生がこの給付の対象になっていないということについて要望が上がっております。

まず、ここの准看護師養成所学生が対象外になっているのはなぜか、お尋ねをいたします。

【門池学事振興課長】学生支援緊急給付金につきましては、国の方で制度を設けているところでございますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症の影響で大学生のアルバイト収入が減少したとか、そういったことがあって、進学とか就学が厳しくなってきたということがございまして、それをあきらめないように、先ほど委員がお話しされたように10万円、20万円の給付をします。高等教育機関の対象学生ですから、大学、専修学校であったら専門課程の学生に対して交付するというところでございまして、文部科学省にも確認をしてみたんですけれども、専修学校の高等課程というのは普通の高校と同列であるということで、今回、支給の対象となっていないと聞いております。

【松本委員】専門学校も対象になっておりますが、今の答弁だと、同じ専修学校でも高等専修学校の場合は対象外になるというご答弁でございました。

先日、自民党の政調会で県の医師会との意見交換をさせていただいた時に、「このコロナの影響の中で一番大変なことは何ですか」と聞いたら、一番困っているのはやはり医療人材が足りない。特に、少子化、それとコロナの影響で看護師を敬遠される若者が増えてきていることは、大変地域医療にとっても大きな問題だと思っているということでございました。

やはり同じ准看護師ということで、高等専修学校という括りで、別の専門学校は給付があったのに准看護師は給付がないというこの格差というものも、やはり医療の側面、地域医療の側面からも大変格差を感じさせてしまうのはいかがなものかと思えますし、そこを補完するような別の支援のあり方も必要だと思うんですが、その点に対してどのようにお考えですか。

【門池学事振興課長】看護学校、准看護師の養成の看護学校も含めました専修学校の高等課程の生徒に対して、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮している学生への支援としましては、6月の補正予算で授業料の軽減制度というのを設けておりまして、学校がその授業料の6分の1を減免した場合に、3分の2を県が補助するという制度を設けておりまして、県としましては、まずその制度を活用していただければと考えております。

【松本委員】先ほど答弁がありましたとおり、やはり県単で、そういった適用を受けない学生も対象に補完をしてくださることは大変ありがたいことだと思っております。

ただ、そうは申しまして、医師会からの要望というのは、地域医療に関わる、これは医療人材対策室にも関わると思うところであります。

気になるのは、補助の上限が、今、県単でちょっとしたようなものが、例えば隣の佐賀県がそれを上げた場合に条件がいいところに流出をしておそれもあるわけでございます。これは専修学校だけの問題ではなくて、やはり医療人材対策室とも協議をして、今の准看護師養成の学校の今の状況、そういったことが実際あっているのかも含めて確認をしていただいて、そして、医療人材対策室と連携して、看護師の確保のた

めにどういったことが県としてできるかということも、今後の地域医療に対しても大きな課題となりますので、ご検討いただくことを要望して質問を終わります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】以上で質問を終了いたします。

次に、自由民主党会派より、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」提出の提案を受けております。

事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書案配付）

【深堀委員長】それでは、松本委員から意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【松本委員】今、お手元にお配りをしております意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

予算のところでもございましたが、この文章にもあるとおり、公私間に教育のデジタル化の格差というものも現状としてございます。

さらに、保護者の負担の格差もございまして、データによりますと、保護者の負担が、公立は1万4,900円に対して、私立は31万6,666円ということで、公私間で21.3倍の保護者負担の格差が現状としてございます。

また、学校施設の耐震化の格差におきましても、公立の耐震化は100%に対しまして、私立の耐震化は85.8%ということで、これも私学の経営の状況にもよりますが、大変厳しい状況でございます。また、それに追い打ちをかけるように、少子化による生徒減というのが背景にございます。

本県の私学は、小規模、中規模が多く、今後、経営難に陥る私学が出てくるのではないかとい

うことに大変懸念をしている次第でございます。

しかし、一方、文章にもありますとおり、若者の県内定着について、人口減少で流出が懸念される中、県内就職におきましては公立が63%に対しまして私学は73.6%と、若者の定着に大変貢献をしているという背景もでございます。

こういったことに鑑みまして、学校施設の耐震化やICT環境の整備充実、また、私立学校の保護者の経済的負担軽減など、国の責務として、さらなる支援をお願いするために意見書を提出しております。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

【深堀委員長】ただいま、松本委員から説明がありました「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】しばらく休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

意見書（案）の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、総務部関係の審査結果について、整理

したいと思いを。

しばらく休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

【深堀委員長】再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

次に、教育委員会関係の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時 9分 再開

【深堀委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【深堀分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」教育委員会をお開きください。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は1,375億231万7,000円となります。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金250万円の増については、保健、

医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業に係る国の委託金であります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

県立高等学校における一人一台パソコン等の整備に係る経費として16億6,036万円の増を計上いたしており、詳細につきましては、この後担当課からご説明申し上げます。

また、教員のICTを活用した指導力向上のため、教育センターへのパソコン整備に係る経費として148万5,000円の増、保健、医療、福祉との連携に係る連絡・調整及び聴覚障害のある乳幼児や保護者に対する教育相談や巡回支援等に係る連絡・調整業務を補助する乳幼児教育相談マネージャーの配置に係る経費として250万円の増を計上いたしております。

債務負担行為については、県立高等学校における一人一台パソコン等の整備に伴い、学校へのサポート体制強化のために令和3年4月からシステムエンジニアを1名増員するための経費として教育情報ネットワーク維持管理経費（SE委託）528万7,000円を計上しております。

また、繰越明許費について、県立高等学校における一人一台パソコン等の整備において、年度内に納品が困難なことから、16億6,036万円、大村高校のエレベーター設置工事において、取付技術者の確保の見込みが立たず、年度内に適正な工期を確保することが困難になったことから、7,800万円を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【狩野高校教育課長】 高校教育課分の補正予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

お手元の「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）補足説明資料」及び「予算決算委員会文教厚生分科会説明資料」第110号議案関係部分の4ページをご覧ください。

県立高校ICT活用授業推進事業についてでございます。

まず、1の事業概要についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等の緊急時における学びを保障するとともに、Society5.0時代の学習環境の基盤を早期に整備し、ICTを活用した授業を推進するため、県立高校において一人一台のパソコン等を整備するものでございます。

次に、2の整備内容についてでございますが、県立高校の生徒用パソコン2万3,860台、教員用パソコン2,210台、教育センターにおける教員研修用パソコン33台、各パソコンから電子黒板への画像転送装置788台分の予算を計上しております。

次に、3の整備スケジュールについてでございますが、今回の議会で議決を得られましたならば、12月に入札を実施し、仮契約を締結し、2月定例会県議会において契約議案を提案し、ご承認をいただければ、3月中に本契約を行い、4月以降に学校ごとに随時納品していくように考えております。

続きまして、「予算決算委員会文教厚生分科会説明資料」第110号議案関係部分の7ページをご覧ください。

納品につきましては、来年4月以降になることが見込まれますため、補正額と同額の繰越明

許費の設定を提案しております。

申しわけございませんが、また補足説明資料の方にお戻りください。

4の一人一台パソコンによるSociety5.0時代に向けた授業、学びの形態の変容概要についてでございます。

平常の授業におけるパソコン活用の一例でございますが、例えば、授業中、インターネットから情報を得ることで授業内容に係る知識や興味、関心を広げたり、理解を深めたりすることができます。

また、生徒がパソコン上でまとめた資料を電子黒板上に転送し、クラス全員で資料を共有した上で生徒が発表し、その内容についてクラスで質疑や意見交換をすることも可能になります。

一斉授業の知識・伝達型の授業に拘泥せず、生徒たちの主体的な学習を促すとともに、グループでデータを共有し、話し合いをしながら学び合う協働学習を取り入れることで、いわゆる主体的・対話的な深い学びを実現する授業が一層促進されるものと考えております。

さらに、生徒一人ひとりのニーズや理解度に応じた学習が可能となるよう、教員が自作した習熟度別の教材や民間のデジタル教材等を活用して個別学習の充実も図ってまいりたいと考えております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、一人一台パソコンの補正額約16億円の中身についてお尋ねいたします。

横長資料の4ページには、「全ての県立高校

の生徒に一人一台のパソコン等を整備」というふうにあります。補正予算の概要のところでは「通信制を除く」と書いているんですが、通信制はどういうふうになるんですか。

【狩野高校教育課長】今回の補正予算につきましては、県立高校の全日制、定時制のみに整備をしていくということになります。

【堀江委員】通信制は除くんですね。通信制の生徒はどれくらいおられるんですか。

【狩野高校教育課長】今年の5月1日現在の数値ですが、鳴滝高校に550名、佐世保中央高校に528名、合計で1,078名が在籍しております。

【堀江委員】こちらの資料がいうように、「全ての県立高校の生徒に一人一台のパソコンを整備する」と言いながら、細かく見ると、通信制で学ぶ生徒には整備をしないのは、何か理由があるんですか。

【狩野高校教育課長】今回、端末等の整備につきましては、全日制と定時制に整備させていただいておりますけれども、主な理由として2点ございます。

1点目は、今回の端末等の整備に当たりましては、コロナウイルス感染症対策としての地方創生臨時交付金を活用させていただいております。交付金の趣旨に鑑みまして、今後、感染症の再拡大により臨時休業となった場合でも、切れ目ない生徒たちの学習を保障する手段として整備することといたしました。

従いまして、原則として、平時におきまして、毎日通学して学んでいる全日制と定時制を対象とさせていただきます。

もう一点は、今回の端末導入の大きな狙いと申しますのが、緊急時の学習保障に加えまして、平時における端末を活用した授業改革にございます。先ほど、補足説明でも申し上げましたが、

平時の授業において、ICTを活用した授業を推進することで主体的・対話的で深い学びを一層実現できる授業を展開できる教育環境を整備することといたしました。

通信制における学習の柱というのは、自宅でのレポート学習と、月に3回程度のスクーリングとなっております。月数回のスクーリングの中で、教科書を学び終える必要がございますので、スクーリングでは教科書で取り上げられている基礎的・基本的な事項をしっかりと教えていくこと、また、生徒たちの質問に答えなければならぬという現状がございます。通信制の学びの現状に鑑みまして、今回の補正につきましては、全日制と定時制に整備することといたしました。

【堀江委員】通信制の場合は、月3回くらいスクーリングというか、学校に行くんですね。もちろん家庭学習というか、レポート提出が主であるということは理解をいたしますが、例えばコロナ禍になった時に、学びの保障ということ一つをとっても、例えば1か月休校になったという時でも学校に行けないという対象になりますよね。

また、それだけではないと、ICTを活用した授業の推進をするということになれば、単に教科書を理解し、読み解くだけではなくて、パソコンを使ってどういうことができるか、そのことを学んで、実際に社会に出た時にどう活かすかということ、それは全日制であれ定時制であれ通信制であれ、学ぶ方法は、生徒の置かれた状況は変わっても同じようにすべきだと私は思います。それは確かに頻度が少ないでしょう。けれども、そのことを理由にもってきていいんですか。そういうことがあっても、県内の高校生ではないですか。しかも、人数としては

1,000人余りでしょう。片や2万3,000人の生徒にパソコンを導入するのであれば、1,000名の生徒たちにも同じようにすべきではないかというふうに、私自身は、ちょっとこの「通信制を除く」ということには違和感があるんですけども、これはどうなんでしょう、今後、検討すべきではないんでしょうか。それともそういうふうに答弁しましたか、再度確認をします。

【狩野高校教育課長】堀江委員ご指摘のとおり、これからSociety4.0から5.0という新しい時代に向かっていく中で、ご指摘のとおり全日制、定時制、通信制の生徒に限らず、また、従来型の学びのよさを踏襲しながら、新しい学びのあり方というものを考えなければいけないと考えております。

私も教育行政に携わる者として、教育における平等とは何かということを常に考えております。一つは、例えば機会を平等に与えるという平等もあるでしょうし、教育環境を平等に整備するということもあるでしょうし、もう一つはそれぞれの学びの特性に応じて、その学びが充実するように、学びの形態に最も合う形でどう教育行政として支援をしていくか、これも教育の支援の平等ということではないかと考えております。

今ご指摘のとおり、これからの通信制における新しい学びにつきましては、学校ともよく相談しながら、こういった形で支援するのがいいのかということは考えてまいりたいと思っています。

【堀江委員】最後にいたしますが、貴重な教育の学びとは何かという課長の見解も聞かせていただきましたけれど、いずれにしても、教育環境を整える、学びの保障をきちんと教育環境で整えるというのは、私は行政の仕事だと思って

います。

そういう意味では、こういう学び方だからパソコンは要らない、こういう学び方だからパソコンが要る、それはちょっといかがなものかと私は思っておりますので、今回、通信制を除くということでの配備ですが、少なくとも、県内に学ぶ高校生がどういう学び方をしようと、高校を出る時には、きちんと、それなりにICTを活用した対応ができるような、そういう対応をしていただきたいということをあえて申し上げておきたいと思っています。

【中山委員】県立高校ICT活用授業推進事業についてお尋ねします。これを見ますと、一日も早く配付してほしいということでありましたけれども、債務負担行為で来年度以降となって、残念な気もするわけです。

その中で、生徒用のパソコンを4月以降に随時ということでありましたけれども、4月からどういうスケジュールで、一番早くいつ頃で、どの程度までかかるのかという問題と、併せて教職員用と教員研修用パソコンはできるだけ早く配付した方がいいんじゃないかと思いますが、この辺の配付の計画についてお尋ねしたいと思います。

【日高教育環境整備課長】パソコンの調達につきましては、高校教育課から再配当を受けまして、私どもの方で調達をさせていただきます。

まず、今回の調達に当たりましては、2つの事務手続といいますか、制度がございます。

1点目は、WTによるものという形で、3,000万円以上でございますので、県の入札公告を県の公報、毎週火曜日と金曜日に発行しております公報で行うことが必要になります。そのためには、1週間以上前に原稿を出す必要があります。それから、公告期間を40日間以上取る

必要がございますので、補足説明資料にございますように、入札・開札がどうしても12月になります。

その後、7,000万円以上の財産の取得ということになるものですから、どうしても2月定例会で議会の審議をいただきまして、3月中旬に議決をいただきまして本契約、それから調達という形になります。複数の業者に聞き取りをしましたけれども、今の高校につきましては、無線LANの整備をしておりますけれども、パソコンと無線LANとの設定等に1か月から2か月かかるということがございますので、1学期中には全ての高等学校に納品ができるんじゃないかと。設定が終わった学校から順次納品していくようにと考えております。

教師用パソコン等につきましては、また別途、契約が成立した後に業者等と協議をしてみたいと思っております。

【中山委員】数が多いので、そうならざるを得ないのかなという気がするんだけど、やはり1学期間という、4月から7月20日ぐらいまで3か月間ぐらいありますよね。無線LANの関係もあるということだったけれども、やはりできるだけ統一して配付時期をできるだけ前倒していくという努力はやってほしいと思います。

それと併せて、教員用パソコンとか、教員研修用パソコンというのは、今年度中にこれだけぐらいはやれないものですか。これは別途契約できないんですか。

【日高教育環境整備課長】WT といいますのは、一連の調達が3,000万円を超えるという形で、今回、トータルの調達が16億円を超えるものですから、これを分けて注文したとしても、WT の制度に乗っかる必要がございますので、

最短でも4月以降の納入になるということがございます。

【中山委員】教師用を先に配付しないことには、教師が十分に慣れてしまわないことには、生徒に指導することはなかなか難しいと思うので、ぜひその辺はできるだけ早く、教師に配付をしていただくようお願いしておきたいと思えます。

それと、その効果として、先ほど話がありましたけれども、一斉授業の知識伝達型の授業から生徒主体の主体的・対話的、深い学びへということで、確かにこういう形で流れていることについては十分わかるし、これを推進してほしいと思うんですけども、このパソコンは、例えば一番遅くて1学期の終わり頃になると。それで生徒に流して、先生に流して、そしてすぐ主体的・対話的、深い学びに活用できれば一番いいんだけど、そう簡単なものじゃないと考えるんですが、今の説明どおり、なりますか。

【狩野高校教育課長】今、中山委員からご指摘のとおり、大事なのはどう指導していくかという指導者のスキルの問題がございますので、実際、端末が整備されますのは4月以降になりますけれども、もう今年度から、教員にはどう授業が変わるのかというのをイメージしてもらうために、研修を今年度中に実施をしたいと考えております。

【中山委員】それ以上答弁できないかもしれませんが、私が聞いた範囲では、小・中・高校の中では、先生が一番、高校が一斉授業をやっているというような話で、この生徒主体の主体的・対話的な学びが通常では難しいんですよ。通常では難しい。その中で少し研修したぐらいで、新たな道具を使ってやれということは、なおさら非常に難しさがあるので、先ほどの説

明についてはそのとおりだと思うので、できるようにもう少し知恵を使って、問題は先生がそういう考えを持つということと、道具を十分に使いこなすということが非常に必須条件になると思いますので、ぜひ生徒主体の主体的・対話的学び、これをかなえるための最善の努力をひとつ要望しておきたいと思います。

【松本委員】先ほどの中山委員の質問に関連するんですけども、まず、高校の生徒2万3,860名にパソコンが支給されるということで、この予算が可決されると、県内の高校生、そして保護者も大きく期待をするところがあると思います。来年度以降、パソコンの導入によって高校教育がどのように変わるんだろうかというところが一番の争点であって、パソコンが入ることが目的ではなくて、入れた後の内容について大変期待をしているところでございます。

先ほどの補足説明資料の中にありましたが、一斉授業から、今後は主体的・対話的な深い学びになると。また、個別完結型学習から一人ひとりの考えを共有し議論する協働学習に変わるというふうに言葉は出ておりますけれども、では、実際、具体的に教育の現場で、今までこうだったものがこう変わるとか、そういったものはもう来年度であるのでイメージであったり、考えがあられると思いますが、その辺の具体的なパソコン導入による教育の変化について、お尋ねをいたします。

【狩野高校教育課長】これまで教室の机の上といえば、教科書があり、ノートがあり、筆記用具がありと、そこに新しい文房具としてパソコンが加わることになりますので、授業での学び方であるとか、授業の質が変わってくるだろうと思っています。

ですから、先ほど中山委員からのご質問があ

りましたけれども、教員の授業観を変えていかなければならないと思っています。授業改善のキーワードは、私は3つあると思っております。1つ目は広がりです。2つ目が深まりです。3つ目がつながりです。

広がりと申しますのは、教科書で学んだことをさらにインターネットで調べて知識を広げていくことができます。また、同時に興味や関心も広げていくことができるだろうと期待もしております。

深まりと申しますのは、学んだことを個人で完結するのではなくて、グループやクラスで意見交換や話し合いをすることで自分の学びを深めていくことが可能になると考えています。例えば、パソコン上で生徒が作成したパワーポイントの資料を、すぐにグループで共有することができます。これまでは、紙の資料を人数分コピーして共有していたことが、例えばAさんはどんな資料をつくっていたのかというのを自分のパソコン上で見ることも可能になり、他校の生徒とデータを共有することも可能になっていきます。

また、クラス全体での発表となると、これまでは、例えば模造紙に書いて、それを黒板に貼って発表するなど大がかりでございましたけれども、これからは生徒がパソコン上でつくった資料を電子黒板に転送して、クラス全員で見ながら発表や議論もできる、そういった授業に変わっていくだろうと思っています。

最後に、つながりと申し上げるのは、オンラインで外部の講師の講義を教室で受けることも可能になります。また、他校の生徒とも意見交換がオンライン上でできるようになっていきます。

このように、これからの学びというのは、教

室や教科書、また、個人の枠を越えて広がっていく、深まっていく、また外部とつながっていくものと考えております。また、生徒の学びが、自分で調べたり、まとめたり、発表したりなど、能動的で主体的な学びに変わっていくものと考えております。

【松本委員】今の答弁の中で「広がり」「深まり」「つながり」という3つのキーワードを説明いただきました。より具体的に説明いただいたので、大きく期待をするところであります。やはり一番大事なのは、一斉授業ではなくて、この導入により主体的に、そして一人ひとりの考えを共有し、協働学習もできると。どう活かすかでございますが、今回、教員用のパソコンが2,210台入ります。実際、導入した事業は来年度からになりますので、まだ時間があります。先ほど答弁にありましたとおり、研修がこれから入ってくると思います。

高校になると、義務教育と違って、進学校もあれば実業校もあります。学習内容というのは学校によって様々に違うし、方向性も目的も変わってくると思います。

そうなりますと、やはり学校によって先生がどう活用するかというのは、先生方にとって非常に負担にもなりますし、ある程度方向性を県教委で決めて、それに向かって取り組んでいく、特に1年目でもありますし、そういった準備とかも必要になると思いますが、今、答弁でお話したような方向性をどのようにして高校の教員の方々に進めていくのか、お考えがあるのか。そしてまた、それによって効果というものはどのようなになるのか、お尋ねをいたします。

【狩野高校教育課長】まず、学校を預かる校長の意識というか、準備をしないといけないと考えていますので、来週月曜日、県立学校の校長

会がございますので、その中で私の方からまずお話をしたいと考えております。

教員につきましても、パソコンが1台入るといのは、教員にとっては教育界の黒船のようなものだろうと思っております。したがって、今年度中から心の準備をしていただかないといけないということで、先ほど申し上げたように、導入前の事前研修をして、その中でも今回の導入の趣旨等をまず教員がしっかりと踏まえ、来年度に備えて準備をしていく必要があると思っております。

【松本委員】やはり先生によってパソコンの得意、不得意な方もいらっしゃる方もしれませんし、この先生はパソコンをすごく使っているけど、この先生はあまり使っていないということがあってはならないと思うんですね。特に、高校生になると、もう社会に出る直前でございますから、やはりパワーポイントを使ってのプレゼンテーションとか、そういうことも高校の授業の中でやることによって、就職、もしくは今後の社会人の活動に大変大きく有意義なものになると思いますので、そういったものも含めまして、来年度からこれを活かしたことによってこのように効果があったというものを出せるように、導入によってこのような成果が出たというのが、来年1年間で報告ができるように、そういう意識をもって、各校の先生方にはちょっと負担にはなりますけれども、しかし、これを導入することによって効率化というのも出てくると思います。今までかかっていた労務というのも短縮することができるかもしれないし、そういったものも含めて内部でも、教員の負担軽減にもつなげることができるのか。また、1回やってしまえば、ある程度基礎ができれば2年目以降はまたやりやすくなると思いますので、

1年目が一番大変だと思いますので、だからこそしっかり取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【赤木委員】お疲れさまです。私も県立高校ICT活用授業推進事業についてお伺いいたします。

この記載のとおり、学習環境の基盤を早期に整備するため、県立高校において一人一台パソコン等を整備となっています。この「整備」という言葉をお伺いしたいんですが、このパソコンを買うことは私はすばらしいことだと思うんですが、このパソコンは誰のものになるんでしょうか。

【狩野高校教育課長】公費で整備しますので、県のものとなります。

【赤木委員】県のものということは、県が来年度に導入されて、高校生には全員配付されるということなんですが、やめたら返してもらおうという形になるんでしょうか。

【狩野高校教育課長】卒業時には返していただくということになります。

【赤木委員】やめたり、卒業される時には返していただく。転校してきた場合は、ちゃんと整備できるような環境にあるんでしょうか。

【狩野高校教育課長】今、予算を計上させていただいているのは、今年の5月1日現在の在籍数で計上しておりますので、当然、今後生徒の出入り、県外からの転校等ありますので、そこは十分対応できるように準備したいと考えています。

【赤木委員】最終的には、今回の予算ではなくて、随時という意味ですか。これは予備も含めた県立高校の生徒分の台数ということなんでしょうか。

【狩野高校教育課長】毎年1%ぐらいずつ県内

の高校生の数は減っていますので、その分を生徒の出入りも加味した上で整備をしたいと考えています。

【赤木委員】不都合がないように取り組んでいただきたいと思います。

このパソコンは県のものということなので、何か不具合とか、壊れたとかあれば、県がメンテナンスというか、保証していくということなんでしょうか。

【狩野高校教育課長】来年につきましては1年間のメーカー保証がついておりますので、それに対応したいと考えております。2年目以降につきましては、先進県の例を参考にし、例えば佐賀県は公費で修理代を予算に上げているというのがありますので、2年目以降どうするかということは、今後検討していきたいと考えております。

【赤木委員】わかりました。

生徒が、故意ではないと思うんですけども、壊してしまった場合、故意に近いような形で壊してしまった場合は、その生徒負担、家庭負担ということになるということですか。

【狩野高校教育課長】故意に壊したとなると、やはり保護者負担になるかなと思うんですけども、このパソコン等の保険などもありますので、それは当然任意の加入になると思うんですけども、そういったものもあるということは保護者等には伝えていきたいと思います。

【赤木委員】わかりました。では、今、高校2年生が高校3年生になった時にパソコンが付与されて、1年間使ったら返してもらおうということですね。そうなれば、その返してもらったパソコンは、また次の1年生に回るといった仕組みということによろしいでしょうか。

【狩野高校教育課長】そのとおりでございます。

【赤木委員】 理解しました。

では、この数年においてはこのパソコンで対応できると思うんですけども、やはり5Gの時代になるんですけども、それもどんどん変わっていくと思いますし、パソコンのスペック自体も古いものになってくれば、また替えていかなければいけないと思うんですけども、その替える時期というのは、想定とかされているんでしょうか。

【狩野高校教育課長】 今の予定では、6年間使用しようと考えております。それ以降はどうかということ、まず6年後はパソコンの単価も大分変わっているでしょうし、スペックも変わっていると思います。その後、公費で賄うのか、もしくは保護者負担にするのか。生徒たちが持っているスマホ等を持ち込ませるのか、いろんな選択肢があるかと思っておりますので、とりあえず6年間は、来年度整備するパソコンを使用して、その後についてもどうするかということは検討していきたいと考えます。

【赤木委員】 わかりました。

いずれにしても、生徒たちに不都合が起きないような制度設計をお願いしたいと思っております。

このパソコン、文房具という言い方を課長はされていましたが、当たり前にある存在になってくるものと思っております。それに対して、やはりいろいろ懸念することは、今までにないことですので、パソコン上でいろんな個人情報のやりとり、生徒間でやりとりもできるようになると思っておりますので、SNSとかも使えると思っております。それに対して何かマニュアルといいますか、ある程度規制を設けていくという考えは特に今あるんでしょうか。

【狩野高校教育課長】 県教委の方で活用マニュアルを作成したいと思っております。今、多くの

生徒たちがスマホ、もしくは個人のパソコン等を持っていますが、一人一台も入りますので、情報モラル教育というのを同時に進めていかなければならないと思っております。

【赤木委員】 わかりました。そうですね。今までと違う流れになりますので、私もこれから勉強させていただきましますし、生徒さんたちからも意見をいただいていることがありますので、またこういった場でもいろいろ議論させていただきたいと思っております。ぜひともスムーズな導入につながるよう、よろしくお願いたします。

【深堀分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】 直接関連はしていませんけれども、パソコンの授業を推進しようということだと思いますけれども、学校のサポート体制強化のためのシステムエンジニア1名増員とありますよね。改めてその内容を教えてもらいたいということと、1名増員ということですから、現在も何名かいるような感じがするんですけども、その辺を含めて、今現在どういう体制になっているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

【桑宮総務課長】 SEの委託についてのお尋ねでございます。現在、システム管理のSEが5名おります。これは校内ネットワークの障害、あるいは学校、教育委員会で使用しているシステムの管理をしておりますシステムエンジニアが5名います。これを1名増員して6名体制とするというのが今回の債務負担の内容でございます。

その趣旨としましては、やはりパソコンが一人一台で増えることで、ネットワーク関係のお問い合わせ等が増えてくることを想定して1名増という内容にしております。

【中山委員】 現在5名体制で、一人一台ということだから、今度相当数が増えますよね。それ

を1名の増員でサポートできるのかなという感じがするんですけれども、その1名で十分に対応できると思って上げていると思うんですけれども、初期の段階ですから、もう少し丁寧にやっていくためにはこの辺を厚くして、慣れたら元に戻していいと思いますけれども、そういうのをひっくるめて、1名増員ということに拘るわけじゃありませんけれども、もう少しこの辺を強化する方法というのはいないわけですか。

【桑宮総務課長】今回、一人一台ということで、今私の方から申しあげましたネットワークの方の対応以外にも、委員が想定されている内容で、例えばソフトの使い方ですとか、授業での活用方法とかのお尋ね等もあるのではないかとのご趣旨もあるのかなと理解しております。その部分の対応につきましては、現在、高校教育課の方で対応を検討しておりますので、例えば来年度予算の方で計上させていただいて対応するとか、そういう方向になっていくのではないかと考えております。

あと、私どもが所管しておりますネットワーク上の対応につきましても、6名体制ですけれども、状況を見まして、さらに増強する必要があるのかなのかということも判断してまいりたいと思います。

【中山委員】今の課長の答弁を了といたしますけれども、いずれにいたしましても、パソコンを使って授業を大きく変えていこうと。先生からすれば黒船だという話もありましたので、そうすると、やはりその整備をきちんと、先生たちがそれに慣れるようにサポート体制を強化していただいた方がスムーズに導入できると思いますので、ぜひその辺を含めてサポート体制の強化を要望しておきたいと思います。

【深堀分科会長】分科会長を交代します。

【石本副会長】分科会長、どうぞ。

【深堀分科会長】幾つか質問させてください。

委員の中から質疑があったんですけれども、今回のパソコン導入によって授業の環境が変わるということのイメージがどうしてもつかみにくくて、補足説明資料の中の4番にSociety5.0時代に向けた授業の改革ということになっているわけですが、もう少し現時点でわかっている、例えばどういったソフトを使うのか。先ほどちょっとパワーポイントという表現がありましたけれども、どういったソフトを使って、どういふふうに変えるのか。これを導入することは教育委員会としては決めているわけですから、パソコンを活用してどういうことをするのかというのをもう少し具体的に提示いただけませんか。

【狩野高校教育課長】一つは、いつでも調べる環境が整いましたので、教科書で学んだこと、今までは教科書に書いてあることにとどまっていたんですけれども、それを含めた、付随したいろんな知識もインターネットを通して得ることが可能になっていくというのは、まず大きな違いだろうと思っています。

そして、今までグループでのディスカッションというのは、ほとんどお互いの資料なくやっていたんですけれども、もしくはノートを回し見しながら、ほかの人たちがどんなまとめをしているかということを見ながらグループの協議をしていたんですけれども、それをパソコン画面で、ほかの生徒たちがどんな資料をつくっているのか、どんなふうにとまとめたのかということを見ながら、協議も議論もできるということになっていきます。

そして、先ほど申しあげましたが、グループ全体で発表しようという時も、生徒たちはほと

んど発表者の資料なしに、ただ耳で聞いていると、もしくは資料は教員がコピーして印刷をして生徒に全部ペーパーで配って、それをもとに発表させておりましたけれども、これからはパソコンでつくった資料が電子黒板に転送できるようになりますので、その資料を見ながら生徒が発表できたり、その資料を共有しながら、クラスで意見交換とか、ディスカッションとかができるということになっていきます。

また、つながりと申し上げましたけれども、これまで、例えば外部の講師を呼ぶとなると、かなり大がかりでした。しかし、教室にいながら、大学の先生とつないで、そこから講義を聞くことができます。また、他校の生徒と交流しようと思えば、今までは出向いていかなければいけませんでした。それがオンラインで、パソコン上で、教室にいながらA高校とB高校の生徒たちがつながっていくということも可能になっていくということになります。

【深堀分科会長】わかりました。いろんな資料をパソコンを活用しながら、ペーパーレスといったことができると。最初にイメージした時にも、教科書やテキストが、もうパソコン上で見られるような状況になってしまうのかなということを少しイメージしていたんですけれども、そこまではいかないような状況ですね。生徒がつくった資料を共有してネットワークで見られるような状況をつくったりすることはできるという環境。これから、また先にSociety5.0の流れの中で、恐らくまた深化していくんでしょうけれども、当座は今言ったような形だということですね。その点は理解をしました。

そこで、当然のことですが、無線LANでネットワークを構築するという話でしたけれども、今回の予算の枠組みの中にはそのことが載って

ないんですけれども、これはもう整備がされていると理解をしいいんですか。

【日高教育環境整備課長】県立学校の校内高速無線LANにつきましては、今年の2月の経済対策の補正予算で、すいすいスクールネットワーク整備事業ということで予算をつけていただきまして、今、整備をしております。来年2月ぐらいまでには全ての高校で整備が済む予定でございます。

【深堀分科会長】今整備中だということですが、もちろんその時点では、全ての生徒にパソコンが配置されるということにはなってなかったわけですね、そういう環境をつくると。

当然のことながら、今回、2万3,860台、各教室で数十台が一斉に稼働することになりますよね。そうなった時に、今、設置しようとしている中身の中で、通常Wi-Fiでいけば、家庭では5台以上使えば速度が遅くなったりということがあるんですけれども、当然各教室で数十台が同時に稼働する中で、そういったところまで見据えた形での整備になっているんですか。

【日高教育環境整備課長】今回整備しております無線LANにつきましては、10ギガ対応の無線LANを整備しておりますので、1クラス40台のパソコンが一斉にアクセスしても十分対応できると考えております。

【深堀分科会長】わかりました。そうしたら、その問題は今のところないということですね。

もう少し聞かせてください。先ほど各委員からも質疑があったんですけれども、当然無線LANにアクセスできるということは、イコールインターネットにアクセスできるということですよ。そうならば、当然のことながら、先ほどマニュアルの話が少し出ましたけれども、これだけの予算を投じてこういう環境を整備する

わけですから、このパソコンの使用に関するマニュアルといいますが、基準といいますが、そういったものを整備しておかないといかんですよね。

先ほど、故意、過失いろいろあるけれども、例えばパソコンが壊れた時の対応とか、こういったところは当然保護者の責任において弁償しなければいけないような事例があるとすると、それは最初にそういうルールをつくって、導入する時点で保護者の皆さんにも、こういうことがあった時には請求することがあるんですよということを通知しなければ。もう勝手にこちらでつくっていて、いざそのことが起こってから言っても、それはおかしい話であって、そういった周到な準備が必要だと私思うんですけれども、その点はいかがですか。

【狩野高校教育課長】情報モラルにつきましては、いいチャンスだと思っておりますので、これはマニュアルをつくって伝えていきたいと思っております。

また、この端末整備につきましては、保護者の理解、ご協力も必要ですので、学校と保護者、生徒の対応、意識の乖離が生じないように、きちんと年度の初めから、パソコンの整備の趣旨であるとか、注意事項であるとか、そういったことは保護者の方にも通知等をしながら伝えてまいりたいと考えております。

【深堀分科会長】その基準をつくる時に、このパソコンを貸与された学生、生徒が、まず自宅に持って帰る前提なのかどうかというのがあると思うんです。

こういったコロナ禍の中で自宅でというのは当たり前、それを想定してやっているわけだから。ただ、今、通常に生徒が登校できる状況の中で、パソコンを自宅に持って帰っていいとい

うふうにするのかどうか、そのあたりはどういうふうに考えているんですか。

【狩野高校教育課長】パソコンにつきましては、授業での活用に加えて、家庭学習でも使えるようにしたいと考えております。

例えば生徒が、教員がつくった教材をダウンロードして帰って、パソコン上で宿題をしてみると、そのようなことも考えております。

【深堀分科会長】わかりました。それならなおさらのこと、先ほど申し上げたような明確ないろんなルールづくりといいますが、そういったものをしっかり整備をして、来年スタートするわけですから、それまでにはしっかり周知徹底を図るようお願いしておきたいと思います。

終わります。

【石本副会長】分科会長を交代します。

【深堀分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】それでは、質疑がないようですので、質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、

しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から委員会を再開いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時28分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等の説明も併せて説明を求めます。

それでは、教育長より、総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第116号議案「契約の締結について」、報告第21号 知事専決事項報告「損害賠償の額の決定について」であります。

はじめに、事件議案についてご説明いたします。

第116号議案「契約の締結について」は、長崎市に整備する「長崎県立長崎図書館郷土資料センター」（仮称）の建設に係る新築工事の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第21号 知事専決事項報告「損害賠償の額の決定について」は、退職手当支給制限処分等取消請求事件において、県が元職員に行った退職手当支給制限処分（全部）の取消判決が確定したことに伴い、退職手当を一部支給する事案に対し、その遅延損害金を支払う必要があることから、8月7日付けをもって知事専決処分をしたものであります。

なお、具体的内容につきましては、後ほど教

職員課長から補足説明いたします。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（学校における新型コロナウイルス感染症事案の発生について）

去る7月末から8月上旬にかけて発生した、長崎北陽台高校における新型コロナウイルス感染症の集団感染においては、生徒18名と教員1名の合わせて19名の感染が確認されました。安心・安全であるべき学校教育の場において、このような事態が発生したこと、また、急遽学校を休業したことにより、貴重な学びの機会を奪うことになったことについて、生徒、保護者の皆様にお詫び申し上げますとともに、県民の皆様にも多大なご心配やご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げます。

また、大村工業高校において、バレーボール部顧問1名が、県外合同合宿の引率後、発熱と味覚に異常があり、PCR検査の結果、陽性と判明しました。なお、当該合宿に参加した生徒及びもう一人の顧問については、PCR検査の結果、全員陰性が確認されております。

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、各県立学校においては、授業中のエアコン使用時においても2方向の窓やドアを同時に開放するなどの十分な換気を行いつつ、マスク着用を励行し、生徒が密集して長時間活動するグループ活動を控えるなどの対策を講じてまいりました。

今回の感染事案を受けまして、改めて各県立学校及び市町教育委員会へ新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する学校管理の徹底などについて通知いたしました。また、集団感染が生じた事案の検証結果に基づく改善策について、全県立学校で情報共有を図ったところです。

さらに、学校での新型コロナウイルス感染症の発生により、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者に対しては、面談等を通して心と体の健康状態を把握するとともに、各市町教育委員会や学校と連携しながら、必要に応じてスクールカウンセラー等を派遣するなど、組織的な対応の強化を進めております。

県教育委員会としましては、引き続き、「新しい生活様式」に基づく感染症対策の徹底を図ることにより、感染及び感染拡大リスクを可能な限り低減しつつ、児童生徒が安心して学習できる教育活動を展開し、児童生徒の健やかな学びを保障してまいります。

なお、長崎北陽台高校における集団感染につきましては、後ほど、高校教育課長から補足説明いたします。

（障害者雇用について）

県教育委員会における障害者雇用率については、本年6月1日時点では2.07%となっており、昨年の1.85%から0.22ポイント改善したものの、法定雇用率2.4%を下回っております。

障害者雇用については、これまで教職員の採用試験における受験要件の見直しや採用枠の拡大などの見直しを行うほか、県立学校の会計年度任用職員においても雇用を進めてきました。また、本庁及び特別支援学校に「ワークサポートオフィス」、「ワークサポートグループ」を設置し、知的障害のある方の雇用及び訓練を行っているところです。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

（諫早特別支援学校の改築等について）

諫早特別支援学校の改築等については、今年度第3棟・第4棟の長寿命化改修工事に着手してありますが、第3棟の内装の仕上げを撤去し

たところ、建物の隠れた部分のコンクリートに著しい鉄筋の腐食と施工不良等があることが判明しました。

補強方法の検討を行いましたが無効な方法がなく、今後改修工事を実施しても建物の耐震性・安全性の確保ができないため、第3棟の改修工事を取りやめ建替えることで進めてまいりたいと考えております。

4ページをご覧ください。

（学力向上対策について）

県教育委員会では、小中学校における学力向上対策として、令和元年度から3年間をかけて「21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト」に取り組んでいます。

この取組においては、これからの時代に求められる学力の土台となる「読解力」を育成するための学習指導について明らかにすべく、モデル地区2地区を指定して調査研究を行い、昨年度末、これまでの成果をまとめた「長崎県読解力育成プラン」を県内の小中学校及び義務教育学校に配付し、活用を促しているところです。

また、今年度は、県及び市教育委員会の職員が小中学校を訪問する学力向上に係る学校訪問において、「長崎県読解力育成プラン」を基に、授業改善の在り方について周知を図るとともに、授業参観及び実施校との協議を通して、学習指導の課題と改善策を検討・共有しております。

読解力の育成については、今後もモデル地区の取組とともに、教科の枠を越えた授業改善の在り方について更に研究を進め、その成果を県内に広げてまいります。

（令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜について）

新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指す次期学習指導要領が告示されている中、

新しい価値を創造できる人材や困難なことに果敢にチャレンジできる人材の育成が求められています。また、本県においては、地域活性化に貢献する人材の育成についても大きな期待が寄せられています。

これらを踏まえ、各高等学校が示す育成したい生徒像、求める生徒像をもとに、生徒が主体的に学校を選択することができ、生徒の学ぶ意欲や多様な能力が評価される入学者選抜となるよう改善し、今年度から新たに実施することとしています。

具体的には、従来の推薦入学者選抜と一般入学者選抜を廃止して、前・後期入学者選抜制度を導入いたします。前期選抜においては、各高等学校が育成したい生徒像・求める生徒像を示し、基礎学力検査やプレゼンテーション等から各校が適切な方法を選択し、選抜を行う「A特色選抜」と、「文化・スポーツ特別推薦入学」を踏襲した「B文化・スポーツ特別選抜」を実施します。

また、3月以降の臨時休業に伴う現中学3年生の学習の遅れは、行事の見直しや夏季休業日の授業日設定等により補うことが可能と各市町教育委員会から意見をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の第2波などによる、再度の臨時休業等も想定し、「令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜」における前期の基礎学力検査及び後期の学力検査の出題範囲を縮減することといたしました。

出題範囲を検討するにあたり、各市町教育委員会及び県中学校長会にも意見を伺い縮減する領域を決定しております。

なお、入学者選抜の検査日付近で新型コロナウイルス感染症の流行があり、後期選抜の受験ができない場合は、追検査を実施いたします。

（「しま」の未来を担う子どもの育成について）

離島に住む小学生を対象とした、今年度からの新規事業である「しまの『ミライ』応援事業」を8月18日から20日の2泊3日で実施しました。

新型コロナウイルス感染症の関係で定員を半減しての募集となりましたが、対馬、壱岐、五島の3市から13名の児童が参加し、地域で活躍されている方や地元で根差して活躍する企業からの講話や体験活動、子ども同士の交流などを通して、「しま」の魅力や課題について考えたり理解したりする機会を得ました。

特に宿泊した佐世保青少年の天地で2日間にわたって実施した意見交換会では、「島の自然や歴史・文化を守りたい」「本土との交通の利便性を高める必要がある」「島外や外国の方とも交流を深めたい」などの意見が出され、将来、離島地域のリーダーとなるような人材の育成に取り組むことができたと考えております。

今後とも、体験交流活動を通じた子どもの豊かな心や社会性の育成、ふるさと長崎県の魅力の再認識を図る取組を推進してまいります。

6ページ、下段をご覧ください。

（旧県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について）

旧県庁舎跡地の埋蔵文化財調査について、本年5月19日から着手しており、現時点で、長さ約60メートル、高さ約6～7メートルの石垣部分が現れております。

また、石垣部分を掘り下げる際に、4代目県庁舎建設の際の盛り土の中からは、近世から現代までの陶磁器の破片などと併せて、花十字文瓦の破片が1点出土しております。

現在、8月24日から10月末までの予定で、石垣下部分や隣接地の江戸時代の町屋部分の埋蔵

文化財調査を進めているところです。なお、調査の状況については、ホームページで随時公表しております。

7ページ、中段をご覧ください。

（教職員の逮捕事案について）

令和2年8月31日に、県内の女子児童の体を触ったとして、南島原市内の小学校教諭が強制わいせつの疑いで逮捕、9月18日に起訴されておりましたが、9月23日に、県内の別の女子児童の体を触ったとして、強制わいせつの疑いで再逮捕されました。

今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

8ページをご覧ください。

（新たな総合計画の策定について）

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら、施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち教育庁部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進や、地域の元気づくりのための社会教育の充実・活性化等を推進することとしております。また、基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人

を育てる」において、地域ぐるみで展開するふるさと教育の推進や、「主体的・対話的で深い学び」等に対応したICT活用等を推進することとしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

そのほか、（新学習指導要領の実施について）、（子どもたちの文化活動について）、（各種スポーツ大会の実施について）、（長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について）、（長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について）の内容については、「文教厚生委員会関係議案説明資料」に記載しております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、教職員課長より補足説明を求めます。

【上原教職員課長】 報告第21号 知事専決事項報告「損害賠償の額の決定について」補足説明をいたします。

お配りしております横長の文教厚生委員会説明資料の準備をお願いいたします。

資料の2ページをお開きください。

「1 これまでの経緯等について」になりますが、県教育委員会が平成28年3月25日付けで県立学校教諭に対して行いました退職手当支給制限処分（全部不支給）の取消を命ずる判決が、本年6月30日付けで確定いたしました。

これを受けまして、「2 対応について」になりますが、県教育委員会は、本県の過去の事例

や他県等の事例から、元教諭に対し、本年7月14日付けで退職手当支給制限処分（一部支給）を行いました。

処分内容といたしましては、元教諭の退職手当の7割を制限し、3割を支給することといたしました。

その後、顧問弁護士の助言のもと、元教諭から3割分の退職手当と、既に支給済みの失業者の退職手当の相殺に係る同意書を徴取し、失業者の退職手当相当額を差し引いた額のみを支払うことで合意を得ましたので、合意後の額により退職手当を支払うこととなりました。

退職手当の支払いについては、職員の退職手当に関する条例第2条の3において、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならないと定められております。そのため、元教諭が懲戒免職処分を受け退職した平成28年3月25日の一月後となる平成28年4月25日から退職手当一部支給までの期間について、民法の法定利率年5%の遅延損害金を支払う必要が生じたことから、8月7日付けをもって専決処分をさせていただきます。

以上で報告議案の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】次に、高校教育課長より補足説明を求めます。

【狩野高校教育課長】私から長崎北陽台高校における新型コロナウイルス感染症の集団感染につきまして補足説明をいたします。

お手元の補足説明資料をご覧ください。

まず、県立高校におきまして、教員及び多くの生徒に感染者が出ましたことにつきまして、委員の皆様方には大変なご心配をおかけしました。

それでは、お手元にお配りしております資料をご覧ください。

まず、1、生徒及び教員の感染状況についてでございます。

感染者数は、生徒及び教員を合わせて19名でございましたが、幸い、いずれも軽症もしくは無症状ということで、現在は、全員通常の学校生活に戻っております。

次に、2、事案発生から臨時休業期間中の対応についてでございます。

(1) 学校の対応につきましては、事案発生直後から西彼保健所と連携し、校内で延べ507件のPCR検査を実施いたしました。延べと申しますのは、1回目の検査で陰性が出て、数日後に発熱をしたという生徒がおりましたので、また再検査をしたということで延べとなっております。

また、7月31日から8月19日までを臨時休業とし、その間の学習の遅れの対応として、各教科で課題を準備し、全生徒へ郵送いたしました。

特に3年生につきましては、学級担任による電話連絡だけでなく、パソコン等を利用したオンラインシステムにより、休業中の学習指導や進路指導を実施いたしました。

(2) 生徒及び教員に対する心のケアにつきましては、臨時休業中に学級担任が全ての生徒に電話で連絡をとり、生徒一人ひとりの心身の健康状態を確認いたしました。

また、校内で生徒たちの心のケアのあり方などを協議するケア会議を開催し、学校として組織的な対応に努めました。

感染が確認された教員に対する心のケアにつきましては、療養中は管理職が電話による相談等を行い、復帰に当たっては校長による面談やスクールカウンセラーによるカウンセリングを

実施し、継続的な支援に努めてまいりました。

次のページをご覧ください。

（3）県教育委員会の対応につきましては、教員の感染が確認された翌日の7月31日以降、連日、職員を学校へ派遣し、継続的に学校を支援するとともに、関係市町教育委員会との情報共有にも努めてまいりました。

最後に、3、授業再開（8月20日以降）に向けての対応についてでございます。

（1）学校の対応につきましては、マスク着用など、基本的な感染症対策の徹底を図るとともに、フェースシールドや面談等で利用する衝立も完備いたしました。また、生徒に対しては、昼食時に机を動かさず、静かに前を向いて食事をとることとするなど、校内外における飛沫感染対策を講じることいたしました。

（2）生徒に対する心のケアにつきましては、県教育委員会からスーパーバイザー1名、スクールカウンセラー3名を派遣して、いつでも生徒をカウンセラーにつなげるよう、教育相談体制の整備に努めたところでございます。

（3）県教育委員会の対応につきましては、本事案を受けまして、9月2日、オンラインによる臨時県立学校校長会を開催し、各学校に対して、今回の事案を教訓とした感染予防のさらなる徹底を呼びかけるとともに、感染症対策と教育活動の両立を推進していく観点から、フェースシールドと衝立等を県立高校及び県立中学校に整備することとし、9月4日付けで通知もいたしましたところで。

以上で補足説明を終わります。

【深堀委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第116号議案「契約の締結につい

て」、1点質問したいと思います。

これは私が申し上げるまでもなく、県立長崎図書館郷土資料センター（仮称）の件で、この議会が終われば新築に向けての工事が始まることとなります。鉄筋コンクリート造りの2階建てで、駐車場も23台分あって、37万冊の収容能力を持つ、県民にとりましては心待ちにしている施設だというふうに思っております。

そこでお尋ねしたいんですが、この進捗状況といえますか、今回の議会が終われば、こういうふうな建物になりますよなど、開館を心待ちにしている県民のわくわく感といえますか、それに寄り添った形でホームページに随時掲載するような対応をとる考えはないのか、教えていただきたいと思っております。

【山崎生涯学習課企画監】ただいま、堀江委員から、工事の進捗状況等について公表していくというようなことをご提案がございました。私ももそのような考えというのは持っております。当然、この後、契約を締結いたしまして、いよいよ工事に着手することになります。その工事の進捗につきましては、随時、写真に撮ってホームページに掲載をしたり、それに併せて機能等も周知しながら、県民の皆様に広く周知をし、今後の開館に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】県立図書館が郷土資料センター（仮称）とミライオン図書館、長崎歴史文化博物館ということで、それぞれにあった資料が分かれて、それぞれの目的に応じて収容されて、県民の利用の仕方もこれまでと違ってくると思うんですが、ミライオン図書館と関係するように、私は、この県立長崎図書館郷土資料センター（仮称）の開館というのは、県民は本当に心待ちにしている施設だと思っておりますので、今の答

弁を了といたしますので、ぜひ県民の開館を心待ちにするというわくわく感に寄り添った対応をとっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

【深堀委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】報告議案第21号、知事専決事項についてお尋ねいたします。

先ほど詳しくご説明いただきました。平成29年10月6日に県議会でも、諮問に対して請求は棄却すべきという判断をいたしまして、当然私も総務委員会におりましたので、このことについては説明を聞いて理解していたつもりであります。このように裁判を経て、一部支給ということになったという報告でした。

やった行為は許されざる行為というふうに思っていて、とりわけ教員の方ということであれば、本当に厳罰ということについてはわかるんですが、結果、県も争ったうえでこのような判決が出たということです。

何でしょうね、この退職金の考え方が、私の考えでは事後支払いの給与という考え方はあまり持ってなかったんですけど、そういう判断があったということなんでしょうか。この支給に至った判決の理由というものをお聞かせいただければと思います。

【上原教職員課長】今回の裁判で敗れた理由については、委員ご指摘のとおり、勤続年数のところで今回の判決においては原告が長期間教諭として勤続してきた。その間に処分歴はなく、勤務状況は、与えられた職務を重大な問題なく行ってきたということで、そういった判断がなされております。それと、飲酒運転については計画性が疑われず、重大で悪質な部類とまでは言い難いというような判断がありました。

そういったところで、今回については我々の

主張が認められずに、こういった判断になったというふうに理解をしております。

【川崎委員】そうですね。主張されたことは、計画性がなくですね、計画性はなかったかもしれませんが、そうなることは誰しも予測ができるわけで、このような行為自体が許されるようなことがあってはならないと思うんですね。

懲戒免職になれば退職金が支払われないよと、ある意味自分自身を律するための大きな後ろ盾だというふうに私は思っているんですが、決してそうじゃないということになってくると、果たして今後の規律という部分についていかなものかなと。これから、皆様方がいろいろ職員を指導していかれるに当たって、大きく逆行するようなことがあってはいけないと思うんです。そういうことはないとは思いますが、今後の指導のあり方にいろいろ影響してくるんじゃないかということをやっと懸念をしているわけです。

先ほどは、教育長から南島原市の先生の話もありました。まさに、目の前にそういうことがあっている中において、果たしてそれでいいのかということについては非常に心配をしております。今後、どういうふうに関心に向かっているのか、お尋ねをいたします。

【上原教職員課長】飲酒運転についてはあってはならないことであり、再発防止については引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。仮に、飲酒運転があったとした場合に、今後どうするのかということでもあります。

退職手当については、懲戒免職とされた場合、退職手当条例の12条、それに対して人事委員会から運用の通知が出ております。その中では、懲戒免職をされた場合については、一般の退職

手当を全部支給しないことを原則とするとなっております。ただ、支給する場合には、4つの限定条件がありまして、特に参酌すべき情状がないかなど、個別に判断をしていくということになっております。

我々としましては、今回の事案については県の主張が認められなかったケースと考えておりますけれども、この退職手当条例、それと運用通知においては基本的には、原則として不支給という話です。ただ、限定要件が4つありまして、その中で参酌すべき状況で支給できるのか、できないのか、そこを個別に、案件ごとに判断していくということになっておりますので、処分事案ごとに条例、運用通知に照らし合わせて今後とも厳正に処分をしていきたいと考えております。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第116号議案及び報告第21号について、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第116号議案及び報告第21号は、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、46、48、50、51、56、59、67、75、78、82であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、経営状況説明書、次期長崎県総合計画素案に限りて質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【堀江委員】長崎県総合計画素案の65ページ、ここは、「郷土を愛し地域を支える心豊かな人材の育成」の中の「表現力や想像力を高める子どもの読書活動の推進」というところで、65ページの指標をどうするかということで、児童生徒の不読者率、1か月に本を1冊も読まなかった者の割合ということを目標として、小学生、中学生が1%以下、高校生が12%以下ということで目指しましょうということの指標について質問したいと思います。

この指標、不読者率というのは、今の総合計画もそうでした、これからまた5年間これでやりましょうと、10年間同じ指標を掲げています。私が気になるのが、この小学生1%、中学生1%、高校生12%以下という目標値です。結局、これでいくと、目標が10年間同じなんですよね。本来であれば、ここまで到達したので、次はここまでというふうにステップしていくような目標が県民にはわかりやすいのではないかと思うんですけれども、この不読者率というのは、これはもう全国的にこういう指標になっているのかどうかということをお教えください。

【立木生涯学習課長】 全国の不読者率、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合ということなんですけれども、このことにつきましては全国の調査においても同じく、「不読率」という表現で、調査結果については出されております。

【堀江委員】 確かに、2006年の総合計画、それから2011年からの計画、過去5年間ずつの総合計画を遡ってみますと、今は不読者率というのが目標で、次もまた目標にするんですけれども、それまでは1か月の読書量がどうであったかとか、それまでは全国一斉読書活動を週3日以上実施している学校数の割合がどうかというふうに目標は変わってきているんですね。

私は、子どもたちに本を読んでもらうというか、子どもたちが本を読むためにどういう環境をつくるかという時に、司書の先生を増やす、これが子どもたちが本を読むということでは一番の方法だと思うんですけれども、司書の先生の数を増やすということを目標に掲げるという考えはないのでしょうか。

【立木生涯学習課長】 今、ご提案のありました学校司書の配置についてということですが、学校司書についても、子どもたちが読書に親しんでいくという意味で非常に重要な役割を果たしているものだということは認識しております。

ただ、私どもが今後5年間をどういった指標でやっていくかということを考えていくうえで、今、委員からもご紹介がありましたとおり、第1期の総合計画、第2期、第3期と変えてきているんですけれども、私たちが様々な指標、例えば読書量もありますし、子どもたちが書に触れるという意味での不読者率、裏返しではあるんですけれども、そういったものがある中で、私

どもとしては、子どもたちの行動の変容に一番近い目標、指標を掲げていけないかということで考えております。

読書で子どもたちが変わるというのは、本来であれば、例えば言葉を学んだり、表現力を学んだり、あるいは感性を豊かにして、それをどう自分たちのこれからの生き方に活かすかというのが本質的な意味での読書の役割だと思うんですけれども、なかなかそういったものをストレートにはかる指標というものはこれまでも提示できておりませんし、結果的に、間接的に子どもたちの変容を捉えていく、そういった目標が必要になってくるのかなと。

そういった意味では、学校司書の配置においても、今回、私どもがご提案している不読者率についても、いずれも間接的な指標であるということに違いはないと考えております。そういった意味で不読者率ということにしております。

【堀江委員】 今、課長が言われた内容も一定理解するんですが、私が言いたいのは、やはり県民から見た時に、わかりやすいというか、目標が10年間同じということがわかりやすいのか。それとも、司書の先生が、今年はこれで、こういうふうに増えましたよと、配置校がこういうふうに広がっていきましてよということが県民にとって見やすいのか。そこが、総合計画の中で私がすごく疑問に思っていることです。また、これから5年間も、要するにここまでを目指しますということまでなんですけれども、極端に言えば、小学生1%以下をよしとするんじゃないかと、もうない方がいいわけですよ。全ての子どもが本を読んでいくというふうになった方がいいわけです。そういう意味では、目標のあり方として、指標のあり方として、県民がわかりやすいのかがいいのではないかとというのが一つ疑

問としてあります。

そこで、ちなみに、今、小・中・高校で司書の配置はどうなのか。例えば過去3年間を見た時に、司書の先生の配置は進んでいるのかという現状もこの機会に教えてください。

【立木生涯学習課長】学校司書の配置についてのお尋ねです。私どもが今現在手元に持っている数字としては、学校司書の方につきましては、小・中学校におきまして、兼務の方、複数校配置もありますので、人数と学校数は違うんですけれども、229名の学校司書の方が小・中学校では418校に配置をされております。令和元年度の数字です。学校の割合としては85.3%ということになります。

少し遡ると、直近の平成30年からの割合でいくと、84.7%、85.3%、85.3%という形になります。

大きく遡りますと、私どもの記録が遡れる範囲で約15年前、平成17年には学校司書の配置校は37校で、6.1%でしたので、この15年間の間に、関係の皆様のご努力で大きく増えてきている状況にあるとは考えております。

【山崎高校教育課人事管理監】県立学校につきましては、学校司書を平成27年度から配置をしております。平成27年度3名からスタートして、本年度は17名配置をしております。

そのほかにも、実習助手等が専任やほかの業務との兼務の形で図書館の運營業務を担当している場合もあります。

【堀江委員】例えば岡山市でしたか、小学校、中学校は全ての学校に専任の先生を配置しているというふうに、全国では司書の先生の状況が専任か、いわゆる兼任かということで、学校主任をしながら図書業務をする等、いろんなパターンがあるかと思いますが、県民の皆さんの

要望としては、図書室にきちんとした専任の司書の先生がいれば、朝登校した時、それから休み時間の間、それから昼休みの時間、そして、下校の間際にそれぞれの学校図書室に行っ様々な対応をしてもらえると状況をつくってほしいという要望があるんですが、状況としては、確かにこの10年、15年の間に司書の先生の配置が進んでいるというのは理解をします。また、逆にそうでなくてはならないというふうに思っているんですね。

それからすると、この指標の1か月に児童生徒が1冊も本を読まなかったということを割合にして、目標値だけがもう10年間変わらないというのは、私自身はなじみがないというふうに理解をするんですが、その点はやはりこの5年間の、今やっている総合計画の実績も踏まえて、今後5年間も同じように不読者率でやるんですよ。

【立木生涯学習課長】考え方としては同じ不読者率でということなんですけれども、本当に子どもたちの読書活動に関わる指標というのは様々なものが考えられると思っています。先ほど申し上げたことの繰り返しになるんですけれども、最も一人ひとりの子どもの変容、子どもたちの一人が本を読む、そのことによって、不読者という裏返しの指標にはなっているんですけれども、そのことによって書に親しむ、そしてその書に親しむことによって子どもが変容していく、そういったものに最も近いものということで、この不読者というのがより適切なのではないかと考えて、結果的に同じものをもう5年させていただこうと。ただ、例えば国につきましても、国の施策についての測定指標として、一貫して平成13年から不読率を使っておられますし、長期間使うことについては

問題ないのではないかと考えてはおります。

【堀江委員】いろんな考え方があるんだと思うんですが、1か月に1冊、1年間で12冊読んだ子どもと、夏休みに3冊読んだ、冬休みに5冊読んだという形で、3か月の休みごとに読んで、結果的には12冊以上読んだという子どもの読み方の違いもあると私は思うんですね。ただ、それを1か月に1冊読んだという基準だけで不読者率を出すというのはどうなのかと。その子にとっては12冊以上読んでいるわけだからというふうな思いも、何か深く考えていくと、本当にこういう目標でいいのかという、要するにそれは1か月に1冊読みなさいということをお押し付けているようにも、あくまでも私の意見ですけれども、そういうふうにとったりするので、この不読者率に関わるのは長崎県の総合計画、教育振興基本計画、それから子どもの読書活動推進計画、この3つが関わっていくんですが、もう2014年に不読者率という指標が出て、それ以来、関係する計画は全てこの表示になっているというのは、合わせるということは理解をいたしますが、いずれにしても、10年間目標が一緒に、その目標に向かって10年間やっていくという計画がいいのか。司書の先生を増やして、5年ごとにちゃんと見た目でも数が増えていると、配置校が増えているというのがいいのか。ちょっと私としては疑問に思っているということを、素案の段階ですので、この機会に意見として申し上げておきたいと思っております。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【中山委員】69ページですが、先ほどパソコンの話もありましたが、主体的・対話的で深い学び等に対応したICT活用の推進という形になっておまして、指標が一人一台パソコンを活用して、主体的に学習に取り組むことのでき

る児童生徒の割合を令和7年に100%というふうになっていますね。このくらい時間がかかるんじゃないかなという感じもするわけでありませけれども、少し時間がかかりすぎだなという感じもするわけでありませ。

そういう中で、児童生徒と書いてあるので、小学生、中学生、高校生を一括してこういうふうになっているのか、その辺がわからないんですけれども、小学生、中学生、高校生を一括して100%ということになるのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

【加藤義務教育課長】74ページをご覧くださいよろしいでしょうか。こちらに一人一台パソコンを活用して主体的に学習に取り組むことのできる児童生徒の割合として記しております。これまでも小・中学校ではこの数値を追い付けてきておりました。

さらに、高等学校に一人一台端末が導入されるということで、小・中学校と高等学校を合わせた形で、今後、指標の管理をしていきたいと考えております。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時16分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

【加藤義務教育課長】数値目標の設定根拠の冊子で説明しておりました。申し訳ございませんでした。

この指標に関しましては、小・中・高等学校が入った形で、5か年で100%を目標にして取り組んでいきたいと考えております。

【中山委員】そうしたら、具体的に小学校と中学校は、どの時期に100%を予定しているんですか。

【加藤義務教育課長】 これまでも100%を目指した形で取組を進めてきたものです。実際、私どももこの調査を進めてきておったのですが、令和5年度に100%を目指した形で取り組んでいきたいと考えております。

【深堀委員長】 今の答弁は、小・中・高含めた話ですね。目標の設定根拠の方の冊子の74ページに記載されていることを説明されたんですね。

【中山委員】 それでは、せっかくですから、令和元年度、小学校、中学校は何%までいっているんですか。これには基準年が書いていないから。

【加藤義務教育課長】 令和元年度で69.6%という状況になっております。

【中山委員】 小学生、中学生、両方とも69%ということになっているんですか。小学生は何%、中学生は何%となるんじゃないですか。両方とも69%ですか、ちょっと考えにくいけれども。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

午後 2時19分 休憩

午後 2時20分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】 今、資料が手元にないようであれば、後で資料を提供していただきたいと思いません。69%と簡単に言いすぎたらだめですよ。指摘しておきます。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 質問がないようですので、次に、事前通告された、その他所管事項一般に対する質問を行うこととします。

ここでしばらく休憩します。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

義務教育課長から発言の申し出がありますので、どうぞお願いします。

【加藤義務教育課長】 先ほどは申しわけございませんでした。

小学校が69.5%、これは小学校5・6年生の数値になっております。

中学生が69.6%という形になっております。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

それでは、事前通告されたその他所管事項一般に対する質問を行います。

質問はありませんか。

【川崎委員】 北陽台高校のクラスター感染についてお尋ねいたします。

第一報が届いた時には大変驚きました。現場の校長先生以下、教育委員会の皆様も本当に全力を尽くして取り組んでいただいたことと存じます。そういった中で何点かお尋ねいたします。

先ほど説明いただきましたので、大体のところはわかりますが、先生が1人、生徒が18名、この19名に至った感染の原因、詳細をお調べいただいていると思いますが、可能な限りご説明いただきたいと思います。

【狩野高校教育課長】 その原因と申しますのが、疫学的、専門的なことはわからないんですけれども、事実だけ申し上げると、7月30日、教員が最初に発症したということです。18名の生徒を見ますと、その教員と接触がない生徒にも発症が見られていますので、何が原因かというのはわからない状況でございます。

【川崎委員】 先生がスタートで、以下直接18名の生徒さんかと思っていまして、事実そ

うじゃないということから、まさに感染の見極めが非常に難しい事例だったのかなと思っています。

教育長の記者会見を私も拝見しておりましたが、本当に驚いているという表現もあったように、対策はとっていたにもかかわらずこのようなことになっていったのは、極めて残念なことかと思えます。

それを踏まえて、今後の対応ということで先ほどもご説明をいただきましたので、より徹底をしていただきたいと思っているところでございまして、二度とこのようなことがないように、他校も含めてですけれども、お取り組みいただきたいと思えます。

そういった中に、生徒さんの心のケアについてもご説明をいただきました。

まず、具体、相談がどの程度あったのか。代表的なお悩みというか、苦しみと申しますが、どういったものが届いたのかお知らせいただきたいと思えます。

【安永児童生徒支援課長】主な相談内容としましては、学習や進路に関する今後の不安、それと心身の不調、感染症拡大による周囲の反応による不安などで、これらの相談を多く受けておりますが、全体的に生徒の様子は落ち着いて対応しようとしているという報告を受けております。

【川崎委員】確かに休業期間が7月30日から8月19日まで、約3週間程度あったということから、学習面、進路に対する不安ということが第一番にあったんだろうと思えます。

そういった中で、努力をしてカバーしていただいていることかと思えますが、お一人おひとり丁寧に対応していただいて、今後には尾を引かないよう取り組んでいただきたいと思えます。

先ほどもちょっとありましたけれども、現在の状況、直近の状況について確認をさせていただきます。

【安永児童生徒支援課長】現在は、大きな混乱もなく、学校行事等も実施できており、教員、生徒たちは通常の学校生活に戻っております。

今後も不安を抱える生徒が出てくることも考えられますので、必要に応じて担任の面談とか、スクールカウンセラーの活用を通して学校と連携して心のケアに努めていきたいと考えています。

【深堀委員長】ほかにございせんか。

【松本委員】関係議案説明資料の3ページの諫早特別支援学校改築等について質問をいたします。

教育長の説明資料によると、諫早特別支援学校の第3棟については、長寿命化のための改修工事に着手をしたが、内装の仕上げを撤去したところ、建物の隠れた部分のコンクリートに著しい鉄筋の腐食と施工不良等があり、有力な補強方法がないために改修工事を取りやめて建て替えるということでありました。

既にもう改修工事を入札して発注をして、恐らく長寿命化で建て替えるよりも改修した方がコストも下がるしという趣旨だったんでしょうけれども、結果的に改修工事をしている途中で改修工事をやめるということになりました。建て替えるとなると、改修工事の設計費用もかかっておりますし、もう改修の発注をしておりますので、少なくとも今の時点で改修工事の設計費用が無駄になりますし、また一回取りやめて解体して建て替えですから、工事期間も延びることになります。

資料をいただいたんですけれども、この改修工事につきましては2億6000万円で、工期が令

和2年3月12日から12月14日ということで、7月末の時点では27.5%進捗をしているという状況でございます。

ここでまず伺いたいのは、改修するための設計なので、設計の段階で改修が不可能ということが事前にわからなかったのか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】3号棟につきましては、今回の改修工事に先立ちまして、土木部におきまして耐震診断及び長寿命化改修に伴う建物調査を実施しております。コンクリートのコア抜きを8か所、構造体のコンクリート強度や中性化の深さ、鉄筋の腐食度やかぶり厚さについて耐震診断基準に基づいて調査しており、今回の改修により、今後30年間は安全に使用ができるというふうに判断しておりました。

しかしながら、今回、新たに鉄筋の腐食や施工不良箇所等が判明した場所は、2階の天井スラブや梁、柱など内装を撤去しなければ確認できないものでございました。子どもたちが授業をしている中で、広範囲に内装をはがして確認することは困難でございましたので、設計段階では劣化の状況がわからなかったということでございます。

【松本委員】ここで問題となるのが、やはり先ほど申しました改修工事を2億6,000万円で請け負った建設会社は、その準備のために、作業員を確保するためほかの仕事も断っておりますし、もちろん現場事務所を設置しておりますし、既に27.5%、7月末でつくってしまっているわけですね。そして、「ごめんなさい、改修をやめますので」と言われても、工事が打ち切りになった場合は、その負担は業者がかぶらなきゃいけないなくなってしまいます。

また、解体、建て替えは別の入札になります

から、それも2億6,000万円という高額な金額でございます。いや、それはですねと、改修しようと思ったけどだめでしたということでは、受注者への対応というのをどのように考えているのか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】今回の建て替えへの方針変更によりまして、改修工事が続けられなくなったことによりまして、今後、どのような変更契約となるのか、現在、土木部において受注者と協議を行っております。極力受注者の不利益にならないよう、できる工事を調整しているところでございます。

【松本委員】受注者にとっては、設計を県教委がされて、もちろんそれを見て入札をして取っているわけだから、受注者の方には不備はないわけですね。こちらの都合で取りやめているわけです。しかし、契約を破棄すれば不履行になるので、やはり契約変更という形で、何らかの形でそれに伴う部分を担っていただく、そういったところもやはり協議していく必要があると思います。

今回のこのようなケース、県内の教育施設はそれぞれ老朽化も進んでいます。確かに改修というのはコストも下がりますし、重要になってくると思いますが、今後、このような案件があった時、いや、内部をはがしてないで、はがしてみたらやっぱり改修できませんでしたとなれば、またコストもかかってきますので、今後のことも考えて、再発防止に向けてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

【日高教育環境整備課長】再発防止策でございますけれども、新築時の施工ミスとか、それに伴う劣化箇所等を確認するため、今後、大規模な改修工事を行う場合には、事前調査において、内装材の一部解体を伴うサンプル調査を実施す

るとか、または内装の解体工事と大規模改修の仕上げ工事を分離発注を行いまして、内装解体後に露出した構造体全体について、改修工事着手前に劣化の有無等を調査したいと思っております。このようなことによりまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 少人数学級について2点お尋ねいたします。

今年の7月17日付けで、経済財政運営と改革基本方針で「少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について関係者間で丁寧に検討する」という閣議決定がされましたが、その後、国の動きを把握してありましたら教えてください。

【大場義務教育課人事管理監】 少人数学級については国で検討を重ねてございましたけれども、昨日、報道で次のようなものがありました。

1学級当たりの児童生徒数の上限を今後10年間かけて30人に引き下げた場合、教職員が8万人から9万人必要となるが、少子化や加配定数の活用によって追加的な財源負担がほとんどないということについてです。

具体的には、2点ありまして、児童生徒で決まる教職員定数は、少子化によって10年間で5万人減少すること。2点目が年度ごとに、政策判断で少人数指導実現のため、3万人の教員を追加配置、加配定数していること。この2つを踏まえれば、現在の財政負担を維持したままで30人学級が実現できると見込まれたようです。

来年度予算の概算要求で、少人数学級については具体的な金額を示さない事項要求として盛り込む方針という報道もなされております。

【堀江委員】 そうすると、現在40人という国の方の数が30人、それを10年かけてやりますよという方向が、今現在明らかになっているとい

うふうに認識していいですか。

【大場義務教育課人事管理監】 このことについては、新聞報道、あるいはテレビの報道であり、具体的にきちんとした形で出ていることではありませんので、まだ私どもも国の動向を見極めていく、見据えていくということになりますので、論じる段階ではないかなと思っております。

【堀江委員】 国の動向を今後も見極めていくということですので、また随時確認をさせていただきたいと思っています。

もう一つ、今、文科省が「学びの保障」総合政策パッケージという中で、教員の加配を3,100人というふうに提示をしているんですが、この3,100人の先生たちは、長崎県への加配というか、人的整備というのはあるんですか。

【大場義務教育課人事管理監】 この「学びの保障」総合対策パッケージにつきましては、今年度6月に示されたものではありませんけれども、3,100人はこのパッケージの中で、学習保障に必要な人的体制の強化のために行う加配であります。これは、新型コロナウイルスによる感染対策の強化を図るために実施する小・中学校の最終学年である小学校6年生、中学校3年生を少人数編成にして、最終学年の学びを最大限確保するという人的配置でありました。

本県の場合は、臨時的休業後、分散登校等を措置しなければならない状況ではなかったがために、このことによる措置をしておりません。

【堀江委員】 つまり、平たく言えば、この3,100人の該当条件に長崎県としては該当していないので、長崎県の配分はないということですか。

【大場義務教育課人事管理監】 そのとおりでございます。

【深堀委員長】 ほかにありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。通告したICT

支援員についてお伺いいたします。

今日、予算の方でICTの機器導入についてはたくさん議論いただいたんですけども、文科省は、「次代を担う児童生徒を育成するには、これからの学びを実現するためにICT支援員は不可欠な存在です」と言っております。

県内の高校教育や義務教育の中でICT支援員は今何人いらっしゃるのでしょうか。

【加藤義務教育課長】現在のところ、14市町に約50名程度配置されております。

【赤木委員】14市町に50名いらっしゃって、県立学校、県の管轄には何人いらっしゃるんですか。

【狩野高校教育課長】県立学校には配置をしております。

【赤木委員】今後、今日のいろんな議論の中で、実際どう運用していくのか、生徒に対して使いやすい環境を整えることが大事だというのは委員からもたくさんご意見があったと思うんですけども、県の中でもICT支援員を必要だと私は思ったんですけども、そういった検討はなされているのでしょうか。

【狩野高校教育課長】今のところ、ICT支援員を配置するという計画はしてありません。

【赤木委員】今日の様々な懸念の中で、教師のICT機器の操作の補助やICTを活用した授業の打ち合わせなどをICT支援員が行うわけですけども、今は研修を行って、教師、教員の方がそれを担っていくという答弁だったと私は思ったんですけども、実際、今日いただいたご意見の中には、ちゃんとできるんですかという懸念が少なからずあったと思うんですね。私としては、そういったICT支援員を配置すれば、それに対応できる対策としてできるんじゃないかと思うんですけども、今検討してい

ないということで、それに代わる対策が、県の中であるということなんでしょうか。

【狩野高校教育課長】今、赤木委員ご指摘のとおり、県立学校教員のICTの操作スキルであるとか、授業への活用スキルというのはかなり差があると思います。中にはかなり長けた教員もおります。電子黒板を昨年度まで3年かけて設置をしましたので、パソコンを使いながら、電子黒板を駆使しながら授業をしているという教員がおりますので、それらの授業実践というのも他校と共有しながら進めてまいりたいと思います。そして、より研修を充実させるということですね。特に、不安を持っている教員のフォローをどうするかというのは大きな課題だと思うんですけども、レベル別の研修を実施したりとか、実際に県の担当の職員が学校に出向いて支援をしたりとか、手厚くフォローしてまいりたいと考えています。

【赤木委員】今のご答弁は理解したんですけども、やはり導入してからわかることもたくさんあると思うんですね。来年度導入したことによってわかることはたくさんあると思いますし、それで不都合があった場合は、それに対応していかないといけないと思うので、もし、ICT支援員が必要だと思えば、またすぐに検討していただきたいと思います。

事前ヒアリングで、県の方では教育ソフトを利用するからそこまで必要ないんじゃないかというお話を伺ったんですけども、こういった教育ソフトを使っていくご予定があるのでしょうか。

【狩野高校教育課長】民間のデジタル教材というのは充実をしてくれておりますので、授業を支援する教材もありますし、個々の生徒の学習を支援していくというのもあります。まだ、デジ

タル教材の開発というのは緒についたばかりでございまして、どんなデジタル教材が有効なのかということは、これから、来年度、検証してまいりたいと考えております。

【赤木委員】検証をしていくということでした。今日、委員長からもお話があったんですけども、やはりなかなかイメージがしづらい部分があるのかなと。それは我々もそうですし、各ご家庭でもそうだと思います。何か事前にそういったイメージというものがわかれば、大変ありがたいなと思います。それこそ見学できれば、実際の様子というのが見られれば大変ありがたいと思うんですけども、そういう場を用意していただくとか、もしくはそういった場に参加させていただくということがあったら教えていただきたいんですけども、ありますでしょうか。

【狩野高校教育課長】例えば、文教厚生委員の皆さんに学校を訪問していただいて、授業を参観していただくような機会を設けたいと考えております。

【赤木委員】わかりました。ぜひともよろしく願いたいします。

【大場委員】1点お尋ねをいたします。令和3年度より実施を予定されております長崎県公立高等学校入学者選抜についてお尋ねをいたします。

今回、従来の入試より大きく変更される形となりますけれども、今回導入しようとしている選抜に関して、従来の入試方法とどういったところが違ってくるのか。

先ほど、教育長から一部説明もいただきましたが、そういったものの内容を少し詳しくお聞かせいただきたいのと、今回、この選抜を導入するに当たっての教育委員会の狙いというか、

どういった子どもたちをと考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【狩野高校教育課長】冒頭の教育長の説明でもございましたけれども、2月、3月それぞれ実施しました推薦入試、一般入試というのを廃止しまして、前期選抜、後期選抜と変えます。後期選抜につきましては、従来の5教科の教科試験を課しますので、ほぼ踏襲しておりますけれども、大きく変わるのは前期選抜でございます。

昨年度までは、学校の校長の推薦がなければ推薦入試を受けられませんでしたけれども、必要なくなりますので、全ての受験生に門戸を開いたということになります。

また、昨年度までの推薦入試では、面接と作文というのが主な選抜方法でしたけれども、今回の前期選抜では基礎学力検査、プレゼンテーション、小論文、実技など、多様な選抜方法から高校が選ぶことができます。よって、生徒の学ぶ意欲とか、多様な能力を評価して選抜ができることになると考えております。

また、改善の狙いとしましては、各高校が求める生徒像であるとか、育成したい生徒像などを明確に、実施要領であるとか、募集要項に掲げております。それを中学生が見て、主体的に学校を選んで、自分の個性だとか、強みを活かして受験することができる制度だろうと考えております。

【大場委員】生徒の立場からすると、より自分が行きたい高校を鮮明に選ぶことができると理解をさせていただきます。

今回、導入に当たって、実際に現場の声といえますか、学校、先生、そして受験生となります生徒の皆さんの声、こういった制度を導入するということでの現場の声というのは何か出ていますでしょうか。

【狩野高校教育課長】前向きな反応としましては、先ほど申し上げたとおり、前期選抜は中学校の校長の推薦が必要ございませんので、志望校に挑戦するチャンスが増えたと捉えている生徒もいるという声もありますし、反面、誰でもチャレンジできるということは志願倍率が上がるんじゃないかという不安の声も上がっていると聞いております。

【大場委員】私もそういう声は少しお聞きしております、一番最後に答弁がありましたように、要は人気があるところにすごく集中して倍率が上がると、また厳しい、狭き門がさらに狭くなるんじゃないかというような形でした。

ただ、今回の狙いとしてありました長崎県のこれからの将来を担う若い生徒さんたちを、しっかりとした目的を持って育てていこうという狙いはわかりますので、今回の受験が導入される年代の皆さんが、そういった不安が決してないように、そして、さっき言った制度の目的、狙いというのをしっかり伝えていただいて、生徒さん自らが将来目指していきたい道であるとか、学問、スポーツ、何でも結構だと思うんですが、そういったものがしっかりと持てるような形で高校を選ぶということをしっかり周知、徹底をしていただければと思います。

決して、受験生、また現場が不利にならない、混乱をしないような形での導入を図っていただきたいと思います。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了し、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

9月28日（月曜日）は、午前10時より、教育委員会及びこども政策局関係の請願審査から行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時56分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 3時33分
於 委員会室 2

国保・健康増進課長 永峯 裕一 君
国保・健康増進課企画監
（健康づくり担当） 川内野寿美子 君
長寿社会課長 尾崎 正英 君
長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当） 山口 美紀 君
障害福祉課長 中村 浩二 君
原爆被爆者援護課長 山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 深堀ひろし 君
副委員長(副会長) 石本 政弘 君
委 員 中山 功 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 川崎 祥司 君
" 松本 洋介 君
" 大場 博文 君
" 下条 博文 君
" 赤木 幸仁 君

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 徳永 憲達 君
こども家庭課長 今富 洋祐 君

児童生徒支援課長 安永 光利 君
生涯学習課長 立木 貴文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し き

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君
福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 中尾美恵子 君
福祉保健課企画監
（地域福祉・計画担当） 猿渡 圭子 君
監査指導課長 吉野 康弘 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策室長 加藤 一征 君
薬務行政室長 本多 雅幸 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第3号請願「『家庭教育支援法の制定を求める意見書』提出に関する請願書」を議題といたします。

吉村議員から説明をお願いいたします。

【吉村紹介議員】 皆さん、おはようございます。

お忙しい中に、本請願を提出させていただきましたところ、文教厚生委員会において取扱いをしていただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま委員長のほうからもございましたように、「『家庭教育支援法の制定を求める意見書』提出に関する請願書」でございます。

私と自民党北村議員と2人が紹介議員となっておりますが、代表して私のほうから趣旨の説

明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

本請願の趣旨でございますけれども、2011年3月11日に発生した東日本大震災は記憶にまだ新しいところでございますが、2万人近い方の命が失われ、家族の絆がいかに大切かということを再認識させられた案件であると思います。

そういう中で、家庭教育というのは、「教育基本法」第10条の中に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とされております。また、同時に「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定されているところでございます。

このような法の考え方を再度考えます時に、家庭における教育の大事さというものを改めて感じるところでございます。

本日の長崎新聞にも載っておりましたが、DV相談がコロナを機に増加の傾向を示しております。また、先般、長崎県警の総務委員会資料にも提出されましたが、配偶者暴力等事案は対前年度48件増の238件、それから少年非行の概況として、不良行為少年につきましても対前年度比205人増の1,255人というふうに深刻な状況を示しているところでございます。そういう中であって、やはり家庭での教育ということが非常に重要視されるという状況になっております。

近年、LGBTとか、同性婚、そういうものごちゃ混ぜにされる嫌いもあるわけですが、

やはり家庭の教育が第一義ということで、この「家庭教育支援法の制定を求める意見書」を提出していただきたいということで請願をするものでございます。

どうぞ慎重審議の上、ご承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

【深堀委員長】ありがとうございました。

この際、お諮りいたします。請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申出がっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 5分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、先ほど趣旨説明がございましたが、質疑をさせていただきます。

先ほどもありましたとおり、昨今では、本県においても核家族化や、また共働きの増加、そしてまた地域のつながりの希薄化等の影響により、子育ての不安や悩みを抱える保護者の方が増えているのを感じております。

育児放棄や児童虐待など、家庭教育の在り方が問われている状況の中で、本県における育児放棄、また児童虐待の現状と、そしてその要因について、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

【今富こども家庭課長】本県におけます児童相談所の児童虐待相談件数につきましては、平成29年度は630件、平成30年度897件、平成31年度1,053件、このうち育児放棄は、平成29年度から順に170件、205件、300件と、いずれも大きく増加しており、警察など関係機関との連携強化等により、これまで潜在化していたケースが相談、通告につながっているものと考えております。

また、虐待が生じる家庭のリスク要因につきましては、保護者や子ども自身の要因、養育環境の要因などが複雑に絡み合い、虐待のリスクを大きくすると考えられております。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの影響により家庭や地域の養育力が低下しており、虐待のリスクは高まっているものと考えております。

【松本委員】先ほど答弁にありましたとおり、虐待の対応件数、そしてネグレクトの件数も年々増えている、人口は減少しているにもかかわらず、大変大きな問題になっていることは、数字でもわかるとおりでございます。

もう一つ質問いたします。先ほどの説明の中に、国の法律「教育基本法」第10条には、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と記載がされております。家庭において育児放棄、児童虐待が少子化なのに増えていることは、ゆゆしき問題であります。さらに踏み込んだ対応というのが法に基づいて必要になってくると思いますが、そこで家庭教育の支援に対しての県の考え方はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

【徳永こども未来課長】家庭教育につきましては、こども政策局と教育庁で連携して取組を行っております。県といたしましては、「長崎県

子育て条例」におきまして、家庭教育への支援といった部分の条例を設けまして、子育てについて学習する機会や情報を保護者に提供するというを明記して取組を行っております。

こども政策局では、この子育て条例を具現化いたしました長崎県子育て条例行動計画を策定して取組を行っておりますが、こども政策局の取組といたしましては、ココロねっこ運動やメディア環境改善事業など、家庭教育に特化したものではございませんが、家庭教育に深く関連する取組を行っているところでございます。

【立木生涯学習課長】私ども教育委員会での取組等について、補足してご説明申し上げます。

教育委員会でも、「第3期長崎県教育振興基本計画」において、主要施策の一つとして家庭教育の充実を位置づけて、各種取組を行っております。

具体的には、子育ての悩みであるとか、あるいは不安、こういったものを参加者同士が話し合いながら学び合う体験型の親育ち支援ということになります。ながさきファミリープログラムでありますとか、あるいは子育てに関する講義や講話等を行う家庭教育アドバイザーの育成、派遣といったものを行っております。また、PTA活動の一環としても、各種研修会において、本課の職員等が講師として講義を行ったり、指導・助言を行うような形で家庭における教育力の向上を図るよう努めているところでございます。

【松本委員】県においても、法に基づいて対応していただいている答弁がございましたが、しかしながら、現実としては対応件数が増えているということで、昨今の社会情勢を考えると、もちろん県でも対応していただいておりますし、しかし、それに追いついていない社会情勢の状

況を考えると、やはりそれだけでは不十分な面があり、国において、家庭教育支援法の制定というふうに一步踏み込んだところが必要であると考えます。

以上で質疑を終わります。

【堀江委員】請願紹介議員にお尋ねをいたします。今回の請願理由の中に「子女」という言葉が3度出てまいります。国語辞典を開きますと、娘の意の漢語的表現、例えば「良家の子女」ということで使うというふうに理解をしておりますし、私の日常の暮らしの中で「子女」を使う場面はありません。請願紹介議員は、この「子女」という言葉は日常のどの場面で使われているのか、この機会に教えてください。

【深堀分科会長】堀江委員、今、請願人に対してですか、それとも紹介議員に対してですか。

【堀江委員】請願紹介議員です。

【吉村紹介議員】ただいまの質問でございますが、私もこの文字自体には、ちょっとひっかかったところがあったのですが、既に記載してありましたので、それを変えるということはないでいいのかなと。私自身は、この「子女」の取扱いは、「子ども」と読み替えました。

【堀江委員】もう一つ、請願紹介議員にお尋ねいたしますが、この家庭教育支援法は、2012年4月に安倍晋三氏が会長となり発足させた親学推進議員連盟というのがあるんですけども、ここが長年、立法化を求めているということをや聞かされたのですが、このこととの関連がありますか。

【吉村紹介議員】そこは直接は関係ないものと考えております。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質疑がないようですので、

これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】家庭教育支援法は、国が設定した家庭教育のあるべき姿を地方公共団体を通じて国民に徹底する仕組みを可能とするものです。愛国心、公共心、規範意識といった国に取って都合のいい価値観を生活のために必要な習慣として国が支援の名の下に保護者や子どもに押しつける危険が大きいものです。そうなれば、子どもの思想や良心の自由、学習権を著しく侵害することになりかねません。また、特定の家族像を国が望ましいとして設定することは、その家族像に当てはまらない多様な個人の生き方を否定することにつながり、家族における個人の尊厳と両性の本質的平等を規定する憲法24条の精神に反するものだと言わざるを得ません。

そもそも、現在の子どもをめぐる問題は、家庭教育の低下によるものではなくて、例えば、労働の規制緩和による長時間労働であったり、労働者のワークライフバランスを阻害していることであったり、若者の非正規化、社会構造の変化によって共働き世帯が増加する中で、子育て支援制度が不十分なため引き起こす、むしろ、制度側の問題と、そして格差を拡大し、貧困が社会のひずみ、国民生活へ多大な影響を及ぼしている結果でもあります。

このような状況で、あるべき家庭像を打ち出せば、現在でも全力で頑張っている親たちを追い詰めることになりかねません。働く母親や独り親に自責の念を抱かせ、孤独な子育てをしている専業主婦を、完璧な母親にならなければという精神状態へと追い込むおそれもあります。多様な個の結びつきによる家庭をつくっている人々を排除しかねません。

まずやるべきことは、家庭環境の整備、公的育児施設の充実、そこで働く保育士や教員の待遇改善など、制度を整えることが国や地方自治体の役割だと思っています。

こうした立場から、本請願には賛成できません。

【深堀委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

【深堀委員長】委員会を再開いたします。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願『家庭教育支援法の制定を求める意見書』提出に関する請願書を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】起立多数。

よって、第3号請願は、採択すべきものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って本委員会から意見書提出方の動議を提出することにいたします。

意見書（案）を配付いたします。ご確認をお願いいたします。

（意見書（案）配付）

【深堀委員長】これについて、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご意見がないようですので、お諮りいたします。

本提案のとおり意見書を提出することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】起立多数。

よって、「家庭教育支援法の制定を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】それでは、正副委員長に一任願います。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退室いただきたいと存じます。

また、理事者入替えのため、しばらく休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時21分 再開

【深堀委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【深堀分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

福祉保健部の予算決算委員会文教厚生分科会

関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、第112号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の2件であります。

はじめに、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で31億8,948万1,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で50億5,098万1,000円の増となっております。

なお、各科目につきまして、1ページに記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容につきましてご説明いたします。

2ページをお開きください。

（医療提供体制の充実について）

新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、検査及び医療体制の充実・強化を進めるため、検査実施機関が行う検査機器等の整備に対する支援に要する経費として、1億7,872万2,000円の増、重症患者や妊婦など特別な配慮が必要な患者を受け入れる医療機関が行う施設整備等に対する支援に要する経費として、11億3,909万8,000円の増などを計上いたしております。

（新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業について）

医療機関や介護施設等における新型コロナウイルス感染症の院内・施設内感染を未然に防止するため、地域医療の拠点となっている二次救急輪番病院等において、患者が入院する前に実施するPCR検査等への支援に要する経費として、3億7,587万3,000円の増などを計上いたしております。

3ページをご覧ください。

（介護ロボット等導入促進について）

介護施設等の職員と利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染を防止し、職員の負担軽減を図るため、介護サービス事業者に対する介護ロボット等の導入支援に要する経費として、2億1,275万2,000円の増などを計上いたしております。

このほか、3ページから4ページにかけて、一つ、健康管理アプリについて、一つ、介護施設等の施設・設備整備等について、一つ、聴覚障害児支援中核機能モデル事業についてで、記載のとおりであります。

また、債務負担行為につきまして、佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける複写機の調達のため、309万3,000円を計上いたしております。

続きまして、5ページをお開きください。

第112号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で2,733万8,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、5ページに記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、

（保健事業費について）

壱岐市と協働し、民間事業者が開発したスマートフォンアプリを活用して国保被保険者の健康づくりを支援する経費として、2,733万8,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、こども政策局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、こども政策局合計で5,199万8,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で4億9,699万8,000円の増となっております。

各科目につきましては、記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、保育士人材確保等事業について。保育人材の県内定着を図るために行う、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付けに要する経費として、5,199万8,000円の増。妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業について。新型コロナウイルス感染症の影響により通院等の負担や不安を抱える妊婦を応援し、安心して出産できるよう、国の特別定額給付金の基準日である令和2年4月27日の翌日以降に生まれた新生児を対象とした特別給付金の給付に取り組む市町への補助に要する経費として、4億4,500万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございます。

次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】 第110号議案「令和2年

度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち医療政策課分につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る相談検査体制や医療提供体制のさらなる拡充・充実を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積極的に活用し、早期に必要な予算を計上させていただきます。

まず、相談・検査体制の拡充についてでございます。

1、帰国者・接触者相談センターの体制強化ですが、これは保健所設置市である長崎市と佐世保市が運営する帰国者・接触者相談センターの体制強化を図るため、当該相談センターの外部委託にかかる経費等を支援しようとするものであります。

次に、2、PCR検査機器等の整備についてですが、これは検査体制のさらなる拡充を図るため、県環境保健研究センターにPCR検査機器を増設するとともに、保健所設置市が導入する検査機器への支援などを行おうとするものであります。

次に、3、スクリーニング事業の実施ですが、これは新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止し、院内でクラスターが発生することを未然に阻止するために、2次救急輪番病院等が入院前の患者へ実施する保険適用外の検査を支援しようとするものであります。

次に、医療提供体制の充実についてでございます。

まず、1、緊急時に対応した地域医療体制整備事業費ですが、これは新型コロナウイルス感

感染症の入院患者を受け入れる重点医療機関等が行う高度かつ適切な医療を提供するために必要となる施設や設備の整備に対する支援を実施しようとするものであります。

具体的には、（１）重症患者や周産期・人工透析等の特殊疾病患者の受入れを行う医療機関及び離島における患者受入医療機関が感染拡大防止のために実施する施設・設備整備を支援しようとするものであります。

（２）は、6月追加補正予算として、重点医療機関等における高度医療向け設備導入に対する支援事業を、その時点では国の要綱等が不明であったことから概算で計上いたしておりましたが、その後、国から、補助対象となる医療機器や単価等が示され、国の内示額が県の計上予算を上回ったことから、その内示増分を今回計上させていただいているものでございます。

最後に、その他の感染症対策についてであります。

長崎大学が取り組む感染症対策への支援であります。これは長崎大学熱帯医学研究所が取り組んでいる新型コロナウイルス感染症のワクチン開発に対し、開発に係る諸経費を新型コロナウイルス感染症対策寄附金を活用して支援しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【尾崎長寿社会課長】私のほうから、長寿社会課関連の補正予算についてご説明いたします。

令和2年度9月補正補足説明資料、長寿社会課の資料をご覧くださいと思います。

1、新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業ですが、予算計上額3億2,602万6,000円であり、事業概要は、特別養護老人ホームなどの入所系の介護施設において、新規入所者が入所する前に実施するPCR検査費用を補助するものであります。補助上限額は、検査1回当たり1万8,500円を予定しており、検査した入所者が入所する施設に対して補助することとしております。

2、感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業は、予算計上額2億1,275万2,000円であり、事業概要は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、職員の負担軽減を図るため、介護施設等にロボットやICT機器を導入する際の経費を補助するものであります。補助対象となる機器は、センサーマットなど、入所者の状況を遠隔で確認できる見守り支援機器や移乗支援の機器などとなります。補助単価は、1機器当たり上限30万円であり、移乗支援や入浴支援機器は1機器当たり100万円を上限としております。補助率は4分の3となります。

続きまして、3、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置事業です。予算計上額2億9,869万7,000円であり、事業概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症のリスク低減のため、入所系の介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助するものであります。県内の各施設からの要望に対して補助を予定しておりまして、簡易陰圧装置につきましては、74台、3億1,786万円を、換気設備につきましては、12施設分、867万7,000円を予定しております。補助の所要額は全体で3億2,653万7,000円となりますが、本事業は4月補正で2,784万円を計上していたため、今回、県内の各施設からの要望に応じ、追加で補

正予算として計上させていただいているところ
でございます。

続きまして、4、看取り環境整備事業、予算
計上額1,201万円であり、事業概要といたしまし
ては、入所系の介護施設において、入所者の最
後の看取りの際、家族等が宿泊できる部屋など
の環境を整備するために必要な施設の改修費用
を補助するものでございます。補助を予定して
いるのは、県内で要望のありました4施設とな
っております。

5、多床室のプライバシー保護のための改修
事業、予算計上額293万6,000円でございます。
事業概要は、特別養護老人ホームに併設される
ショートステイ用居室のうち、多床室のプライ
バシー保護に必要な改修費用を補助するもので
ございます。補助を予定しているのは、要望の
ありました県内の1施設であります。

続きまして、6、介護職員宿舎施設整備事業、
予算計上額719万4,000円であります。こちらは
外国人を含む介護人材を確保するため、介護施
設等の事業者が職員用の宿舎を整備する費用の
一部を補助するものです。補助率は3分の1であ
ります。補助を予定しているのは、要望のあつ
た県内の2法人でございまして、いずれも既存
の建物を宿舎用に改修する事業となっております。

続きまして、7、感染者発生施設等に対する
「かかり増し経費」の支援事業でございます。
予算計上額は2,500万円であります。こちらは新
型コロナウイルス感染症について、感染拡大に
より休業要請を受けた事業者や利用者または職
員に感染者が発生した施設等が、感染症対策を
徹底した上で継続してサービス等を提供できる
よう、かかり増し経費に対して補助するもので
あります。補助率は、国が3分の2、県が3分の1

となります。補助対象経費の例といたしまして、
感染症が発生した施設等において、事業所の消
毒や清掃にかかった費用等が補助の対象となり
ます。そのほか、現在、感染症が発生した施設
に対して相互に支援する仕組みを福祉団体と協
議して構築することとしておりますが、職員を
派遣して応援した施設については、応援職員の
割増手当や宿泊・交通費などが本事業の支援を
受けられることとなります。補助の上限額は、
施設種別ごとに国が定める基準単価を上限とし
ており、例えば、定員50名の特別養護老人ホー
ムの場合には、1定員当たりの上限額が3万
8,000円となり、190万円が施設への補助上限額
となります。

続きまして、8、衛生用品・感染防護用品の
購入事業、予算計上額2億320万3,000円でご
ざいます。こちらは介護施設等における感染発生
に備えるため、衛生用品や感染防護用品を県で
購入、備蓄するものでございます。備蓄数量は、
資料のとおり、不織布マスクが70万枚等になっ
ております。補助の所要額は全体で2億1,070万
7,000円となりますが、本事業は、6月補正にお
いて、別途724万9,000円を計上していたところ、
国から、介護施設の感染対策に備えて衛生用品
の備蓄に係る新たな補助枠について長崎県のほ
うに通知があったため、今回、追加で補正予算
として計上し、県としての備蓄品を増やすこと
としております。

最後、9、非常用自家発電及び給水設備の整
備事業、予算計上額7,450万2,000円ございま
す。事業概要は、介護施設が災害による停電・
断水時にも施設機能を維持するための電力・水
の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設
備・給水設備を整備する費用を補助するもので
あります。補助率は、国が2分の1、県が4分の1

となっております。補助を予定しているのは、県内で要望のあった施設でございまして、非常用自家発電設備は6施設、給水設備が1施設を予定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【中村障害福祉課長】令和2年度9月補正予算のうち、障害福祉課関係部分について、お手元にお配りしております補足説明資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、1の感染症対策に資する介護ロボット導入促進については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、職員の負担軽減を図るため、介護ロボットの導入経費を助成するもので、障害者入所施設及びグループホーム分として1億1,867万8,000円を計上しております。

次に、2の新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業については、障害者入所施設、グループホーム及び精神科病院への新規入所・入院等の前に実施するPCR検査費用を助成するもので、3,589万円を計上しております。

以上2件につきましては、補助単価等は、さきに説明がありました介護施設と同様のスキームとしております。

次に、3の聴覚障害児支援中核機能モデル事業について、1,200万円を計上しております。これは聴覚障害児に対しては乳幼児からの切れ目のない適切な支援、多様な状態像への支援が必要であることから、教育庁との連携の下、聴覚障害児支援の中核機能の整備を行い、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的として、協議会の設置、支援コーデ

ィネーターの配置、家族支援、巡回支援等の事業を実施するものです。国のモデル事業として採択を受け、事業の実施は長崎大学に委託することを予定しております。

以上をもちまして、障害福祉課の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【今富こども家庭課長】こども家庭課所管の補正予算につきまして、補足してご説明いたします。

表題が「妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業費について」となっている資料をご覧ください。

これは地方創生臨時交付金を活用しまして、コロナ禍の中で通院等の負担や不安を抱える妊産婦が安心して出産できるよう、国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児を対象に給付金を支給する市町に対しまして2分の1の補助を行うものであります。

事業内容としましては、基準日の翌日以降、4月28日から3月31日までに生まれ、申請日時点で住民基本台帳に登録がある新生児に対し、1人当たり10万円を給付するものであります。

事業費としましては、昨年の県内出生数を4月28日以降の日数で日割り計算し、8,900人分で算出しております。

市町の状況としましては、既に開始済みが6市町あり、その他全市町において実施予定となっております。また、申請受付開始時期は、市町の準備が整い次第となるため、市町によって異なります。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【深堀分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、まず横長資料の13ページ、看護師等養成施設等実習補完事業費について質問をさせていただきます。県の医師会から、コロナ禍における医療を支える人材確保の要望を自民党政調会でいただきまして、改めて、看護師の必要性、そして今後、人材不足による医療の低下の懸念を痛感した次第でございます。

そういった状況の中で、看護師養成施設が県内にはございますが、この養成施設の中で、養成学校による実習の中止が相次いでいるという課題をいただきました。そういった背景の下に、今回の予算が構築されたと認識をしていますが、では今回の予算に基づいて、実際にシミュレーターなど案が出ていますが、具体的に、どのような機材で、どのように対応するのか、そして実習をしなくても学内の対応で補完できるのか、お尋ねをいたします。

【加藤医療人材対策室長】 看護師養成のカリキュラムでございますけれども、講義だけではなく、看護技術の習得のために、病院などでの実習が履修科目として位置づけられておりまして、その割合は3分の1ほどになっております。そういった状況の中で、コロナの影響によりまして実習受入れを中止している病院が一部出ているというようなことでございます。

国のほうで補助事業が創設されておりますけれども、まず実習病院等の負担を軽減して、医療提供体制を守るということが一つの目的でございます。それと、もう一つが、必要な資器材

等の支援を行いまして、実習を学内演習に替えて、同等の知識と技能の習得が図られるということを目的として創設されております。

今回、先ほど申し上げられましたように、シミュレーターリース料、そういったものを予算計上しておりますけれども、学内演習で使う病態の変化等の理解を促すということが可能であるというようなことで、高性能の人形のようなものでございますけれども、そういったものに対応するという、あと例えば、模擬患者でのシミュレーションであるとか、あとは演習の補助を行う方を招聘しました謝金、そういったものを今回の補正予算に計上いたしまして、コロナ禍でございますので、同等の知識、技術が得られるというのを目的としまして、今回はやむを得ないということで、国のほうからも、学内の演習で可と通知が来ているところでございます。

【松本委員】 通常だったら、現場で実習することによっての即戦力の対応というところが、現場自体がコロナの影響で対応に苦慮しているということで、今回、シミュレーターの対応ということで補完できるのであれば、滞りなく看護養成について進んでいただくようお願いを申し上げます。

今回、議案外が限られているので幅広にということで、これに関連したところなのですが、実習のところはそれでいいとして、座学のところに関しましても、生徒が密集になるところに対して、すごく懸念をしているという話を伺っております。文部科学省によりますと、大学等の遠隔授業を行うことが進んでおり、大学には機材整備等の補助事業が行われておりますが、これはあくまでも学校法人でありまして、同じ学びの場である看護師養成所では、対象外にな

っているという現場の声が上がっております。

せっかく実習はできたとしても、座学の部分には、それとまた講師の方々も、医師であったり、看護師の方々が移動をされますし、講師の負担等も考えた時に、遠隔授業に対して、看護師養成所に対しても支援をすることが必要だと思いますが、どのようにお考えですか。

【加藤医療人材対策室長】現状のコロナ禍におきまして、遠隔授業の環境整備は非常に重要なことであると考えております。今回、看護師等養成所に対しまして聞き取り調査を行いました。県内の状況なんですけれども、概ね学校内での授業は行われているということで、先ほど、補正予算を組みましたけれども、一部の医療機関において実習が中止になっているというような状況で、現状では、授業はできているというような状況でございました。

あと、現在の看護師養成所のカリキュラムの中で、遠隔授業というのは規定されていないんですけれども、今年度、看護基礎教育に係る改正省令の公布というのが予定されております。厚生労働省がその改正に向けて報告書を出されているんですけれども、その中で、教育内容、教育体制、教育環境等の見直しポイントとしまして、ICT活用の基礎的能力の強化であるとか、遠隔授業の実施に関する事、これはきちんと明記をされておりますので、今後、各養成施設におきましては、この改正省令に沿ってカリキュラムを改正するということになります。そのカリキュラム改正が令和4年度から適用ということでございますので、そういったカリキュラムの改正であるとか、各学校からのご意見を伺いながら、必要に応じまして、学校運営に必要な教育環境整備を検討していきたいと考えております。

【松本委員】先ほども申しましたが、養成所は常勤の講師がいない場合が多い状況の中で、講師の確保等も課題になってきます。また、コロナ禍の影響において、大学等では遠隔授業をしているのに、看護師養成所ではできないという状況がずっと続けば、今後、医療人材の確保にも影響が出てきますので、先ほど答弁にもありましたとおり、そういう方向で進んでいるものに対しては、ぜひとも推進の立場をお願いをしたいと思います。

続きまして、横長資料の14ページ、先ほど説明にもありましたが、老人ホームの停電時、また断水時の対応についてでございます。9月6日から7日にかけて、台風10号の接近に伴い、県内で多くのご家庭や施設でも停電が発生をいたしました。特に、医療施設や福祉施設において停電の状態というのは、医療行為を行っている場合には、命に関わる重要な課題でございます。

今回予算が上がっておりますが、実際に今回の9月の災害において、高齢者施設の停電の状況はどうだったのか、またその停電に対して、どのような対応を取ったのか、お尋ねをいたします。

【尾崎長寿社会課長】今回、台風第10号に伴う高齢者施設の停電被害の件のお尋ねでございます。9月7日におきまして各市町からの被災状況の報告を受理したところ、県内の高齢者施設で、停電した施設が64施設ございました。適宜、各施設に直接状況を確認いたしまして、医療的ケアが必要な1施設につきましては、DMATと対応を確認し、系列の医療機関で対応できるということを確認できた次第でございます。

その後、7日の18時におきまして、徐々に復旧が進んでいたんですけれども、停電施設は28施設ございまして、こちらにつきましては九電

に優先復旧を要請するとともに、土木部と連携して、県のほうで非常用の電源のレンタルを手配したところがございます。

22時におきましては11施設まで減少したところございまして、各施設に確認したところ、県のほうで非常用電源のレンタルの手配はできておったのですけれども、その際には、不要とご回答があったところでございます。

最終的に、8日の18時において停電施設がなくなったという状況ございまして、その間、各施設における非常用の自家発電等で対応していたという状況ございまして、県の長寿社会課では、各施設の状況を逐次確認し、体調不良の入所者がいないかというのを確認しながら対応してきたという状況でございます。

【松本委員】先ほど答弁にありましたとおり、9月7日から8日にかけて、県内64施設が停電をしたと。特に、西海市、平戸市が多かったと伺いました。また、医療的ケアが必要な1施設、酸素の吸引などがありますので、そういったものはDMATと対応したということで、迅速、的確な対応を取られたと思いますが、しかしながら、今回は何とかこれでしのいだとしても、台風災害というのは毎年いつ起こるかわからない状況の中で、改めて、非常用電源の必要性というものを感じた次第であります。

停電、また断水等によりまして、多くの高齢者の方々が大変厳しい状況に置かれることがあってはならないのですが、非常用自家発電や給水設備は大変高額であると同っております。今回の補助で、どこまでそこが適用できるのか、まずその設備の金額、またそれに対する補助率、つまり、自己負担がかなり大きいから、なかなか普及しないのではないかという意見が出ているのですが、そういった金額と補助率、そして

今回の予算で何施設が対応できるのか、先ほども説明ありましたが、改めてお尋ねをいたします。

【尾崎長寿社会課長】今回、補正予算でお願いしております予算におきまして、非常用自家発電設備につきましては、要望のありました6施設に対して補助を予定しているところでございます。

国のほうが示しております補助のメニューにつきましては、昨年度、千葉県で発生しました台風におきまして長期間停電するというふうな事態で、残念ながら熱中症でお亡くなりになった高齢者の方がいらっしゃるということを受けて、今回、非常用自家発電設備の補助メニューにつきましては、それまで上限額があったものが上限額なし、逆に、下限額として、総事業費500万円以上の設備を対象とするということに変わっております。また、国2分の1、事業者2分の1の負担であったものが、今回、国2分の1と、それから自治体の負担として県4分の1の負担が増えたということで、事業者の負担につきましては4分の1に減ったということではございますが、先ほど申しましたように、事業規模が大きい自家発電設備の導入ということを条件に補助することとなっているところでございます。

委員ご指摘のとおり、非常用自家発電設備というのは大変重要な設備であるんですけれども、こういった形で大きな投資額になりますので、各施設におきまして、その投資計画を十分立てた上で補助を行っていくという流れになるかと考えているところでございます。

【松本委員】実際停電になったのは64施設でございますが、しかし、要望があったのは6施設ということで、ただ、先ほどの答弁の中に補

助額も補助率も挙がっておりますし、下限が500万円ということで申請はしやすくなっている状況でございますので、ぜひとも各福祉施設にも、確かに4分の1の負担はありますが、万が一の時のための設備でございますので、活用していただくように、今年度もありましたけれども、今後、こういった停電した施設には特に喚起をしていただいて、活用していただくように呼びかけをお願いしたいと思います。

最後に、こども政策局の横長資料6ページ、保育士修学資金貸付けについて質問させていただきます。保育の無償化によるニーズの拡大により待機児童が増加したことや、またコロナ対策など、課題が山積する中、保育士の確保対策は大変重要な課題であると認識しております。看護師もそうですが、修学資金貸付事業というのは、今後の保育士養成に対して大きな足がかりとなる事業だと思っております。

この事業は、平成28年から始まりまして、5年間の計画でございますので、本年度が最終という事業でございます。これまでの実績として、この修学貸付金を活用された方が平成28年で60名、平成29年153名、平成30年93名、令和元年97名ということで、多くの方が活用しております。

実績もさることながら、ここでまずお尋ねしたいのは、この要望された方が全部通ったわけではないというお話を伺っております。どれだけの申請があって、この実績になったのか、お尋ねをいたします。

【徳永こども未来課長】お尋ねのございました保育士の修学資金の貸付けでございますが、これまで平成28年につきましては、60名の申込みに対して、全員貸付けを行っております。平成29年は、186名の申込みに対して153名、平成

30年に関しては、187名に対して93名の貸付け、令和元年度については、135名の申込みに対して97名の貸付けとなっております。

【松本委員】平成28年は60名全員でありましたが、平成29年、平成30年、令和元年には、申請をしたけれども補助が下りなかった方々がいらっしゃいます。この要因というのは何なのか、お尋ねをいたします。

【徳永こども未来課長】修学資金の貸付けにつきましては、長崎県保育士修学資金貸付等事業運営委員会において決定しておりますが、選考の要素といたしましては、各家庭の経済状況、これは育英会の奨学金の所得水準に準じた部分と、あとは学業や、県内での就労意欲、そういったものを勘案して決定しております。ただ、委員ご指摘のように、毎年度、希望すればいいというわけではございませんで、やはり5か年の計画という中、5年分まとめて原資を国から頂いていたわけでございますけれども、そういった中で、毎年度、毎年度の貸付けの計画を立てていく中で、どうしても優先順位をつけざるを得ないという部分がございます。そういった定員枠の問題で受けられないというケースが発生しておりました。

【松本委員】実際に私もこの漏れた方から直接話を聞きました。県は、県内定着とか、保育士確保と言っているけれども、自分はその対象にならなかったと。すごく残念ですけども、保育士を目指しますという声を聞いた時に、やはり希望する方が皆さん補助を受けられるようになるというのが一番理想であると思います。特に、この貸付けは、卒業後5年間県内の保育所に勤務した場合は返還が免除になるということで、県内定着に大変大きな効果があります。また逆に、他県においては、こういった保育士不

足、特に、関東、関西など、条件をつり上げて、地方から保育士を集めているという動きも大変懸念をされている状況でございます。

今回は、5年間という計画が補正で上がったということは、1年延長が確定したことは事実でございます。そこにも保育士会からも要望をいただいておりますので安堵することでございますが、この修学の貸付金の制度は、1年延長でございますか。今後、どのような計画になって進んでいくのか、お尋ねをいたします。

【徳永こども未来課長】この修学資金の制度につきましても、先ほど申しましたように、当初、5年間、国のほうから原資の交付がございまして、県のほうでは、事業枠の拡大と事業期間の延長をずっと国へ要望させていただいております。今回、そういった経緯がある中で、国のほうから、令和3年度分ということで約5,200万円の内示をいただいている状況でございます。

私ども、内々所管省庁のほうと話をさせていただきましても、所管省庁といたしましては、地方自治体のご意見も伺いながら検討しますということで、すぐに廃止してしまおうというふうな意向はあまりお持ちでないような印象もいただきましたが、県といたしましては、引き続き、事業期間の延長と貸付枠の拡大の願いをしていきたいと考えております。

【松本委員】先ほども申しましたとおり、要望したけれども補助を受けられなかった方々がこれだけいるという状況を国に伝えていただきたい。地方においては、特に長崎県においては保育士が足りない状況の中で、保育士になりたいけれども、経済的な理由でということ諦める方がいるかもしれない。そういう方にとっては、大変有効な事業であります。しかし、延長といっても、まだ1年でございます。先ほどの

答弁の中に、国も地方の声を聞いてから判断したいということがございましたので、ぜひ今の保育の状況の本県の中での在り方、そしてこの予算だけではまだ足りないということも強く国に要望していただきまして、さらに保育士確保のために具体的な施策でございます。また県内定着にも有効な施策でございますので、推進していただくことを要望しまして、質問を終わります。

【川崎委員】連日、新型コロナウイルス感染症対策、大変にお疲れさまでございます。

お尋ねいたします。重症患者対応医療機関等の設備整備等支援11億3,909万8,000円の予算についてですが、この支援は、今、県が、どの医療圏もフェーズ4の場合、最大395病床を確保するということになっていますが、これを目指しての整備ということでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今回お願いしておりますのは、まず6月追加補正の中で、その重点医療機関等の設備整備ということで予算をお願いしております。今回、内示等を踏まえて予算計上させていただいておりますが、この部分につきましては、実際に病床を確保する病院に対して、必要な設備を確認して、予算計上をさせていただいているところでございます。

さらに、今回9月補正の中では、実際に重症患者、人工透析等の特殊疾病に対応する医療機関、あるいは離島の医療機関では、その拠点病院で全ての医療に対応しなければいけないということで、重症患者対応医療機関と離島の拠点病院、この8病院に対して、さらに必要な施設、設備の整備について支援をしたいと思っております。

【川崎委員】充実をしていただくことに、安全・安心な医療体制ということで、大変ありが

たいなというふうに思っておりますが、現在、少し感染も落ち着いてはいるということで、フェーズに差はありますが、県内の今の病床は106確保するという段階であると承知をしております。395ということと106、大きな乖離があるわけですが、いわゆる使っていない時に、この病床というのは、こういった運用がなされているのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今回、7月に病床確保計画をつくらせていただいております。この計画の中では、感染拡大に応じてフェーズ0からフェーズ4まで5段階の感染状況に応じて病床を確保していただいております。通常、この新型コロナウイルス感染症に対応する病床というのは、感染症指定医療機関の感染症病床しかございませんが、それ以外の医療機関含めて、この感染拡大に応じて、一般の病床を新型コロナに対応していただく病床として順次準備をしていただき、最大395の病床を確保するという計画になっております。

【川崎委員】通常の運用をされているということですね。

このまま終息をしていくといいことで、それを願っているわけではありますが、人類は、ウイルスの闘いということ、ずっと永遠に続くのだらうということから、安全な体制ということから、指定病院という考え方も大事なんでしょうけれども、専門病院、かつてクルーズ船の時には、臨時、仮設でも中等症の施設をとということが国からお話がありましたけれども、そういった将来に向かって、発熱外来というんでしょうか、重症者の入院施設も含めた感染症の専門病院、そういったものの確保ということについても検討すべきではないかと思いますが、県の見解を求めます。

【伊藤医療政策課長】感染症に対応する医療機関ということで、各医療圏に1か所以上、感染症指定医療機関を指定させていただいて、そこでまず対応していただくという体制を考えております。今回、新型コロナウイルス感染症では指定医療機関10病院だけでは対応できないということで、ほかの医療機関にもご協力をいただくという形でございます。

新型コロナウイルスだけを専門に対応する医療機関ということまでは考えておりません。これは施設設備だけではなく、併せて人材の確保も必要でございますので、今の感染症に対応する医療体制の中で対応してまいりたいと思っております。

【川崎委員】将来に向かって、ある意味、ご検討いただきたいと思っております。引き続きまた議論をしていきたいと思っております。

次に、医療従事者等への慰労金について質問いたします。6億6,910万円の計上、これは後ほど説明があると思うんですが、8月末時点で6,795名、3億4,500万円の支出という説明が来ております。これは対象者がどれくらいいらっしゃるって、何割程度が6,795名に該当するのか、お尋ねいたします。

【加藤医療人材対策室長】慰労金の給付事業でございますけれども、6月補正議決いただいた後、7月21日から申請を開始しております。医療分につきましては12月28日が申請期限とさせていただきます。

流れにつきましては、医療従事者からの委任状を医療機関が取りまとめて、県に代理申請を行っていただく。県で審査をした後、医療機関を通じて従事者の皆様に支払いをする。月末締めで、翌月の月末払いという流れでさせていただきます。

現在、8月末までに申請を受け付けたものを9月末支払いの準備をしております。医療機関で言いますと、対象施設が2,288施設ございます。そのうち、1,135施設から申請が来ております。進捗率としましては49.6%、約半数の施設から来ている状況でございます。

【川崎委員】人ベースでわかりますか。

【加藤医療人材対策室長】医療分で申し上げましたら、医療施設の医療従事者、それと受付などで委託で来られている方とか、清掃で直接病棟に入られるという方も含めまして、対象人数を5万1,933人としております。申請が来ているのが3万7,467人ということで、人数ベースでは、おおよそ7割程度は来ているような状況ですけれども、金額ベースでは4割程度という状況でございます。

【川崎委員】そうしますと、今、施設では49.6%の申請と言われたのですか。これは皆さん申請なさらないのですか。あまりにも少な過ぎるなという感じがするんですけど。

【加藤医療人材対策室長】医療機関のほうでは、各職員から委任状を集めなければいけないという作業がございますので、この2か月で半分というのは、非常にいいペースだと認識をしております。

それと、もちろん全ての医療機関に対して郵送で周知をしておりますし、医師会とか歯科医師会など関係5団体に対しても説明をしまして、団体の中で、きちんと周知をしていただくというような取組もしております。

今後、未申請の施設の掘り起こしのために、新聞なども使って広報もしていきますし、医療機関の数はきちんとわかっていますので、私もとしましては、未申請の医療機関にきちんと確認をして、全ての医療機関から申請していた

だくという取組をしていきたいと思っております。

【川崎委員】力強いお言葉を聞きましたので安心いたしました。ぜひ、この制度をしっかりと現場で最前線で頑張ってもらっている方に漏れなくお届けできるように取り組んでいただきたいと思います。

生活福祉資金貸付金原資等の補助12億9,200万円についてお尋ねいたします。拡充をいただいているということは、現場においてニーズが多くあるんだろうということを推測いたします。

現在の県内の利用状況、何名、何件、どれぐらいの貸付けが発生をしているのか、お尋ねいたします。

【猿渡福祉保健課企画監】生活福祉資金の特例貸付けについてのお尋ねでございます。特例貸付けにつきましては、緊急の小口資金と総合支援資金の2つございます。貸付けにつきましては世帯に対して貸し付けるものでございますが、2つの資金を合わせまして、9月15日時点で7,126件、約20億4,900万円の貸付け決定をしているところでございます。

【川崎委員】7,126名の方が9月15日の時点で申請をされ、今後また12億9,000万円、13億円程度、貸付け原資を予算化したということになれば、より一層多くの方が利用されることが推測できるわけですが、この現場の対応は、非常に大変な状況なんだろうと。来たから「どうぞ」というわけではなくて、審査があって、その辺のところがうまくスムーズに回っているのか、時間がかからずに、きちんと支援が欲しい人にスムーズに行き渡るような現場体制になっているのか、確認いたします。

【猿渡福祉保健課企画監】現場の実務の状況で

ございますが、実務としまして、一部郵便局や
労金での受付もございますが、多くは、市町の
社会福祉協議会で申請を受け付けまして、審査、
送金につきましては県社協で行っているところ
でございます。

受付開始当初は、相談が殺到して混乱したと
いうことはお聞きしておりますが、現在は、比
較的スムーズに事務ができていますと認識して
おります。対策としましては、県社協につきま
しては、派遣職員の増員ですとか、申請が比較
的多い長崎市、佐世保市の社協においても、増
員をしたり、組織内で事務分掌体制を調整し
て、滞りがないような体制を取っているとお
聞きしております。申請を受け付けて送金ま
でに、平均しますと4~5日で送金ができ
ているということをお聞きしております。

【川崎委員】ありがとうございます。4~5日
でお届けできているということについては、本
当に現場の方が一生懸命頑張っていたいて
いることの証左だと思います。今後の予算
拡充に伴いまして、申請増に対する現場の
対応をしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、聴覚障害児支援中核機能モデル事業
についてお尋ねいたします。今回、モデル
事業ということで取り組んでいただいて、大
変ありがたいなと思っておりますが、これ
まで聴覚障害児に対して、こういった支援
を行ってこられたのか、お尋ねいたしま
す。

【中村障害福祉課長】聴覚障害児への支
援についてですが、新生児聴覚スクリー
ニングや精密検査で判明しました聴覚障
害児及び経過観察の対象児に対しまし
て、家庭での支援が必要なことから、主
に、医療機関や市町関係者が長崎県立
ろう学校に設けております乳幼児教育
相談につなげております。

ろう学校での取組としましては、乳幼
児教育相談、聴能相談、保護者学習会
などの相談体制を整備、言語聴覚士
の配置などによる教育体制を整備
しております。

しかし、これらの支援体制間の連携が
まだ不十分であるとの考えから、今
回の事業を活用して、さらに支援を
行うものでございます。

【川崎委員】これまでに取り組んで
こられたことを、より一層効果を
上げる、成果を上げるという意味
での取組と認識をいたしました。
引き続き取り組んでいただきた
いと思います。

ちょっと幅広にすみません。聴覚障
害が先天性ではなく中途失聴とい
う方もおられるかと思ってい
ます。かなり多くいらっしゃる
と思いますが、今、この割合とい
うのは、どのような状況でし
ょうか。

【中村障害福祉課長】県内の聴覚障
害者数は、令和2年3月31日現在
で7,867人であり、近年、ほぼ
増減はない状況でございますが、
このうち中途障害者の数につき
ましては県では把握しておりま
せん。それで、平成27年度に、
長崎県ろうあ協会が55歳以上
の会員を対象に行った調査が
ございます。それによりますと、
47%の方が、聴覚障害にな
った時の年齢を中途であると回
答しておられます。

【川崎委員】約半数の方が中途失
聴者ということですので、やは
り聴覚障害児さんでもすけれ
ども、これにしっかりとサポー
トの必要もあるんだろうと思
います。

今、長崎県も、福祉保健部長も
連日のように記者会見とかさ
れて、手話の方も、皆さん頑
張ってメッセージを伝えてお
られるのですが、例えば、今、
私が瞬間聞こえなくなった時
に、果たして、手話でいろん
な情報が得られるかという
と、恐らく、技術も何もなし
で非常に難し

い話なんだろう。そういったところから、いろんなツールがあるように伺っていただいて、その中でも、UDトークというものがあると。これは言葉をそのまま画面に文字化して映し出すと。非常に便利なそういったツールもあると伺っておりますが、このUDトークについて、県の見解を伺います。

【中村障害福祉課長】UDトークを含みます音声文字変換システムにつきましては、手話や要約筆記などと同様に、聴覚障害者への情報保障手段として重要であると認識しております。

県としましては、昨年度から、長崎県ろうあ協会、長崎県難聴者・中途失聴者協会などとUDトークの周知の在り方などを検討しているところでございます。

【川崎委員】検討して、今、その検討した結果、どのような認識なのか、もうちょっと突っ込んでお尋ねいたします。要は、これから普及するに値するのかどうかということ、課題についても併せてお聞かせいただければと思います。

【中村障害福祉課長】UDトークにつきましては、先ほどもご説明した中にございましたけれども、手話とか要約筆記などと同様に、聴覚障害者の方への情報保障手段として重要であると認識しております。

こちらがソフトウェアでございますので、その導入については、一定の時間でありましたら無料で使えたりするんですけども、それを超える時間であるとか、あるいは法人での使用となると有料というところもございますので、そのあたりの課題というのはございます。

あと、実際に使う面について、なかなかこういったものがあるということをご存じないということもございますので、実は、要約筆記者の研修会の中で、UDトークの講座を併せてでき

ないものかということ、これは先ほどの検討の内容の一部でございます。

【川崎委員】まさに検討中でしょうが、情報を欲しいなと、確かに聞いた言葉を変換だから、誤字だったりすることもあるんでしょうが、その瞬間に迅速に情報が欲しいという要望については真摯に検討いただきたいと思いますので、引き続きご検討ください。

次に、長崎大学が取り組む感染症対策への支援1,000万円。ワクチン開発への支援と伺っておりますが、現在の開発状況について、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】ワクチンの開発の主なプロセスといたしましては3段階ございます。まず、基礎研究、それから非臨床試験、最後に臨床試験ということでございます。現在、長崎大学の熱帯医学研究所がワクチン開発をしております。今回支援するこの研究でございますが、まだ基礎研究ということで、ワクチン候補の研究を行っているということで、年度後半から、マウスなど動物での有効試験を実施する予定ということでお聞きをしております。

県といたしましては、この基礎研究に必要な試薬でありますとか、動物実験に係る経費等につきまして支援を行ってまいりたいと思っております。

【川崎委員】今回の長崎大学の協力は本当に素晴らしいもので、まさにワクチンまで開発に至るということになれば、本当に誇りに思う大学でございます。ぜひ、しっかりと支援をいただいて、ワクチンが全世界に供給できるようなところまでご支援いただきたいと思います。

この長崎大学に対する支援ですけれども、コスト・アトランチカ号のクラスター感染の検証報告書素案の中でもしっかりと検証いただいて

いまして、長崎大学の協力として、7月21日から24日間の619名のLAMP法検査、健康アプリの開発と活用、DMAT派遣、陽性者、陰性者の経過観察、帰国支援と、長崎大学がなければどうなっていたかということをするのとぞっとしますけれども、1人も犠牲を出さないという思いで取り組んでいただいたということが、一定の重症化や犠牲者が出ると言われるコロナ感染症を1人の犠牲者も出すことなく帰国の途に就かせたことは、世界でも賞賛されるものだと思っております。

にもかかわりませず、報告書の63ページには、今回の事案では、検査や感染予防対策等に長崎大学の全面的な協力が得られたが、従事者に対して万一の場合に補償がなされるような対応が求められるという点が出ていました。大変申し訳ない思いもしております。より一層ご協力いただくために、ご好意に甘えるのではなく、適正な協定を結ぶなどして、しっかりとこれからの協力体制も組むべきだと考えますが、県のご見解を求めます。

【伊藤医療政策課長】長崎大学におかれましては、全国有数の感染症対策の拠点ということでございます。委員おっしゃるとおり、コスタ・アトランチカ号における集団感染への対応のほか、蛍光LAMP法を活用いたしました検査機器の開発など、様々なご支援をいただいているところでございます。

また、長崎大学病院は、県内唯一の第1種感染症指定医療機関ということで、従来から、県内の感染症対策の中心的な役割を果たしていただいているところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策におきましても、長崎大学とは既に顔の見える関係といたしますか、密な連携をさせていただいている

ところでございます。様々な機会を捉えて情報共有と意思疎通を図っているということでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の調整本部のリーダーということで、現在、長崎大学病院感染制御教育センター長の泉川先生にリーダーになっていただきまして、医療提供体制の整備だけではなく、日頃から、県内の感染患者の受入れの調整等まで行っているというところでございます。

今、協定のお話でしたが、現在、今回のコスタ・アトランチカ号の件だけではございませんが、クラスターが発生した際の医療支援体制ということで、その体制を長崎大学あるいは長崎大学病院とも今、協議をしながら検討しているところでございます。

実際クラスターが発生した際は、災害派遣医療チーム（DMAT）だけではなくて、医師と看護師からなるDMATとは別の医療支援チームを創設してまいりたいと思っております。この創設に当たりましては、その必要な経費でありますとか、保険適用につきましても検討させていただいているところでございます。こういう体制の構築に当たりましては、補償等も含めて検討させていただきたいと思っておりますが、一般的な協定の締結までは考えておりません。

【川崎委員】ぜひ、より一層、県と大学と関係を密にさせていただきながら、感染症に臨んでいただきたいと思います。よろしく願います。

最後に、こども政策局の妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業4億4,500万円についてお尋ねいたします。一般質問でも質疑があつていましたが、長崎県は来年の3月31日までの新生児を対象ということでありましたが、自治体

によっては4月1日までのいわゆる同級生の部分まで対応するというございでしたが、どの自治体が4月1日までの誕生の計画なのか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】4月1日か3月31日までかの取扱いについての質問でございます。3月31日までを期限としております市町が9市町、4月1日までが11市町となっております、3月31日までの9市町につきましては、現時点ですけれども、佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、小値賀町、新上五島町、以上となっております。

【川崎委員】残りのところは全部4月1日までということですね。

そうすると、予算はどういう扱いになりますか。当然増えると考えますが、どの程度見込んでおられて、この予算を充当するという考え方になるのかどうか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】4月1日分まで1日増えた場合の県の負担額につきましては、約26人分、130万円ほどの増となっております。対応としましては、今回の補正予算を繰り越まして対応したいと考えております。

【深堀分科会長】質疑の途中ですが、換気のために、ここで5分休憩に入ります。

午前11時29分 休憩

午前11時33分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】まず、第110号議案、福祉保健部の横長資料14ページ、地域医療介護総合確保基金事業費の中の課長説明の中の2ページ、看取り環境整備についてお尋ねいたします。今回、

介護施設等における看取りに対応できる環境にするために必要な費用を補助するというござい4施設、そして家族の部屋の確保というふうなお話がありましたが、この4施設というのは、希望する施設が全部補助が受けられると理解していいのか、それから都市部、離島とかの地域の区割りで言うとどうなのか、まず2つ教えてください。

【尾崎長寿社会課長】今回、看取り環境整備に対する補助として上げている予算につきましては、県下全ての施設に要望調査を行って、今回上がってきたものが4施設ということでございます。所在している市町につきましては、長崎市、佐世保市、諫早市、波佐見町のそれぞれ1施設ずつということでございます。

【堀江委員】それで、その内容なんですけれども、家族の部屋の確保というふうなお話がありましたが、4施設とも家族の部屋の確保なのか、どういう環境を整えるということなのかについても説明ください。

【尾崎長寿社会課長】基本的には、今、使われていない部屋につきまして、看取り専用の部屋という形にいたしまして、看取られる方が滞在するベッドと、それから家族の方が宿泊できるような環境を整備するような形でそれぞれ改修を行うという事業でございます。

【堀江委員】この質問をするのは、このコロナ禍の中で、見送る状況も、通常の葬儀の状況も変わってくると思っているのですが、特に、施設の場合、身寄りがない方も多いし、もともとコロナがなくても、今までなれ親しんだ皆さんから送ってほしいというふうな形で、施設の中で見送るというふうな傾向も増えてきた中で、さらにコロナが加わって、県外の家族が帰られないというふうな状況もある中で、施設の皆さま

んは、見送りをどうするかということで非常に苦慮しているというふうなお話を伺っております。

そうした中では、今回、空いている部屋をどういう形にするのか、それぞれの施設の中で検討しながら見送りに対応するという事なんですけれども、今後、こうした見送りに対する動きといたしますか、県内の状況で把握している状況がありましたら、教えていただきたいと思っております。

【尾崎長寿社会課長】施設において看取るという形というのは、委員ご指摘のとおり、結構あるかと思っておりますけれども、動きといたしまして、それが増減があるかとかデータのなところについては、私どもとしては把握をしていないところでございます。

ただ、今回の補正予算で上げさせていただいているのも、コロナ禍の中で、きちんとした環境の中で看取りができるというふうなことをきちんと進めたいというふうな思いもありまして、こういった看取りの事業につきましては、要望がある限り、予算としては確保していきたいという考えは持っております。

【堀江委員】答弁を了といたします。ありがとうございました。

それでは、第112号議案、国保の特別会計、横長資料の22ページ、このことについて質問したいと思います。内容そのものは、壱岐と協議をして、アプリを活用して健康づくりへの促進ということと理解いたしますが、これは壱岐だけが実施をするということなのでしょうか。

【永峯国保・健康増進課長】今回の補正予算につきましては、6月補正にも上げさせていただきました国民健康保険の保険者努力支援制度、その予防・健康づくり支援交付金を活用して実

施するものでございます。この交付金のメニューの中で、各市町と連携して実施する保険保健事業といったものがございまして、今回の事業は、そのメニューの中で行うものとしております。

この事業を行うに当たりましては、県内各市町に実施の希望を募ってございまして、そうした中で、6月補正予算時点では、新上五島町の事業を上げさせていただいております。今回につきましては、壱岐市から実施の希望があったということで、壱岐市の事業を上げさせていただいております。

【堀江委員】確認ですが、そうしますと10分の10、国の交付金は、今、国保・健康増進課長が言われたように、保険者努力支援交付金を活用するという事なんですね。念のため。

【永峯国保・健康増進課長】6月補正予算時点と同じ財源、国の保険者努力支援制度の交付金を活用するものでございます。

【堀江委員】最後にいたしますが、第110号議案の横長の7ページ、妊婦応援新生児特別定額給付金について、私からも1点お尋ねしたいと思います。この受給者、受ける側は新生児ですけれども、これはどんなふうに来るのですか。例えば、国の特別給付金ですと、世帯主に給付されたのですが、今回のこの新生児の場合は、いわゆる宛て名というか、送り先はどういうふうになるのかというのを教えてください。

【今富こども家庭課長】今回の給付金の受給者につきましては、給付対象者である新生児が属します世帯の構成者で、新生児の父または母、その他市町長が特に認める者としております。

【堀江委員】言葉としては、給付対象者の父または母、その他市長等が認める者ということで、世帯主ということではないということに理解い

たしました。

今、世帯主のこの規定を見直せという世論が広がっています。さっき私が挙げました一律10万円の給付で、受給者が世帯主とされたことに批判が噴出しまして、DVを理由に家を出ている配偶者であったり、子どもであったりが給付金を受け取れない事態が生まれました。SNSでは、ハッシュタグで、給付は世帯主ではなく個人に、ということが何万と拡散をされています。旧民法の家制度は、個人の尊重と両性の平等を定める日本国憲法の下で改められました。家制度の戸主、家長を引き継ぐ世帯主規定は、憲法の理念に反すると私は考えています。今回は世帯主廃止について見解を求めませんけれども、そうした世論が広がっていることを、この場を借りてお伝えしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】老人福祉施設整備費7,450万円ですが、先ほど、松本委員から質疑がなされ、内容については十分理解したわけでありませぬけれども、そういう中で、非常用電源施設とか、給水施設が充実してくると、ふと思ったのは、こういう老人福祉施設とか医療施設を住民とか県民の避難場所として活用はどういうふうに進んでいるのか、これに対して取組がどうなっているのか、疑問を感じたものですから、それについてお答えいただければと思います。

【尾崎長寿社会課長】委員ご指摘のとおり、福祉施設等におきましては、福祉避難所として地方自治体のほうから指定されて、福祉的なケアを要するような人の避難場所、避難するような施設として指定されているところもございます。今回整備するところが、そういった避難所に指定しているかどうかということについては、現

状ではデータを持ち合わせておりませぬけれども、そういった機能を地域の中にも還元していくということ自体は十分あり得るのではないかと考えております。

【伊藤医療政策課長】医療施設につきましては、避難場所ということでの想定はされておられません。実際の治療を要する方の対応をすることで、災害拠点病院ということ、各医療圏ごとに病院を指定いたしまして、そちらで必要な対応をしているということでございます。

【中山委員】それでは、福祉避難施設、避難場所として確保されたということでありましたけれども、この前の台風9号及び10号、その後の豪雨によって実質的に避難されたことがあるのかどうか、その辺の確認をしているのか、していないのか、お聞きしたいと思います。

【中尾福祉保健課長】県内の福祉避難所として高齢者施設の指定は、県全体で357か所ございます。高齢者施設に限らず、その他、障害者施設でありますとか、社会福祉施設での指定がありますが、先般の台風10号の際には、県全体で27か所が福祉避難所として開設をされております。

【中山委員】ぜひ、この辺をもう少しPRしながら活用を促進してほしいと思います。

それと、病院がそういう指定避難場所としていなかったということでありましたけれども、私が聞くところによれば、自治会と病院と災害時の避難協定を結んで実施したところがあるんです。それで、病院というのも非常に安全性が高いので、そういう可能性についてもひとつぜひ検討してほしいというような感じもするわけでありますけれども、避難場所としての位置づけというか、今後の活用について考える余地はないのかどうか、再度確認したいと思います。

【中尾福祉保健課長】先ほども答弁申し上げましたとおり、現在、福祉避難所として指定されておりますのが高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、それから社会福祉施設、公民館等、そういったところございまして、病院というのは恐らくなかったかと思いますが、例えば、他県で指定されている事例があるということであれば、そういったところも参考にしながら、ただ指定をするのが市町になりますので、市町の意見も踏まえて、まずは情報収集してまいりたいと考えております。

【中山委員】今後、老人福祉施設については、そういう形で避難場所に行っているけれども、病院についても、可能な病院があるんだと思いますし、その院長先生あたりの理解も必要かもしれませんけれども、避難場所として非常に適地な病院もあるわけでありますから、その辺を少し拡大していけば、住民の皆さん方も利用しやすいと思います。どうすれば可能かわかりませんが、ぜひ一回実態を調査しながら、他県も情報収集しながら、実質的に自治会と病院と協定を結んで、そういうところもこれは間違いなくありますので、含めて病院の活用についてもひとつ今後検討をしていただければと思いますので、要望しておきたいと思います。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【赤木委員】お疲れさまです。

医療政策課の相談検査体制、医療提供体制の充実や、横長資料12ページの感染症予防事業費関連について、お伺いをいたします。これまでも、かなりの金額の予算が計上されて、医療提供体制を整えるためにご尽力いただいたことと認識しております。これまで、フェーズの考え方があって、今は、本土地区はフェーズ2と、それ以外の地区がフェーズ1という、今、感染状

況は落ち着いている状況なんですけれども、私も一般質問でさせていただいたんですけれども、今はステージという考え方が出まして、そこで今は経済と医療提供体制の両輪を考えていくというふうに私は認識しております。

福祉保健部として、医療提供体制として伺いたいんですけれども、ステージ2の基準として、1日7人以上感染者が出た場合や20人規模のクラスターが2件発生した場合など、今までの感染状況と比べると、かなり踏み込んだというか、かなり感染が広まった状態でも注意報にとどまるのかなと思うんですけれども、この範囲であれば、福祉保健部としては、医療提供体制としては耐えられるというご認識なのか、これだという意味、余裕があるという認識なのか、お伺いをいたします。

【伊藤医療政策課長】確かにフェーズという考え方は病床確保の段階の基準であり、今回、ステージということで、経済活動と併せた基準が出てまいりましたので、ちょっとわかりづらいところがあるかと思います。今回、ステージ2の状態、医療提供体制が余裕があるのかということございまして、余裕があるということとは言えないかと思います。各段階に応じて病床を確保してまいりますが、順次、医療機関の医療従事者につきましては継続して対応しているということございまして、ステージ2だからといって医療提供体制に余裕があるかということにつきましては、言えないということと考えております。

【赤木委員】答弁としては、そうならざるを得ないのかなと私も思います。

今は落ち着いている状況ですけれども、今後また感染が拡大したことを想定すると、また散発でも出てきた場合に、それで経済活動が止ま

ってしまうんじゃないかという懸念はありますし、ゼロは無理なのは県民の皆様はわかっていると思うので、ここまでは大丈夫だということももっと広まれば、安心も一定認識されるのではないかと私は考えるんですけども、今のご答弁では、ステージ2でも医療提供体制がきついんだという認識を受けたんですけども、となれば、どこまでが大丈夫な数値というか、医療政策課としての考えというのはあるのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】どこまでの段階が大丈夫かということですが、フェーズに従って、いつ患者が発生してもいいような体制を常時医療機関、医療従事者の方は準備していただいておりますので、感染拡大に応じて病床確保はしてまいりますが、どの段階までが医療提供体制に余裕があるというところにつきましては、なかなかその基準というのはお答えづらいところでございます。

【赤木委員】福祉保健部医療政策課としては、そう言わざるを得ないのかなとは思いますが。

これは例えば、医療提供体制が充実されれば、さらに拡大されるとか、基準というのはどんどん変わっていくものかと思っておりますので、適宜、正確な情報は出していただきたい、認識というものは出していただきたいと思っております。

次に、健康管理アプリ528万円増ということについて、N-CHATについてお伺いいたします。

これは異常が見られた場合、直ちに検査への対応というのは可能なのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今、N-CHATにつきましては、介護施設等への導入も進めているところでございます。職員の健康管理に当たって、このソフトを十分活用していただきたいと思

いますが、そこで必要に応じて検査をできる体制を取ってまいりたいと思っております。

【赤木委員】必要に応じてというのは、平時と、その方に対して異常が見られたので、そういう異常があったということを保健所かどこかに通知して、保健所が必要だと認めれば検査できるということなんですか。

【伊藤医療政策課長】その時点で、医師の判断というところが出てまいりますが、その介護施設の担当医等が検査が必要ということであれば、対応ができるかと思っております。

【赤木委員】わかりました。滞りなく検査できればいいのかなと私も思っていますので、その体制が取れるようお願いいたします。

この検査体制に関連して、一般質問でもさせていただきましたCOCOAの活用状況について、今まで長崎県内においては、私の一般質問の中で、71名が陽性者と接触があったため検査をしたと伺っております。

そこで、8月中旬は、陽性者との接触があったにもかかわらず検査ができなかったという声が私のほうには届いております。いつから全員ができるようになったのか、お伺いいたします。

【伊藤医療政策課長】当初、COCOAのシステムで通知があった際に、検査の対象となる通知の内容は、一定症状がある、あるいは陽性の感染者と接触した覚えがあるというような基準がございましたので、その基準に当てはまらない方につきましては検査の対象になっていない方もいらっしゃったところでございます。8月21日に国の通知が出まして、それ以降は、COCOAで通知が来た方については、原則検査をするという取扱いで対応しております。

【赤木委員】理解いたしました。

N-CHATに関連はするんですけども、

戻って、N - C H A T 自体は、コスタ・アトランチカ関連で活躍したアプリでもあると、そこから今の体制が整ってきたと私は認識しております。コスタ・アトランチカ号の「新型コロナウイルス感染症クラスター発生事案検証報告書（素案）」も私、目を通させていただきました。大変緊張感が伝わる内容であったと思いますし、私も存じ上げない事実がこちらには書かれていたのかなと思っております。

素案ということなので、費用についても、今後振り込まれる予定と書かれているんですけども、これはまだ確定ではなく、例えば、費用が振り込まれたら変わるものか、今後変更する可能性があるのか、お伺いいたします。

【中尾福祉保健課長】一般質問でもご質問があって、お答えをしておりますが、費用額が約2,887万3,000円、これについてはコスタ社へ請求額を明示して、全額支払うということで回答をいただいているものでございます。

【赤木委員】なので、今は予定ということなんですけれども、振り込まれたら、その素案は、いつかは最終報告として確定すると思うんですけども、変更されるということですか。

【中尾福祉保健課長】まず、今後の請求の手続についてですけども、この2,800万円の中にはD M A T の活動経費等があります。まずは、それを県がお支払いをして、その上で、コスタ社側に請求するようにしております。正式な請求が10月中旬ぐらいを予定しておりますので、それが最終的にこの検証報告書をまとめる時に間に合えば、確定した数字で入れるということになるかと考えております。

【赤木委員】理解いたしました。

この中に、陰性証明のお話もございました。5月25日、蛍光L A M P 法でインド人の陰性で

出国をしたという記載があるんですけども、P C R での陰性証明というのは今まで様々なところで聞いていたんですけども、蛍光L A M P 法も国際的にも認められる陰性証明に当たるのかどうか、お伺いいたします。

【中田福祉保健部長】当初の帰国支援につきましては、コスタ社が各大使館と調整して必要な書類を確認していきまして、その範囲の中で、P C R でもL A M P でもどちらでもよいというような確認が取れましたので、大学としては、L A M P での陰性証明を出したと理解しております。

【赤木委員】今のお話はもちろんわかるんですけども、今後は、L A M P 法でも陰性証明として扱われるものなんですか。これはこの時だけの話なんですか。

【中田福祉保健部長】それぞれの国の入国要件については、適宜見直しがなされる可能性がありますので、私の理解は、この時点での各国の判断と理解しております。

【赤木委員】理解いたしました。

コスタ関連に関しては、情報発信についても、かなりしていただいたと。45回にわたる記者会見、本当に大変だったと思います。ですが、県民の皆様に対しては、かなり不安な日々を過ごされたことだと思います。今後、その課題についてはしっかりと対応していただきたいと思います。自分たちが出したい情報を出すだけでなく、県民の皆様がどういった情報を求めているのか、それに対して応えることも必要だと思いますので、その点も考慮していただきたいと思います。

最後なんですけれども、妊婦応援新生児特別定額給付金について、お伺いいたします。こちらは予算総括質疑でも審議をされましたし、先

ほど、委員のほうからご質問ありました。

何点かお伺いしたいんですけども、実施済みの6市町、こちらはどちらになるでしょうか。

【今富こども家庭課長】既に開始をしております市町につきましては6ございまして、佐世保市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、小値賀町、以上でございます。

【赤木委員】わかりました。

全市町で行う予定となっております。こちらに記載されているとおりです。予算総括質疑の中で、市町から、こういう制度を設けてほしいから、こういう予算を組んだというご答弁もありました。なので、このほかの市町は、やりたかったのか、その意気込みというか、温度感、そういったものはどういう形なんですか。県がこういう制度を設けたからやるのか、それとも全市町ともやりたかったのか、そういう温度感というのを教えてください。

【今富こども家庭課長】市町ごとの温度感については色々ございまして、県に支援団体から要望を受けた時に、その団体から市町の状況もお伺いしたんですけども、なかなか難しいというような慎重な姿勢の市町もございましたし、その後、国から臨時交付金を使っていいという通知が出た後の状況としましては、今申し上げました6市町、そのうち小値賀町については、もう5月段階でやるように決めており、また、それを除く5つの市町も、すぐやろうというふうになりましたけれども、国からの通知を受けても、なかなか難しいというような考えのところもございました。その中の幾つかから県に、支援してほしいというようなこともございましたし、また県としましては、そういう要望を受けており、また、できれば県内全体でやっていきたい、そういう2つの状況の中から、今回こ

のような補助をやることによって、県内全域でやることができるのではないかと考えたところでございます。

【赤木委員】わかりました。

私、一般質問で、かなり強く出産に関わる費用がかかるんだということを申し上げさせていただきました。この10万円というものは、不安を抱える妊産婦にとって大切なお金になると思っております。私としては、予算総括質疑の中の知事等の答弁を聞いていると、今年度だけじゃなくて、来年度もやるべきだというふうに思っておりますので、それに向けた体制整備というものをぜひとも行っていただきたいと思っておりますし、これは要望とさせていただきます。

【深堀分科会長】質疑の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 1時28分 再開

【深堀分科会長】分科会を再開いたします。

予算議案に対する質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

【石本副会長】まず第1点目ですけれども、地域外来・検査センターの設置については、この前、一般質問でもお伺いしたところなんですけれども、今、長崎地区それから佐世保県北地区に1か所ずつということで、他の医療圏については、今後、設置に向けて進めていくというお話ですが、私の地元でも、医療関係機関に話を聞いていますと、なかなか個人で対応するのは困難ではなからうか、その場合に、地域外来・検査センターの設置であれば可能かなという話もちよっと聞いているのですが、これまでの回答以外で、各市町独自のそういった設置の対応

が可能なかどうか、確認です。

【伊藤医療政策課長】地域外来・検査センターでございますが、これはいわゆるドライブスルー方式で集中して検査を行う拠点ということで、現在は長崎医療圏と佐世保県北医療圏で設置をしているというところでございます。

今後、季節性のインフルエンザが流行してまいりますと、かなり発熱者、コロナかインフルかわからない患者さんが増えてくるということで、ここの対応をどうするかということで、今、各医療圏単位で検討を進めていただいているところです。

松浦市のお話もありましたが、各医療機関で対応するのが基本なのか、あるいは地域外来・検査センター、拠点的なところを設置して対応していくのかということも含めて、今、検討していただいているところでございます。各医療圏での対応を10月中をめどに検討していただきたいということで考えています。

今後とも、引き続き各地域の動向を把握し、県としても、積極的に調整をしてまいりたいと思っております。

【石本副会長】各地域によっても、それぞれ条件が違ってくるとお思いますので、そこについては今、検討中ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それに絡みまして、PCR検査体制のかかりつけ医の件ですけれども、この前の一般質問では、9月9日現在184施設と伺っているんですけども、その後の進捗状況を含めて、例えば、今、184施設という話をしたけれども、この決め方については、どのような方法で、手挙げ方式なのか、地域で協議していただひて、その中から決まっていくというのか、そこら辺の状況はどうなんでしょう。

【伊藤医療政策課長】184という数字は、県と県の医師会が集合契約を結びまして、その各医療機関で検体を採取して検査を行うという体制をつくっておりますが、その検体を自分のところで取りますということで手を挙げていただひた医療機関が184、直近把握しております数では219になっておりますが、ここの医療機関につきましては、基本は、手を挙げていただひ、こういう体制をつくっていくということにつきましては、先日来、各郡市医師会等をお集まりいただひた場でご説明をさせていただいているところでございます。各郡市医師会を中心に、手を挙げていただひ医療機関につきまして、今、調整をしていただひているところということで、順次、その数が増えているところと理解しております。

【石本副会長】もう一つ、看護師の養成については、先ほど、補正予算の説明もあったわけですけれども、私の地元でも、ほとんどの病院で看護師が足りない、不足しているという話も聞いております。それで、中身を聞いてみますと、それぞれ県内にも看護師の養成機関があるわけですけれども、養成の学校に行っても、なかなか地元に残ってくれない、要するに、県外に出るとか、そういった方が多いということで、なかなか確保が難しいという話を聞いているわけですけれども、現在、看護学校、看護科等の県内の設置状況について、お伺ひします。

【加藤医療人材対策室長】看護科の県内の設置状況ということです。県内には、20課程、936名の定員というような形になっておりまして、看護師養成所と言われる部分が、医師会立とか市立、これが5か所ございます。あとは高校、大学というような状況になっております。

【石本副会長】今、それ全て合わせて936人の

定員ということですね。わかりました。

それで、看護学校といえますか、養成所に入った方のその後の県内、県外就職の割合等がわかれば教えていただきたい。

【加藤医療人材対策室長】昨年度末、今年の3月卒業生で申し上げますと、卒業生が886名おられました。そのうち県内に就職された方が529名ということで、率としましては59.7%、県外に就職された方が210名、率にしますと23.7%、あと進学された方が117名、率にしまして13.2%というような状況でございます。

【石本副会長】今、回答には、県内では6割弱の方が残っておられるということで、県外に就職されるという方の中には、話を聞いてみますと、長崎県の養成機関に入学された方についても、本来、県外の出身地区のひもつきといえますか、いわゆる奨学金を受けて、卒業した後は、それぞれの出身地に帰るという話を聞いております。そういうことで、なかなか県内の定着率というのが悪いと言ったらいいのかどうかわかりませんが、十分でないという状況になっているわけです。

そういう中で、今後、県としても、県だけの問題ではなくて、その地域の医療関係も含めてですけれども、県内に残ってもらうための手立てとして、どういうことが検討されるのか、されているのか、今後の県の対応としては、どういうふうに考えていますか。

【加藤医療人材対策室長】長崎県におきましても修学資金の貸付けというのがございまして、一定期間、県内の対象の医療機関に従事していただければ免除をするという制度がございまして、その中で、今春卒業の方が65名いるんですけれども、そのうちの8名が県外で就職をされたということで、今年度、特に県外就職者が増えた

というような状況でございます。そういったことから、修学資金そのものの効果をより実効性のあるものにしなければいけないということで、所得も含めたところでの相関関係などを研究をしているというような状況でございます。

あと、県内の病院を集めた合同就職説明会を毎年、年1回やっているんですけども、今年度はコロナの影響で、対面での手法が難しいということがございますので、今の時代に合ったオンラインを活用した仕組み、それと病院の情報発信力の強化、そういったものも必要だろうと思っております。

あとは、看護師養成所に運営の補助金を出しているんですけども、県内の就業率が高くなれば、より率を上げるというようなインセンティブ、そういったこともしているような状況でございます。

【石本副会長】特に、県南、県北と対比した時に、看護師の養成率といえますか、全体で886名ですけれども、県南、県北で、その数字はわかりますか。例えば、長崎地区とか、県北地区でどれぐらい。割合。例えば、入学者、卒業者あたり。

【加藤医療人材対策室長】地区ごとの県外、県内の就職状況につきましては、学校ごとはあるんですけども、それを集計したら出ると思います。よろしければ、後ほどお出しをさせていただきます。

【深堀分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

【堀江委員】第112号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に

については、以下の理由で反対します。

6月議会でも申し上げましたが、保険者努力支援制度を活用する補正予算です。保険者努力支援制度は、国の方針どおりに国保料引上げを進める市町村を優遇し、従わない市町村にはペナルティーとなる仕組みと一体です。高過ぎる国保税を引き下げてほしいという県民の声に背を向ける保険者努力支援制度は賛成できないことを申し上げ、反対の理由といたします。

【深堀分科会長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第112号議案について、採決いたします。

第112号議案については、原案のとおり、可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀分科会長】起立多数。

よって、第112号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、第110号議案のうち関係部分について、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【深堀委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項の説明も併せて説明を求めます。

それでは、こども政策局長より、総括説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料、こども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（お見合いシステム会員登録の促進について）

結婚を希望する独身者の方々の出会いをサポートする「お見合いシステム」の運用を開始して3年を迎えたことを記念し、去る6月1日から、新規会員の登録料を半額にするキャンペーンを実施しております。

これまでの間、ホームページ、インターネット広告、テレビ局とのタイアップCMなどの広報に努め、キャンペーンを利用した新規会員数は8月末までの3か月間で302名に上り、現会員数も1,500名を超え、運用開始以来、最大となっており、会員の皆さんに対し、これまで以上に出会いの機会を提供していきたいと考えております。

9月以降も引き続き、テレビCMや県内公共交通機関における車内ポスター、新聞広告など

を実施するとともに、市町と連携し、広報誌や自治会を通じたきめ細かい情報発信を実施するなど、さらなる会員増加に向け、キャンペーンの周知徹底を図ってまいります

（保育の仕事合同面談会について）

去る7月4日に佐世保市、7月19日に長与町において、保育士養成校の学生等を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。

この事業は、来春卒業予定の学生等と県内保育施設等との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため開催するものであり、今年度は特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場のスペース確保と換気、入場時の検温と手指消毒、アクリルボード設置等の対策を取った上で、実施したところです。

そのような中、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から120園が参加し、保育士養成校の学生等335人が来場いたしました。

参加した学生からは、就職を希望している園はもとより、他の園の保育教育方針や職場の雰囲気などを直接聞くことができとても参考になった、施設側からも、面談を通じて園をPRでき、大変有意義だったとの意見が寄せられました。

今後とも、新卒者の県内定着による保育人材の確保に向けて、各種施策に全力で取り組んでまいります。

（長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について）

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、去る6月定例会に素案をお示しし、令和2年7月20日から令和2年8月7日までパブリックコメントを実施するとともに、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見をいただき、最終案を取りまとめたところです。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、10月までに計画を策定し、公表するとともに、その実現に向け、各種取組を着実に進めてまいります。

その他の所管事項につきましては、一つ、新たな総合計画の策定について、一つ、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況についてで、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】ありがとうございました。

次に、福祉保健部長より所管事項説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】今回、予算議案を除く福祉保健部関係の議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

新型コロナウイルス感染症につきましては、3月14日に本県1例目となる感染者を確認して以降、4月17日までに17例を確認し、その後、約2か月半に渡り県内での新規感染者は確認されておりませんでした。7月3日に18例目を確認して以降は、9月7日までに234例を確認するに至りました。

この間、長崎みなとメディカルセンターにおいては、本県初となる院内クラスターが発生し、一時は全ての診療を停止する事態に陥りましたが、県と長崎市はもとより、厚生労働省クラスター対策班の専門家や、長崎大学をはじめとする関係機関が連携して感染拡大の防止に注力したところであり、8月13日からは全面的に診療を再開しております。

また、そのほかにも、県立長崎北陽台高校や特定の飲食店などにおいて相次いでクラスターが発生するとともに、他の感染者とのリンクが確認されない新規感染者などが複数発生いたしました。その都度、管轄する保健所が中心となり、感染者の行動歴調査や濃厚接触者の特定などを行い、感染拡大防止に全力で取り組んで来たところであります。

新型コロナウイルス感染症への感染リスクを完全にゼロにすることは、有効なワクチンなどがない現状においては困難であることから、今後は誰もが感染する可能性があることを認識したうえで、新たな日常の中での社会・経済活動に取り組む必要があり、そのためには引き続き検査体制の強化と医療提供体制の充実に取り組むなど、感染拡大防止策を講じておくことが重要であるものと考えております。

検査体制につきましては、唾液によるPCR検査等の有効性が認められたことから、県医師会との連携の下、地域での「かかりつけ医」との集合契約を締結し、医師が必要と認めた場合には、県民の皆様にとって身近な医療機関で検体を採取し、長崎大学病院などで検査を受けることができる体制を整備したところであり、8月12日から運用を開始しております。

医療提供体制につきましては、長崎大学の感染症専門家や県医師会などの関係団体、医療機関等からなる「長崎県新型インフルエンザ等対策会議」の医療部会や、各医療圏に設置したワーキンググループ会議において協議、調整を進め、国が示した「流行シナリオ」に基づき、本県の病床確保の目標数を290床とするとともに、感染の拡大状況に応じて、4つのフェーズごとに確保する病床を段階的に拡充し、感染ピーク時に患者を受け入れる病床として、最大395床

を確保したところであります。

また、軽症者向けの宿泊療養施設につきましては、これまで、長崎、佐世保県北及び壱岐の3医療圏で計163室を確保しておりましたが、新たに五島、上五島並びに対馬の医療圏において、各1施設ずつ計61室を確保し、離島医療の療養体制の整備を図ったところであり、残る医療圏についても、早期確保に努めてまいります。

今後とも、引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生状況などを注視しつつ、国や関係団体と連携を密に図りながら、感染症対策に全力で取り組んでまいります。

（クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」に係る対応について）

クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」の船内で発生した新型コロナウイルス感染症の大規模クラスターについては、去る7月9日、最後まで入院されていた乗組員の方が医療機関を退院され、帰国の途に就かれました。乗組員の方々が、全員無事に長崎を離れられたことは喜ばしいことであり、改めて、これまでお力添えをいただいた長崎大学をはじめ関係皆様方に厚く感謝を申し上げます。

また、これまで取り組んできた一連の対応を教訓とするための検証につきましては、関係者の皆様から課題や対応策などに関するご意見をいただき、8月に検証報告書の素案を策定いたしました。

この素案については、長崎大学の河野学長をはじめとする医療関係者やクルーズ学識者、弁護士などの外部有識者7名を含めた検証評価委員会を設置し、2回の委員会を開催して評価をいただいた上で、報告書素案を作成したところであり、県議会等のご意見を踏まえ、最終報告書として取りまとめ、今後の感染症対策に活か

してまいりたいと考えております。

（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における支援金・慰労金について）

医療機関や介護サービス施設及び障害福祉サービス施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及びサービス再開等に要する経費に対する支援金や、これらの現場で、相当程度心身に負担がかかる中で業務に従事されている方々に対する慰労金を支給するため、去る7月21日から交付申請の受付を開始いたしました。

8月末時点において、支援金につきましては、142施設に対し約1億4,352万3,000円を支出しております。

また、慰労金につきましては、6,795人分、約3億4,513万9,000円を支出しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、事業の周知に努めるとともに、支援金及び慰労金の円滑な交付事務に努めてまいります。

（令和2年7月豪雨災害への支援について）

令和2年7月、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨による災害におきまして、厚生労働省を通じた熊本県からの要請があり、県職員の医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を熊本県人吉保健所へ派遣しました。8月8日から21日まで、3チーム計17名を派遣し、避難者情報等の収集や分析評価、食品衛生や廃棄物対応指導、また対策会議等による総合指揮調整等の業務を実施してまいりました。

今後も、県内外の派遣要請に応じられるよう災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）に登録する人材を養成する等、体制整備に努めてまいります。

そのほかの所管事項につきましては、長寿者慶祝事業について、新たな総合計画の策定について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定についてで、記載内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【深堀委員長】 ありがとうございます。

次に、福祉保健課長より補足説明を求めます。

【中尾福祉保健課長】 クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」における新型コロナウイルス感染症クラスター発生事案検証報告書（素案）について、補足してご説明をいたします。

お手元に配付しております資料、概要版をご覧ください。

今回、検証報告書の概要版としまして、事案の概要と、県をはじめ関係機関の対応や検証評価委員会での主な意見、県として今後取り組むべき事項について整理をしております。

その中で、特に重要と考えます県として今後取り組むべき事項について、お時間をいただきまして説明をさせていただきます。

資料の9ページをご覧ください。

9ページから10ページにかけて、今回の課題に対する今後の対応を国への提言と県が自ら取り組む対応の2つに分けて整理をしております。

まず、項目の1、感染予防に関する責任と役割分担の明確化についてでございます。

（1）感染症法上の位置付け及び国際ルールの明確化としまして、感染症法では、今回の事案は地方自治体の所管になりますが、検査費用などの負担も含めて、地方自治体だけでは対応

するのが困難であることから、国が主体的に関わる体制の構築と運用ルールの明確化を国に提言してまいりたいと考えております。また、船籍国、船舶所有者、船会社の責任範囲の明確化についても同様に提言をしてまいりたいと考えております。

次の（2）ガイドラインの遵守・徹底については、これまでクルーズ船内の感染予防対策には明確な基準がなく、国土交通省において、クルーズの安全・安心の確保に向けて検討が進められているということを伺っておりましたので、船内での生活様式の見直し等、本検証結果を反映いただくよう、素案の段階ではありましたが、国へご説明をしたところでございます。去る9月18日付けで、国土交通省は、まずは国内クルーズの再開に向けて中間取りまとめを公表したところであり、この中で、本県の検証結果も一定反映されておりますが、国際クルーズについては継続検討とされておりますので、改めて国へ提言してまいりたいと考えております。

また、県としましても、入港する際には、こうしたガイドラインが遵守されているのか事前にチェックする体制が必要だというふうに考えております。

次の（3）港湾管理者としての対応については、クルーズ船の受入れの際に、船内の感染管理体制や地域の感染の状況、医療体制の逼迫度などを指標に、具体的な運用方針を作成する必要があると考えております。

また、今回のように民間岸壁での受入れも想定されますことから、根拠となる港湾管理条例等の改正などを含めて、港湾課を中心に検討を進めていくよう考えております。

併せまして、国に対しても、広域的に受入れ港を調整する仕組みづくりを提言してまいりた

いと考えております。

10ページをご覧ください。

2、連携体制の構築について整理をしております。

（1）情報共有体制の確立についてですが、船内の健康観察については、まずは船会社が責任を持って対応し、乗組員の交代についても、感染経路になりかねないということから、乗組員の健康状態を含め、こうした情報を関係自治体と共有する仕組みづくりを国に提言してまいりたいと考えております。

県としましても、このような情報を関係機関で共有するとともに、万一、感染が判明した場合の対応のため、関係機関や業界による新たな組織を成立し、連携した対応が取れる体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、（2）医療体制の充実でございますが、集団感染が生じた場合には、短期間で多数の検査や受入れ医療体制の確保が必要になってまいります。入院患者を広域的に受け入れる体制整備や全国的に陽性者を受け入れる拠点的な医療体制の整備、また全国の感染症専門医を必要に応じて派遣する仕組みの構築について、国へ提言してまいりたいと考えております。

県におきましても、県内のさらなる医療体制の充実はもとより、クラスターの発生を想定したシミュレーションや訓練等を通じて、関係者が迅速に対応できる体制を整備してまいりたいと考えております。

さらに、今回の事案で中心となって対応していただいた長崎大学と連携し、感染症に関する人材育成、研究、検査体制等の拠点を目指す取組も進めてまいりたいと考えております。

補足説明については以上でございます。

今定例会でのご意見を踏まえて最終報告書と

して取りまとめ、今後の安全・安心なクルーズ船の受入れ等に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【深堀委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】「新型コロナウイルス感染症対策について」につきまして、補足説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の検査体制の1)の一日あたりの検査可能件数についてであります。

の現在の検査体制につきましては、6月時点では、離島を含む県内の22か所で1日634件の検査を実施できる体制を整備しておりました。

その後も、検査機器の設置や検査を実施する人材育成を行い、現在は、県内26か所で1日1,184件の検査を実施できる体制となっております。

の拡充予定の検査体制であります。長崎大学病院における検査検体の前処理の自動処理システムの実用化や、さらなる検査機器の設置・増設など検査体制の拡充・強化を進めまして、年内には、県内の37か所で1日約2,500件の検査を実施できる体制を構築する予定でございます。

9月14日現在における検査件数につきましては、資料の下に記載のとおり、1万6,671件となっており、このうち陽性者は236件確認されていることから、陽性率は約1.4%となっております。

2ページをご覧ください。

2)の地域外来・検査センターにつきましては、感染拡大時における帰国者・接触者外来を設置している医療機関の負担を軽減するとともに、感染の疑いがある方が、感染防止策が十分ではない一般医療機関を受診して院内感染が発

生するようリスクを減らすため、検体採取及び検査を集中して実施する「地域外来・検査センター」を設置しているところでございます。

に記載のとおり、現時点では、長崎と佐世保県北の各医療圏に、ドライブスルー方式で検査を行う「地域外来・検査センター」を設置しているところでございます。

次に、3)の県医師会との集合契約におけるPCR等検査体制でございますが、これは唾液によるPCR検査等が認められましたことから、県医師会と集合契約を締結し、県民の皆様にとりまして身近な地域の医療機関である「かかりつけ医」において検体採取が可能な体制を整備し、一部地域において8月12日より運用を開始しているところでございます。

に記載のとおり、地域の「かかりつけ医」で検体を採取し、長崎大学病院などの検査機関でPCR検査等を実施する体制となっております。

検査にかかる費用は保険診療が適用され、3割相当の自己負担額は行政が公費で負担いたしますので、患者負担は発生いたしません。

県といたしましては、この体制の下、検体採取にご協力いただける地域の医療機関に対し、感染防護に必要となるマスク等の防護資材を優先配付することとしておりまして、県医師会とも連携を図りながら、参加していただく医療機関の拡充に努めてまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

医療提供体制についてご説明をいたします。

医療体制については、これまで、県内の感染症専門家や長崎大学、県医師会などの関係団体、医療機関等からなる「長崎県新型インフルエンザ等対策会議」の医療部会や、各医療圏に設置しておりますワーキンググループ会議におきま

して協議、調整を進め、6月に国が示した「流行シナリオ」に基づいて算出した感染ピーク時の入院患者が286人と試算されましたことから、本県の病床確保の目標を290床とするとともに、感染の拡大状況に応じて、0から4のフェーズごとに病床を確保することとしております。感染ピーク時に患者を受け入れる病床としては、最大395床を確保しております。

なお、各医療圏のフェーズごとに確保している病床数につきましては、資料に記載をしている表のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

3つ目の軽症者等向け宿泊療養施設についてご説明いたします。

に記載のとおり、感染者が増加した場合には、感染症指定医療機関等の病床は、重症者や中等症の患者への入院治療に優先して対応する必要があるため、医師が入院療養の必要がないと判断した軽症者や無症状の方につきましては、宿泊施設等で療養していただく体制を整備しております。

に記載のとおり、現在、長崎、佐世保県北、五島、上五島、壱岐、対馬の各医療圏に1施設ずつ、6施設合計で224室を確保しているところでございます。県央医療圏、県南医療圏につきましても、施設の早期確保に向けて調整を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策についての補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【深堀委員長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【今富こども家庭課長】それでは、「長崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定につきまして、

お手元の資料に沿って、補足してご説明いたします。

まず初めに、1、計画の趣旨でございます。

この計画は、昨年9月の法改正の趣旨や昨年11月に閣議決定された国の新たな大綱を踏まえ、令和元年度までの計画であります「子どもの貧困対策推進方針」を改定し、本県の子どもの貧困対策をより一層総合的に推進するために策定するものでございます。

次に、2、計画の性格でございますが、この計画は、法の第9条に基づく都道府県計画であり、また本年3月に策定しました長崎県子育て条例行動計画の個別計画でございます。

続きまして、3、計画の期間でございます。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。この計画は、本来であれば、上位計画である「子育て条例行動計画」に合わせて本年3月に策定を行うべきところでしたが、指針となる国の大綱が予定より約半年遅れで閣議決定されたため、本計画も見直し作業の期間を半年間繰り下げて策定するものでございます。

次に、4、新計画のポイントでございます。

まず、1つ目のポイントとしましては、趣旨等でもご説明いたしましたが、法に基づき、法改正の趣旨や新大綱の内容を勘案して策定するものでございます。

2つ目のポイントとして、平成30年度に実施した子どもの生活に関する実態調査の結果など、本県の子どもたちの現状等を踏まえ、計画の理念の下、3つの基本方針と4つの分野の重点施策を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

次に、3つ目のポイントとして、4つの重点施策をより効果的に展開していくために、本県独

自の分野横断的な施策を定め、一体的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、4つ目のポイントとしまして、指標でございます。指標は、重点施策については、国の大綱の指標と同じ項目を設定し、分野横断的な施策につきましては本県独自の2つの指標を設定しております。

次に、理念でございますが、法改正や大綱の内容、子育て条例の趣旨などを踏まえ、1ページ下の四角囲みのおりとし、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。

基本方針でございますが、記載のとおり、大綱と同じ内容で、3つの基本方針を設定しております。

また、重点施策につきましても大綱を勘案して定めており、4つの柱につきましては、現行の計画と大きな変更はございません。

次に、分野横断的な施策につきましては、平成30年度の子どもの生活に関する実態調査の結果を踏まえ、昨年度、庁内連携会議や市町との協議会において、現行事業の検証に加え、確実に支援につなぐ仕組みづくりや子どもの居場所づくりなどについて、専門家のご助言等も賜りながら事業構築を行った結果について盛り込んだ部分であり、内容については、記載のとおりでございます。

なお、施策の体系につきましては、4ページ目に記載のとおりでございます。

次に、策定までのスケジュールでございます。この計画の策定につきましては、6月の本委員会におきまして素案をご報告させていただき、7月からパブリックコメントを実施したところでございます。今後、本委員会では最終案に対す

るご意見をいただいた上で、10月末までに計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

6、計画素案からの主な修正点でございます。主な修正点としましては、パブリックコメントの意見の反映と、用語解説の追加の2点ございます。

(1)のパブリックコメントの意見の反映につきましては、最後の5ページ目をご覧ください。

全部で18件のご意見をいただき、そのうち1件について最終案に反映したところであり、ご意見の内容は、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【深堀委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第114号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第114号議案は、原案のとおり可決

すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、47、48、50、51、52、53、55、56、75、79、81、82であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情番号50番それから56番、いずれも長崎市、島原市の子ども医療費助成制度の対象者拡大を要望する内容です。このことにつきましては、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料の中で、陳情に対する対応として、7ページ、9ページ、15ページ、それぞれ長崎県町村会、長崎市、島原市に対しての現物給付の年齢拡大に対する回答が書かれています。この中では、現物給付導入後の財政負担が大きく、これ以上の財政負担は厳しいということで、平成21年は5億642万9,000円、そして令和元年が7億5,000万円ということで、導入前と導入後と、財源、県の負担は大きいんですよということを回答しています。

しかし、私は、この参考の数字は非常に違和感があります。何でかということ、制度を導入する前と導入後は、予算が上がるのは当然じゃないですか。改めて、これまでの議事録を精査してみましたが、私が申し上げるまでもなくて、2010年（平成22年）3月に中村知事が初めて当選されて、乳幼児医療費の現物給付を言われました。その時に、医療機関での窓口負担が軽減され、どんな時でも安心して医療の給付が受けられることから、子育て家庭をはじめ、県民の皆様から実現を望む強い声があり、併せて市長会からの要望等もありましたと。今後、実施主

体となります市町と具体的な協議を進め、平成22年度中の実施を含め、具体的に検討してまいりたいというふうに言われました。これが2010年の3月議会の本会議での一般質問への答弁です。同じ2010年の9月議会に、実施したら、どれぐらいになるのかという質疑を私が文教厚生委員会の中でやっています。その時に、当時のこども政策局長は、こういうふうに言っています。従来、現物給付導入に伴いまして8億円かかるという説明をさせていただいております、つまり、これまで現物給付が就学前まで年齢を拡大した時に幾らかかるかという時に、長崎県は、8億円ぐらいかかりますと言ったんです。それは負担金の割合とか、当時は、長崎市と大村市に3分の1しか支援をしていなかった。今は2分の1ですよ。というふうに負担の割合も変わってきたんだけど、要は、8億円と言っていた金額からすると、令和元年で言うと7億5,000万円、今でも8億円は超えていないと思うんです。

だから、私が何が言いたいかというと、導入前と導入後は増えて当然で、導入前に8億円ぐらいかかると言った予算がクリアされているじゃないですか。そういうことからいけば、ここで財政負担が大きいから云々という理由は理由になるのかという違和感を私は思うのですが、見解を求めます。

【今富こども家庭課長】先ほどのご質問の中にございました導入当時の答弁の内容をさらに確認してみますと、平成19年頃は、現物給付を実施するためには約8億円が必要だと回答しており、その分は、ご指摘のとおりでございます。その後、その後の未就学児の医療費負担が3割から2割に見直されたことや、国保のペナルティーが想定よりも低かったことなどから、実

際にこの事業を予算化するに当たっては、1億2,000万円ほどで実施することが可能と、そういう見解の下に、この補正もし、予算も立てているものと、そういうふうに理解をしております。

【堀江委員】お金がないというのは政策を決定する場で一つの要因かもしれませんが、やると思えば、要は、優先度の違いだと思うんです。そこで、言われるように、現在は県内の全ての自治体で中学校は当たり前、自治体によっては高校まで現物給付の年齢拡大をしているということを鑑みれば、やっぱり時代が求める少子化対策、あるいは人口減少対策、いろんな形で乳幼児医療費の現物給付の年齢拡大というのは求められていると思うんです。

そういう意味からすると、財源がない、お金がないということの理由だけではなく、担当課としては、年齢拡大を進めるという立場で財政課と交渉するなり、あるいは知事に強く望むなり、それだけ県下の自治体が要望しているという、その要望をきちんと受け止めて、実現のために働く姿勢に立ってほしいと思うのですが、見解を求めます。

【今富こども家庭課長】年齢拡大する場合の県の負担額につきましては、中学生まで拡大した場合は約5.5億円、高校生まで拡大した場合、約7.4億円が新たに必要になります。こども政策局におきましては、婚活から結婚、妊娠、出産、子育て支援まで様々な施策を展開しているところでありまして、限られた予算において、どの事業を優先して実施すべきか検討する中で、この億単位の費用を必要とする乳幼児医療費の対象年齢拡大を実施することは、大変難しいものと考えております。

【堀江委員】ぜひ、この乳幼児医療費の年齢拡大につきましては、県下の全ての自治体が要望

している内容でもありますので、実現のためにご検討、ご尽力いただきたいことを重ねて申し上げて、質問を終わります。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

【下条委員】お疲れさまでございます。

陳情番号81番、柔道整復師に対する新たな支援制度についての陳情で質疑をさせていただきます。以前にも委員会で質問させていただきましたが、県の休業要請、本年4月25日から5月6日まで実施されましたが、これに柔道整復師が該当から外れております。理由は、医療従事者である医療は県民のために不可欠であるから就業してほしい、事業を進めてほしいという趣旨で対象外と聞いております。その後、医療従事者慰労金を実施されましたが、これに関しては、病院等医療機関に属していない、いわゆる一般開業の柔道整復師は医療従事者と認めず対象外となっております。これには率直に矛盾があるのではないかと感じておりますが、それに対して、新しい生活様式、いわゆる上限10万円の補助金ということで、柔道整復師に対して県もサポートをいただいているとお聞きをしておりますが、このあたりまでの一連の流れについて、県の見解をお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症への対応に伴いまして、厚生労働省の新型コロナ緊急包括支援交付金事業として創設をされました新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金につきましては、病院、診療所、助産所、訪問看護ステーションに従事する職員が対象とされ、感染拡大防止等支援金につきましては、慰労金の対象である病院、診療所、助産所、訪問看護ステーションに加えて薬局が対象となっておりますが、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所は慰労金、

支給金いずれの対象にもなっておりません。しかしながら、国家資格を持つ柔道整復師、あんまマッサージ指圧師等がその業務を行う施術所は、病院や診療所等と同じく医療法上は医療を提供する施設に含まれると理解をしております。このような考え方から、県といたしましては、緊急事態宣言時に休業要請を行った際に、これらの施術所につきましても、医療施設の一つとして、休業を行わない施設とさせていただいたところでございます。

【下条委員】今、医療政策課長からご説明がありました。私も、一定今おっしゃったことに対して理解できる部分もあるんですけども、まず4月17日に佐世保市で整骨院施術所のスタッフから新型コロナウイルスの感染が確認をされた。様々な整骨院の皆さんにお聞きしたら、この事案が影響が大きかったということで、これは整骨院によってかなり差がありましたが、平均をすると20%ほどのいわゆる感染リスクを恐れての受診控え、診療控えということが確認をされております。新しい生活様式で、これは私も設定していただいた時にお知らせをして、大変活用していると、大変助かっているというお声をいただいておりますが、どうしても接触がかなり密といいますか、直接になります。感染のリスク、受診をされる方が感じているというようなお声を聞いております。また、柔道整復師の役割ですが、骨折治療をはじめ、健康のための物理療法、運動療法、いわゆる医療行為としての健康維持という側面がございます。一度固まってしまった患部が、早急に動かさなければなかなか治らないというようなこと、健康被害も考えられます。また、現在は少し感染の広がりが収まっておりますが、秋冬に向けて、どのような感染状況になるかわかりません。か

なり経営も逼迫していると思っております。ぜひそういったことを鑑みて、もう一度、柔道整復師に対するこの支援、こういったところの県のご見解をお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】県といたしましては、柔道整復師など特定の業種のみを対象とした独自の支援策を新たに創設するということは困難と考えております。ただ、国におきまして、新型コロナウイルス感染症への対応のための慰労金や支援金など、交付金を活用してまた新たな支援策の検討を行う際におきましては、国家資格を持つ柔道整復師などがその業務を行う施術所につきましても医療提供施設の一つということでございますので、その対象とするように要望をしてまいりたいと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。国との連携ということでした。また、医療政策課長からも、医療提供者というふうに考えているということをおっしゃっていただきましたので、ぜひとも国と連携をして、次のこういった感染症が広がる場合でも安心して受診、健康維持ができるような体制をつくっていただきたいと思います。要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

【川崎委員】79番の身体障害者福祉協会連合会の方からの陳情についてお尋ねいたします。

2ページの5番、障害スポーツの拠点施設の整備についてでございます。がんばらんば大会では、大変感動をいただきました。一方、出場に当たって練習をする場についての確保はなかなか大変なんですよということも伺っておりました。

こういったことから、この要望はずっと引き続き来ていると思いますが、まず県の見解を求めます。

【中村障害福祉課長】障害のあるなしにかかわらず、県民全てが健康で豊かに、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境を整えるということは大変有意義なことだと考えております。

【川崎委員】そのとおりでしょう。求めていることは、まず拠点施設の整備、いわゆるハードの整備ということだろうと思います。鳥取県では、日本財団さんにお世話になって、新たなスポーツ拠点施設が整備をされたと報道がされておりまして、確認をいたしました。様々な県単独の財源ということで、大変厳しい状況もあるでしょうし、仮に、財源が確保できたとしても、場所の問題もあろうかと思えます。そういった中でも、この思いに一步でも近づくような検討をぜひ行っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【中村障害福祉課長】委員ご指摘のとおり、鳥取県と日本財団によりまして、5年間、総額30億円の共同プロジェクトとして、鳥取に鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリアを開館しているということは承知しております。

先ほど申し上げましたとおり、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境を整えるというのは大変有意義であり、重要なことと考えておりますが、県のほうの財政としまして、施設整備に係る経費、その後の維持管理及び運営費などを負担するというのは、なかなか厳しいところがございます。

県内の障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信や障害者スポーツの裾野を広げる取組など、関係各所と連携して、障害者スポーツの推進に取り組むこととしたいと考えております。

【川崎委員】まだなかなかこのご要望にはほど遠いような感じもいたしますが、引き続き議論をしていきたいと思えます。生きがいですよ、

生涯スポーツですよ。この言葉が、「生涯」がそれが励みになって、生きがいになるということを考えて、ぜひ検討していただきたいと思えます。私もいろいろ知恵を出して、ご提案もしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、3ページ、8番、義肢等補装具の適正な給付体制の整備について、お尋ねをいたします。

こちらで障害者の願いと医師の診断書による判定との乖離という表現があります。まず、県の受け止めをお尋ねいたします。

【中村障害福祉課長】まず、当該要望でございますが、厚生労働省告示で定める補装具につきまして、補装具費支給事務取扱指針に基づき、医学的判定を経た結果に対して、より高額な補装具の自己負担による使用を認めてもらいたいというものでございます。

制度としまして、補装具の支給として認められるのは、金額の上限として認めるのではなく、医学的な判断により、日常生活における失われた身体機能を補完または代替するものとして、補装具判定医が客観的に見て必要と認めた性能によるものであり、自己負担について認められているのは、取扱指針により、この性能ではなく、デザインや素材等の選択をする場合のみ認められているものでございます。したがって、使用者が希望しているという理由で、日常生活を補完するレベルを超える性能の補装具を支給することはできない制度となっていることをご理解いただきたいと存じます。

【川崎委員】お医者さんが、ここまでのレベルですよと言うところについてあるのかもわかりませんが、補装具もいろいろ開発が進んで、非常に快適な生活が送れるようなちょっと機能が高いようなものもあるわけで、より共生社会を

求めていく上で、この辺については、制度が国でしょうから、県も国に対して、その当事者の思いを伝えていきながら、この辺のところを何とか少しでも歩み寄るような制度になるように働きかけていただきたいと思います。

この「乖離」という言葉から、非常に生きづらさを感じておられるから、こういった表現になっていると、そう理解をいたします。引き続き、ご意見をしっかりと聴取して、国に対しても、しっかりとこの辺のところを年度の要望とかでも挙げていただきたいと思います。いま一度、支援に対する県の考えについて、お尋ねをいたします。

【中村障害福祉課長】委員ご指摘のとおり、技術の向上も進んでいくものと存じます。厚生労働省のほうから基準の見直しや改定に係る意見集約の依頼や照会があった場合など、必要なものについて、県のほうからも国に情報提供を行う等、話を上げていこうと考えております。

【外間委員】陳情番号82番の一般社団法人長崎県歯科医師会から出されております要望書の提出の 歯科衛生士の人材確保及び養成の支援について要望を重ねてお願いをし、質問をさせていただきますと存じます。

結論だけを言えば、給付型の奨学制度をぜひとも導入していただきたいと思いますというお願いでありまして、実は、こういう給付型の奨学金につきまして、私個人としても、平成28年に、今の深堀委員長がメンバーで、ぜひともこういう給付型の奨学金を導入していかなければいけないということを当時、強く力説をしておられ、財政面から時期尚早などと私も偉そうなことを言ったりして、やり取りをしたことを覚えています。すけれども、実は、この給付型導入については、今日の委員会でも、保育士や看護師など人

口減少対策として、若い人たちが特殊な崇高な職種を求め、何とか県内に歩留りをしていこうという努力をしている。そういう人たちのためにも、そういう施策を講じて、学校時代からしっかりと授業料を給付型で提案をし、そして離島や特殊な地域に定着をすれば、一定定着を認め、3年以内あるいは5年以内に免除する、勤めていただければ免除するような本当にすばらしい制度こそが、まさに中村知事の言う人口減少に歯止めをかけられるのではないかと考えており、その一つに、歯科衛生士も大変数少ない職業の中から県内定着を実績80%をひっ提げて頑張っている。地元でお仕事をいただいている。しかし、多分に漏れず、学校に入学する数がどんどん減ってきているという現状も含めて、何とかこの給付型の制度を導入していただけないかと、看護師さんや保育士さんのような潜在能力を持った職種を守るという観点から、この制度について前向きにご検討していただきたいと思います。ということのご要望をさせていただきたいんですけれども、これについてのご見解をいただきたいと存じます。

【伊藤医療政策課長】歯科衛生士の人材確保の対策事業ということで、昨年度、県の歯科医師会とも何度も協議をさせていただいて、歯科衛生士の確保対策推進事業ということで、今年度から3か年計画を立てまして、復職支援対策、人材不足対策、離職防止対策ということで、今年度から事業を開始したところがございます。今回お話がありました奨学金制度につきましても、これまでも議論させていただいたところでございますが、県といたしましては、まだ今年度からこの事業を開始したところがございますので、まずはこの歯科衛生士の確保対策推進事業の実績を確認させていただきながら、今後、

奨学金制度については検討させていただきたいと思っています。

【外間委員】 今後の事業として、3項目にわたって医療政策課長から実施をさせていただいて、その実績を見て今後検討していきたいという大変前向きなご答弁に感謝をいたします。ぜひとも歯科衛生士の人材確保・養成の支援に向けて、ただいまのような事業を積極的に行っていただきながら、何としてでもこの分野における人材確保のご協力をお願いしまして、国への支援、こういった財源確保も非常に大事なところでもありますし、一定数も、求人数358名に対して、就職数が48名ということで、県内の歩留りは80%と極めて高い状況で、ふるさとで仕事を求め、定着をしていこうというご努力をされているこの地域、また県の歯科衛生士専門学校、九州文化学園の歯科衛生士学院、長崎医療技術専門学校等、これまでの卒業生の現在の数を見ても、やっぱりしっかりとこの人材確保といえますか、歯科衛生士の数はしっかりと守っていかなければいけない。そういう意味では、そうそう大きな数でもありませんし、看護師や保育士のようなしっかりとした手当をもって臨んでいただいて、国に、支援をする際にも、私たちが協力してやっていきたいと思っておりますので、どうぞこのご要望について、前向きなご検討をよろしくお願いしたいと存じます。

【深堀委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

ここで換気のため、休憩をいたします。

2時45分から開始いたします。お願いいたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時43分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

次に、「次期長崎県総合計画素案」に限って、質問を行うことといたします。

ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 質問がないようですので、次に、事前通告された、その他所管事項一般に対する質問を行うことといたします。

しばらく休憩します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時46分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、事前通告された、その他所管事項一般に対する質問を行います。

まず、福祉保健部のその他所管事項一般に対する質問は、ありませんか。

【堀江委員】 2点、5分間の質疑の間で質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症防止対策に対応した避難所設営・備蓄についてです。

台風10号では、多くの県民がホテル、旅館、避難所を活用しました。例えば、長崎市では、80か所開設としていた避難所が260か所の開設となり、それでも避難所に入れなかった事態が起きました。

そこで、質問します。台風10号で、県内自治体へ提供した長崎県分備蓄物資について、お示しいただきたいと思います。

【中尾福祉保健課長】 台風10号の際でございますが、9月6日に、長崎市から備蓄物資の支援要請がございまして、避難所で使用する毛布を

1,870枚提供いたしました。

【堀江委員】わかりました。

これは基礎自治体で、長崎市だけですか。ほかの自治体で備蓄を県が渡したというのがありますか。

【中尾福祉保健課長】台風10号の際には、長崎市のみでございます。

【堀江委員】承知しました。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症防止対策に対応した避難所設営は、自然災害だけでなく、原子力防災避難でも問われます。松浦市の場合、東彼3町に避難となっているので避難所設営・物資の確保が求められます。松浦市議会9月議会では、原子力防災避難計画について、友田市長は、10月に向けて県と相談をしながら3密対策を講じた見直しをすると答弁をしておりますが、長崎県も同じ考えなのか、見解を求めます。

【中尾福祉保健課長】ご指摘がありました原子力防災避難計画につきましては、所管の部署が危機管理課でございます。松浦市の計画の見直しについて確認をしましたところ、相談が既にあるというふうにお聞きをしております。

また、避難所の3密対策につきましては、これまでも危機管理課また福祉保健部で連携をして、避難所開設・運営における感染症対策のチェックリストを作成して市町に周知をしましたり、避難所開設の訓練をしたり、そういったことで取組を進めているところございまして、同様に対策を講じていくものと認識をしております。

いずれにしましても、委員のご指摘の趣旨につきましては、改めて所管課であります危機管理課のほうへお伝えしたいと思っております。

【堀江委員】避難所の開設、それから備蓄とい

う問題で、それこそ言われるように、原子力防災避難計画は直接は危機管理課なんですけど、そこを越えて、改めて、この場で質問させていただきましたが、いずれにしても、既に松浦市のほうから要望があって、対応するという方向だということで確認をしたいと思っております。

ありがとうございました。

【中山委員】PCR検査の希望者への県の取組ということですが、先般、一般質問の中で、新型コロナウイルス感染症ということで質問いたしました。その中の検査体制の強化の一つにこれが入っていたわけでありまして、私の質問に対して答弁がいただけませんでしたので、そこをお聞きしたいと思います。

県内の取組の中で、県自体はやっていないわけでございますけれども、希望者に対して、長崎大学病院と日赤諫早病院が実施しているということでありましたので、その検査数について、どうなっていますかと聞いたんですけれども、その時、答弁をいただけませんでしたので、ここをお答えいただきたいと思っております。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルスの自由診療でのPCR検査ということにつきましては、先日の一般質問の中で、県内2つの医療機関で実施できるということでお答えをさせていただいておりました。今、委員おっしゃるとおり、現在対応しているのは長崎大学病院と日赤長崎原爆諫早病院でございます。この2つの病院における自費検査の実績でございますが、9月24日時点で確認したところ、長崎大学病院で534件、日赤長崎原爆諫早病院で299件の検査を実施しております。

【中山委員】両方で800件ちょっとありますよね。かなり希望者が多いなと思っておりますし、自己負担の中でこれだけあったということでありま

すから、ぜひこれを推進してほしいと思いますが、そこで、この2つの医療機関以外に今後PCR検査を取り組みできるような機関があるかどうか、また、それに対して、どういうアプローチをしているのか、お尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】検査体制の拡充につきましては、検査ができる医療機関あるいは検査機関に対しまして、検査機器の導入を支援しているところでございます。この支援をした検査機器の活用につきましても、自由診療においても、特に制限は設けておりませんので活用していただいて、検査ができる体制の施設では取り組んでいただければと思っております。ただ、県といたしましては、やはり自由診療よりも、まずは感染が疑われる方でありますとか、行政検査で必要な検査のほうを優先させていただきたいということで考えております。

【中山委員】県の考え方はわかるし、そういうことで前提として、現時点で、1日どれだけ検査できますかということだったら1,200件程度ということでありましたし、現在は100件から200件ぐらいの間ということでありますから、かなり余裕があるじゃないですか。そういうことで、自由診療についても、ぜひ進めてほしいというような希望であります。

併せて、この前、マスコミで流れておりましたけれども、国が65歳以上の高齢者と基礎疾患のある希望者に対して2分の1の補助、PCR検査については1万円を補助するというようなニュースが流れましたけれども、その辺の概要と今後の取り組み方、どのような形で取り組んでいくのか、これについてお答えいただきたいと思えます。

【尾崎長寿社会課長】今回、国が補助制度とし

て創設いたしましたのは、市町村が行う行政検査以外の検査事業でございます。一定の高齢者や基礎疾患を有する者が本人の希望により検査を行う場合に、国が一定の費用を助成するものでございます。

検査対象者は、65歳以上の高齢者及び糖尿病などの基礎疾患を有する者であり、対象となる検査は、PCR検査、抗原定量検査となります。

国は、検査に要した費用のうち2分の1を助成することとなっており、補助の基準額は、PCR検査でいきますと、検査1回当たり2万円という基準額となっております。

現在、国のほうから実施要項と補助要項の案が通知されているところであり、これを県内の市町に通知しているところでございますけれども、制度の詳細がまだ不明確でございます。そうしたところを国のほうにも確認していきたいと思っております。

また、この事業の実施に当たりましては、県の作成した検査体制整備計画との整合性を図るようということで、県と協議するということになっておりまして、検査体制の整備計画を所管しております医療政策課とも協議を行いながら、市町に対して、事業の実施に向けての通知をどのように行うかということも現在協議中でございます。

【中山委員】医療政策課と協議して、検査体制整備計画を練って市町と協議して、ぜひ実施できるように、取組をお願いしておきたいと思えます。

最後になりましたが、私ごとでありますけれども、一般質問で部長の答弁がもしできなかった場合は、それはそれとしてやむを得ない場合があるんですけれども、その答弁できなかった場合は、やっぱり速やかに質問者に対して、何

らかの形の回答を交付してほしいと思うわけですが、すけれども、今後どうでしょうか。こういう取組をしていきますか。

【中田福祉保健部長】今後、速やかに調査して、しっかりと説明してまいりたいと思います。

【下条委員】子宮頸がんHPVワクチンについて、質問させていただきます。今までも様々ご議論されているとお聞きしておりますが、その進捗についてお尋ねします。

まず、子宮頸がんについて、数値的なところを押さえていきたいと思えます。具体的には、私がお聞きしたところ、ヒト・パピローマ・ウイルスにかかる原因の8割は性交渉であり、生涯、73人に1人は子宮頸がんにかかるとお聞きしております。これらの数値に間違いはないでしょうか。

【伊藤医療政策課長】厚生労働省によりますと、子宮頸がんの発生にはヒト・パピローマ・ウイルス（HPV）と呼ばれるウイルスが関わっており、子宮頸がんにかかった患者さんの90%以上でこのウイルスに感染していることがわかっております。このウイルスは主に性行為を介して感染することが知られておりますが、その割合は諸説あり、厚生労働省においては、明確な数値は示されておられません。また、国立がん研究センターによりますと、2017年のデータに基づくがんにかかる確率は、子宮頸がんの場合、75人に1人とされているところでございます。

【下条委員】わかりました。若干数字が違ってもありましたが、いずれにしても、大変多くの方が子宮頸がんにかかっているという現実があると思えます。

対象者に対し正しい情報を提供し、ワクチンを接種するか否かを選択する機会を得ることが大変重要であるものと考えております。県とし

て、子宮頸がんワクチンの啓発にどのように取り組んでいるのか、現状の進捗をお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】子宮頸がんワクチンに関しましては、副反応の可能性も含め、対象者に対し適切な情報提供を行い、実際にワクチン接種を希望される方が適切な時期に定期接種を受けられるような体制が必要であると認識しております。

そのため、県におきましては、昨年12月に、国が作成しておりますリーフレットを改めて県内の各市町へ送付し、定期接種対象者及び保護者に対して、適切な情報提供を行っていただくように再周知をしたところでございます。

また、現在、国において、現行のリーフレットの対象者や目的を改めて整理し、読みやすさ、わかりやすさ等を重視した上で、手に取って読んでもらえるものを目指して全面的な内容の改定をしているということでございますので、この改定後のリーフレットが発出され次第、再度、各市町を通じまして対象者へ周知をしてまいりたいと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。

今ご答弁をいただきましたように、この情報の周知それから提供、これは大変重要だと思います。大変重大な病気です。ワクチンを受ける、受けないの判断は、それぞれのご家族、ご自身がなされるものであり、その判断を行うに当たって、正確な判断材料となるような情報をぜひ今後も今ご答弁いただいたような形で隔々まで配信をしていただきたいと要望して、終わりにいたします。

【川崎委員】同じように、子宮頸がんワクチンのことについてお尋ねいたします。

まず、私もデータを確認させてください。全

国及び県内の罹患者数と、残念ながら原因で亡くなった方の数及びワクチンの接種率、全国と県内と分けてご答弁をお願いします。

【伊藤医療政策課長】2017年の全国がん登録によりますと、子宮頸がんの全国の罹患者数は1万1,012名、本県の罹患者数は140名となっております。なお、2018年人口動態統計によりますと、子宮頸がんと子宮体がんの内訳がないのですが、子宮がんの死亡者数は、全国で6,800名、本県で96名となっております。

ワクチンの接種率でございますが、厚生労働省の報告によりますと、平成30年度における全国のワクチン接種率は0.52%、本県におけるワクチン接種率は0.53%となっております。

【川崎委員】昨年、議会におきまして、今、下条委員からも説明あったように、これは国に対してですけれども、周知についての意見書も出させていただいたところでございます。残念ながら、このウイルスが原因で亡くなった方が現実いらっしゃるということ、そして一方では、接種率は、やはり積極勧奨を控えているということから0.5%台というところにとどまっているということです。

こういったことを鑑みまして、国においては、本年の1月31日に開催されました第45回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）におきまして、情報提供の方法に係る方向性として、接種対象者及びその保護者に対して情報が十分に行き届き、接種をするかどうかについて検討、判断ができるよう、自治体からリーフレットの個別発送を行うこととしてはどうかという意見がありました。

茨城県では、これを受け、市町村に対し、個別通知を促す通達を出されています。しかも、

小学校6年生から高校1年生までの女子が対象ではありますが、3回の接種に6か月を要するため、定期接種を期限内に終えるには、高1生は9月30日までに1回目の接種が必要であります。よって、小学校6年生から中3生徒は通知の内容を分けて、丁寧な対応を行ってまいります。私も書類は確認をいたしました。

対象者お1人お1人に確実にお伝えをしていく、周知をしていく、こういった取組が重要かと考えます。長崎県として、どう取り組んでいられるか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】子宮頸がんワクチンに係る情報提供につきましては、県内各市町の対応状況を確認させていただきましたところ、ホームページや広報紙に掲載したり、医療機関ヘリーフレットの設置依頼を行ったり、あるいは学校での性教育講話でチラシを配布する等の事例はございましたが、対象者に対して個別送付までは実施している市町はございませんでした。

現在、子宮頸がんワクチンに係る情報提供の内容や方法につきましては、先ほどお話がありました厚生労働省の検討部会において検討が進められているところでございます。7月17日に開催をされましたこの第48回の検討部会によりますと、まず情報提供の内容については、現行のリーフレットについて、対象者、目的を改めて整理し、構成の変更を行うとともに、読みやすさ、わかりやすさを重視する方向に沿って改定する案が示されているところでございます。

情報提供の方法につきましては、接種対象者及びその保護者が情報に接する機会を確保し、接種をするかどうかについて検討、判断ができるよう、自治体からリーフレットまたは同様の趣旨の情報提供資材を個別に送付を行う案も示

されております。また、接種を希望する場合に
必要な情報であります当該自治体における接種
日時や接種場所等をリーフレットと併せてお知
らせする案も提示をされているところでござい
ます。

県といたしましては、こういった国の検討状
況も踏まえまして、市町を通じて個別送付の実
施を検討してまいりたいと考えております。

【赤木委員】 お疲れさまです。

医療従事者の慰労金についてお伺いをいたし
ます。先ほど、下条委員からもお話がありまし
たように、慰労金の対象とならない方々がいら
っしゃると。私の下にも、医療従事者で、献血
ルーム等で働かれている看護師の方々も対象に
ならないということをお伺いいたしました。医
療従事者への支給する基準、また県独自で対象
と決めた方々がいらっしゃるのか、お伺いをい
たします。

【加藤医療人材対策室長】 今回の慰労金の交付
事務でございますけれども、この事業の目的と
いいますのが、医療機関の医療従事者、職員に
つきましては、感染すると重症化するリスクが
高い患者との接触を伴うということが1つ、そ
れと継続して提供することが必要な業務である
こと、そういったことから、相当程度心身に負
担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事
していることに対し慰労金を給付するというこ
とでございます。したがって、国の対象なん
ですけれども、病院、診療所、訪問看護ステ
ーション、助産所に勤務し、患者と接する医療
従事者、職員に対する給付ということでござい
まして、献血ルームに従事されている方はこれ
に当たらないということで、対象外となって
おります。

【赤木委員】 答弁は理解いたしました。

国からの基準があるということなんですけれ
ども、県民の中でも、困っている方々というか、
献血ルームの方々も使命感を持って従事されて
いると思います。国の基準はあるんでしょうけ
れども、ぜひとも県民目線で対応をいただけれ
ばと、これは要望なんですけれども、考えられ
ればいいなと私は思っております。

あと、医療従事者の慰労金の支給状況につい
てお伺いしようと思っていたんですけれども、
先ほど、川崎委員の答弁の中で全て言ってしま
ったということでしたので、私からは以上とさ
せていただきます。

【大場委員】 消毒液ほか消耗品、備品の購入状
況についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルス対策で、消毒液、マスク
等の消耗品や備品等の納入が、緊急事態宣言等
もあり、非常に品薄で遅れていたというふうな
話をお聞きしておりますが、その状況について、
現況はどのようになっていますでしょうか。

【中村障害福祉課長】 消毒液の供給のことと存
じます。消毒液につきましては、国の優先供給
スキームにより、県が施設から希望を聞き、そ
れを国の指定する業者へ伝え、業者は、製品を
そろえ、施設に発送するという方法を取って
おりました。施設から、発送から納品までに1~2
か月ほどの期間を要したこともあったとの声
をお聞きしており、施設からの苦情は業者にも
伝えております。

【大場委員】 長くて1~2か月ですね。その遅
れた主な理由とは、どういうことになりますか。

【中村障害福祉課長】 業者からは、新型コロナ
ウイルス感染症の大流行により需要が増え、供
給が追いつかない状況の中で、製品の確保が
ままならず、納品が遅れたとの話を聞いて
おります。現在は、市中でも消毒用エタノールの入手

が容易となり、施設は、確保に困るという状況はなくなってきております。

【大場委員】現在とすれば、そういうふうの商品としては手に入る状況であるというのは、とりあえずは一安心だと思います。ただ、その時期、皆様、感染が拡大し得る中で、自身の安全・安心を考える時に、一日も早くそういったものは届けることを考えたら、現在すぐに手に入らないという状況であったら、私がお聞きする範囲は、そういったものは県内の産業でも、各酒造場を含めて製造がされておりました。まずは、手に入らないということ待つよりも、代用品として、県内に実際としてそういうものがあるのであったら、そういったものも活用していち早く届ける、そういうふうな考えもあってよかったのではないのかと思っております。

また、国のほうで10万円の特別給付金が支給されるのと同時に、知事も含め、県内の産業の振興を図るために、地域内での消費拡大に向けた、そういったお願いを出されておりますし、また県民、市民が一丸となって新型コロナウイルスに立ち向かう意思表示がなされています。そういった観点からも、そういった県内産業の振興について、しっかりした取組が必要なのかなと思っておりますし、また今後一番心配されているのが、今、第2波が来ているとしましたら、今度の冬、そういったものの新たな流行というものが懸念をされております。となると、今でさえ県内の産業自体が非常に厳しい状況にある中で、消毒液、そういった一つの産品かもしれませぬけれども、そういったものも含めて、長崎県内の経済を守るという観点から、やはり県が中心となって、県内産品の活用をもっともっと取り扱っていくべきだと思いますが、その

辺についてのお考えはいかがですか。

【中村障害福祉課長】高濃度アルコール液の活用についてでございますが、メーカーのほうからご案内を受けまして、施設が加盟する団体の事務局をご紹介したこともございます。新型コロナウイルス感染症が再び流行を見せ、今回と同様に消毒液の供給が逼迫するようなことがあれば、選択肢の一つとして検討してまいりたいと存じます。

【大場委員】県内の各部署、いろいろな形で取扱いが可能だと思います。まずは、県内産品、そういったものを優先して取り扱うようお願いをいたします。

【深堀委員長】続いて、こども政策局に関する所管事項一般の質問に移ります。

【赤木委員】ファミサポの運用と対象拡大について、お伺いいたします。ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）についてなんですけれども、こちらは子どもが生まれて、夫婦で子どもを見るんですけれども、ちょっとした買物ですとか外出の際に、子どもを預かっていただくような制度でございます。もちろん、私が住む長崎市でもこういったファミリー・サポート・センターの事業を行っているんですけれども、すばらしいサービスなんですけれども、課題として、知らない方に自分の子どもを預けるその入り口の部分で、ちょっと課題を感じてしまっている、ハードルが高いなと感じております。

そこを柔軟に解決するためにはなるんですけれども、長崎市では、今回、新型コロナで里帰り出産ができなかった方を対象に、家事代行サービスもこの育児等支援サービスの提供として補助を行う制度も行っております。こういったように家事代行を対象として拡大することが県

として後押しができないか、そういう検討ができないかということをお伺いいたします。

【徳永こども未来課長】ファミリー・サポート・センターの事業につきましては、先ほど、委員からお話がありましたように、サービスの提供をする会員とサービスを受ける依頼会員とがございます。課題といたしましては、今ご指摘にございましたように、どうしても提供を求める会員の方が多くて、提供したいという会員が3分の1ぐらいのレベルになっております。地域の偏りなどが少し課題ということもございます。現在、21市町のうち12市町で実施している状況がございます。そういった課題は市町のほうからよくお伺いをしているところでございます。

今お話にございました、例えば、家事代行のサービスといった部分につきましては、ファミリー・サポート・センターという事業の枠の中では、どの市町も、家事についてはできないという形になっております。これはファミリー・サポート・センターの実施要綱の中で、基本的には、提供するサービスとして、預かりと送迎というのがメインになります。ですので、例えば、今お話にあった里帰り出産とかの育児支援といったことは、違う事業を組み合わせさせていくような形になるのかと思っております。ですから、こういった部分につきましては、実態等も踏まえまして、市町と、どういう形が一番いいのかというのは意見交換をしてみたいと思っております。

【赤木委員】ありがとうございます。違う制度の下で運用できるかもしれないというようなご答弁でした。

ファミサポ自体は本当にすばらしいサービスだと思いますし、実際子どもを預けるにはハ-

ドルがあるんですけれども、ちょっとした時間をつくりたいということで、自分の家で子どもをあやしながら家事代行を頼みたいとか、いろんな用途があるのかなと思いますので、その周知の仕方を含めて、例えば、ファミサポ、制度が違うということであれば、長崎市のように一体的に周知できれば、さらに相乗効果を生むのかなと思いますので、引き続き、市町の取組を後押しするような形を県としてできればと思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

【外間委員】私の質問、保育士人材確保の現状と課題についてですが、先ほどの松本委員の予算の分科会の際に、こども未来課長から、まさにこの現状と課題について、きちっと回答いただいておりますので、全て理解できたところであります。

平成28年からの5か年間継続して、1年間の延長であるということと、申込みに対しての貸付けの実態をきちっと数字を出していただき、本年度、令和3年度においても5,000万円の予算を確保されているということとあります。

強いて課題でありますけれども、今後の国の力を借りないと財源確保ができない、こういった本県独自のこれからのこういったものに対する、どれだけ県として頑張っていけるのか、先のことをここで聞くのはどうかと思うんですけれども、本県独自でも取り組んでいただけるのかどうか、その辺のご覚悟をお聞かせいただければと思います。

【徳永こども未来課長】国の制度によって、国に要望をしながら、こういったところをやっていくというところで、修学資金については、そういった形でのご要望をさせていただいております。

なお、県独自の取組ということでございますが、人材確保という部分につきましては、修学資金だけではなくて、入り口、出口とか、いろんな部分の対策が必要になってまいります。そういった部分の優先順位など、いろんなものを検討いたしながら、県独自で取り組む必要があるものにつきましては、また引き続き、検討していきたいと考えております。

【外間委員】 ありがとうございます。

人口減少対策として、県内定着の効果が出ているということ、それと保育士確保のための大変有効な事業でありますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

【川崎委員】 幼児教育の無償化がスタートしてちょうど1年になりました。幼保の無償化がスタートした直後だったのですが、昨年、全国の公明党の議員が利用者そして事業者に対してのアンケート調査を行いました。長崎県の分も抽出をして整理して、事前に県のほうにはお届けをしております。

この中で、利用者からの意見として、今後取り組んでほしい政策、こういったお尋ねをした時に一番多かったのは、ゼロ歳児から2歳児の無償化の対象拡大、これはしごく当然かなと思っています。同じぐらい多かったのは、保育の質の向上だったんです。続いて、障害のある子どもの教育・保育の充実、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の強化と続きますが、この保育の質の向上ということが、非常に取り組んでほしい政策ということでは高い割合を示していました。

一方、事業者からの意見として、この保育の質の向上のために必要なこと、これについて最も必要なものは、処遇改善そして配置改善、これは高い割合を示しておられます。

こういったことから、保育の質の向上を目指すという観点から、これは生の声ですからね、生の声を受けて、県として、どう取り組んでいられるのか、お尋ねをいたします。

【徳永こども未来課長】 ただいまございました保育の質といった部分の改善について、処遇改善や配置改善が必要ではないかというお話かと思えます。私どもは、現状の認識といたしまして、保育士の皆さんの給与水準等でございますが、近年、改善を図られておりますが、それでもやはり他業種に比べて、まだまだ低い水準にあるというのが1つでございます。

それから、配置の改善というお話がございましたけれども、配置につきましては、国が定めております配置基準に比べまして、実態として、配置されている保育士さんの数というのは実際の1.2倍以上ということ、20%以上加配するような形で事業所の皆さんは保育士の数確保されているという現状がございます。

県といたしましては、まず先ほどの給与水準の改善につきましては、国の制度でございますが、平成29年度からのキャリアアップ研修というものをずっと実施させていただいておまして、これは概ね7年以上経験された方に幾つかの分野の研修を受けていただきまして、副主任保育士といった形の階層を設けまして、月4万円の改善をいたします。また、経験年数3年以上の方に、職務別分野リーダーという階層を設けまして、そちらは月5,000円という形で給与水準を上げるという取組がなされております。全国でこのキャリアアップ事業を活用していただいている事業所の割合は八十数%でございますが、本県の場合は今、95%の事業所という高い割合で活用いただいているところでございます。引き続き、こういった事業の活用が図ら

れるよう子どもが努力いたしますとともに、事業者の皆様にも活用いただきたいと考えております。

先ほど申しました配置の基準に関しましては、なかなか国の配置の基準のほうが実態と少し合っていないという部分がございます。そういった部分につきましては、現在も国に対して、配置基準の改正の要望をずっと出ささせていただいておりますが、引き続き、国に対して要望を続けていきたいと考えております。

【川崎委員】詳しい取組をご紹介いただきまして、ありがとうございました。国に言うべきことは要望を一緒になって頑張っていきたいと思います。

平成29年度に取り組みられた制度を活用しているのが95%いらっしゃったということですので、多くの方が利用されていると思いますが、私が調査をしたのは昨年でした。昨年においても、やはりこのようなことが事業者のお声ということであると、まだまだ十分ではないということが実態なのだろうと思います。これについても、当然国の支援がないと実現できないだろうと思いますので、これを併せて一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ力を合わせてやっていきたいと思います。

次に、事業者の方からですが、施設の安定的な経営を続ける上で期待する政策と、これは事業者から期待する政策は何ですかということでは、問いかけたら、人材の育成・確保への支援ということがありました。昨年の長崎県保育協会から県に対する要望書を確認させていただきましたが、人材の確保対策ということでやっぱり上がっているんです。これも切実な課題だろうと。

人材の育成・確保への支援、県としてどう取

り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】先ほどから議論をいただいております保育士の確保といったことに対するご質問かと思っております。保育士の確保につきましては、大きな観点で3つ申しますと、まずは新卒者対策というのが1つあるかと思っております。もう一つは、どうしても保育士の方は途中で離職される方がまだまだ結構高い割合でいらっしゃるということでの離職者を少なくする対策、それから既に資格を持っていながら、現在は保育士として働いていないという潜在保育士の皆さんの対策と、3つの施策をしっかりとやっていく必要があるのではないかと考えております。

新卒者の対策につきましては、先ほどからご議論いただきました修学資金の貸付け、そういったものの新規の学卒の方の県内定着を図っていくというのがございますが、今年度も実施いたしました。施設と学生さんの合同面談会などの実施をさせていただいております。こちらマッチングの対策として、引き続きやっていきたいと思います。

離職者の対策、要は、仕事を長く続けていただきたいという部分につきましては、先ほど議論させていただきました処遇の改善ということで、キャリアアップ研修その他で何とか保育士さんの処遇を上げていくということが大切かと思っております。離職者対策ということにつきましては、今年度から、施設の皆さんと一緒に、要は、離職をどうしたらなくせるかということで、よりよい働きやすい職場づくりという観点から、セミナー等も実施するようなことを考えております。

そういったことを複合的にやりながら実施をさせていただきたいと思っておりますし、最後の潜在保育士さんにつきましては、今年度、ア

ンケート調査を実施いたしまして、どうしたら保育の現場に戻ってきていただけるかということを検討し、あるいは潜在保育士の方と事業所の皆さんをマッチングするような「保いっぷ」という名のマッチングシステムを去年から運用させていただいております。

そういったところを総合的に実施しながら、協会の皆さんともいろいろ意見交換をさせていただいて、現場の実態に応じて施策を展開していきたいと考えております。

【大場委員】 それでは、5歳児健診の実施についてお尋ねをいたします。疾病の早期発見に加え、障害の有無、そして就学前後の適切な支援につながるために有効な5歳児健診の重要性が今言われております。

まずは、5歳児健診に対する本県の考えと、現在、県内の取組状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

【今富こども家庭課長】 5歳児健診の必要性につきましては、3歳児健診までは気づかれず、集団生活の中で初めて気づかれる発達障害児がいることなどから、5歳児健診は必要であると考えており、全ての市町で実施できるよう推進を図っているところでございます。

現在の市町におけます実施状況につきましては、16市町が実施しており、未実施の市町は、長崎市、諫早市、西海市、長与町、時津町の5市町でございます。

【大場委員】 ありがとうございます。

多くの自治体が取組をされておりますが、まだ未実施である5自治体について、その取組がなかなかされないというその理由は何かございますでしょうか。

【今富こども家庭課長】 実施していない理由としましては、人員不足でありますとか、予算確

保が困難、現状で十分対応ができていたという見解を持っている市町、そういったものもござります。

【大場委員】 実施していないところで、そこで費用的には市町が全額負担ということで、確かにそういった理由があるんだろうと思いますし、現状、いろんなところでも人員不足、そういったところでマンパワーが足りないのかなというふうな予想をいたしますが、ただ、現在ほとんどの自治体の実施をしていて、残り5つとなった時に、やはり先ほどもありました、子どもたちの将来を考える時に、そこで見つかる病気、ゼロ歳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診が実施されて、3歳までにそういった中で見つかる場所がありますけれども、ほぼ言語に関わる、要は、言葉の発声とかそういったものが主であって、なかなか見つけにくいと。5歳児になった時に、初めて軽度の発達障害とか、知的発達また軽度の精神遅滞、そういったものが見つかる、そういうふうな重要なものがあって、ある程度のパーセンテージでそういったものが見つかって、その重要性が言われているということになります。

まずは、県として、その5つの自治体に対して、いろんな形で取組をお願いしたいと思いますし、そして同じ実施をするからには、やはり県内統一した形での、ある程度同じような形での取組が必要だと思いますけれども、改めて考えをお伺いいたします。

【今富こども家庭課長】 県としましては、昨年度作成しました5歳児健診マニュアルを活用した研修会の実施等によりまして、まずは全ての市町におけます健診の標準化を図ってまいりたいと考えております。また、未実施の市町に対しましては、5歳児健診の有効性や実施してい

る市町の取組の紹介等、引き続き、実施に向け支援を行っていきたいと考えております。

【大場委員】引き続きのご支援をよろしく願います。

【深堀委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】しばらく休憩します。

午後 3時32分 休憩

午後 3時32分 再開

【深堀委員長】委員会を再開します。

審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、9月29日火曜日は、午前10時より、福祉保健部関係の請願審査から行うことといたしますので、よろしく願います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時33分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月29日

自 午前 9時58分
至 午前10時48分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員 長	深堀ひろし	君
副委員 長	石本 政弘	君
委員	中山 功	君
"	外間 雅広	君
"	堀江ひとみ	君
"	川崎 祥司	君
"	松本 洋介	君
"	大場 博文	君
"	下条 博文	君
"	赤木 幸仁	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	中田 勝己	君
福祉保健部次長	安永 留隆	君
福祉保健課長	中尾美恵子	君
医療政策課長	伊藤 幸繁	君
国保・健康増進課長	永峯 裕一	君
国保・健康増進課企画監 （健康づくり担当）	川内野寿美子	君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第2号請願「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」を議題とします。

中島浩介議員から説明をお願いいたします。

【中島(浩)議員】 皆さん、おはようございます。

分煙環境整備につきましては、これまで平成23年3月、「公共施設等での喫煙可能地域、分煙の設置についての要望書」提出、平成28年12月には、「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置についての意見書提出を求める請願」、平成30年9月には、「改正健康増進法の円滑な施行を推進するための県議会決議についての請願書」の提出がっております。

このたびの「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」におきましては、令和2年度税制改革大綱において、望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用も含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととされており、県においても、たばこ耕作農家、たばこ販売店の経営の安定、たばこ税の財源確保の観点からも、地方たばこ税の一部を活用して公共施設等における分煙環境を整備していただくよう、請願するものでございます。

委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【深堀委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申出がありますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩します。

午前10時 0分 休憩

午前10時 5分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、担当課に質問いたします。

長崎県の肺がんの死亡率は、全国で見るとどれくらいの位置にあるのか教えてください。

【深堀委員長】 休憩します

午前10時 6分 休憩

午前10時 8分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開します。

質疑を続行します。

質問はありませんか。

【外間委員】 まず、国保健康増進課に1点、冒頭お聞きしておきたいのは、国が「改正健康増進法」をつくられて、それを受けて全国の地方自治体で「受動喫煙防止条例」という二重の法律を重ねた結果、かなり耕作や販売やたばこを大人の嗜好としてたしなむ皆様方の変大きなプレッシャーになっていると。こういう法律を二重に重ねたというのは非常にいかなものかということで、健康増進法の一部を改正する法律、この趣旨、考え方について本県としてどのようにお持ちなのか、まずお尋ねいたします。。

【川内野国保・健康増進課企画監】 改正健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的として、多数の方が利用する施設等を施設の区分に応じて一定の場所を除き、喫煙を禁

止するとともに、施設を管理する方がどのような措置を構すべきかということが定められております。

基本的な考え方といたしまして、屋内を基本に望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すること。施設の類型、場所ごとに対策を実施することの3点が示されております。

これによりまして、行政機関の庁舎、学校、病院、児童福祉施設等の公共施設は、第1種施設として、原則、敷地内禁煙となっておりますが、屋外で受動喫煙の防止措置が取られた場合には、喫煙所を設置することができることとなっております。

また、公民館や体育館、美術館などは第2種施設として、原則、屋内禁煙となっておりますが、喫煙専用室を設けることができることとなっております。

条例の制定につきましては、今回の改正健康増進法によりまして、多数の方が利用する施設等における受動喫煙防止のための措置などが明確にされたということで、受動喫煙防止対策の実効性は高まったものと認識しております。

県といたしましては、まずは改正法に規定する受動喫煙防止対策を徹底できるよう、適切な周知、啓発等に努めてきており、現時点では法を上回る独自の規制というものは考えておりません。

【下条委員】 おはようございます。

ただいまの質問の関連で質問をさせていただきます。

今、ご回答の中に第1種施設、第2種施設というふうにありましたが、本県の公共施設の分煙状況についてお尋ねしたいと思います。これは一般質問でも外間委員から質問がありましたが、非常に大切なポイントですので改めてお尋ねい

たします。

【川内野国保・健康増進課企画監】市町の施設も含めました本県の第1種施設のうち、一般の方も利用される行政機関の庁舎では、291施設のうち、敷地内禁煙が132施設、屋外分煙施設の設置が159施設となっており、学校等の子どもへの配慮が必要な施設については、574施設全て施設内禁煙となっております。

第2種施設では、公民館など全体で1,426施設ありますけれども、敷地内禁煙が539施設、分煙対応は887施設となっております。

【外間委員】ありがとうございました。

請願人、紹介議員の方から強い気持ちを持って請願を行っていただきましたけれども、私も、たばこに関することについては、もう長きにわたって関わってきておりまして、国にたばこ税という財源をどうするかという議論、用途、目的、今、たばこ税というのは普通税ですね。これを目的税に変えて、国保・健康増進課が進める改正健康増進法を推進するという観点では、やはり分煙室をつくることによって、たばこを吸う人、吸わない人が共存できるような施設を充実させることであると。そのためには税収のあり方というものを論議しなければいけません。文教厚生委員会は所管が違いますし、まさか、県が税収を上げるために積極的にたばこを吸おうという所管は、残念ながら、どこにもないんですよ。だから、論議をする場所が、この文教厚生委員会のこの所管だけで、たばこ税も含めて論議をするということになりますので、どうしても大人の嗜好であるたばこを禁煙ではない国保・健康増進課で論議をすること自体が非常に厳しい状況でありますので、一定、たばこが抱えているお考えは、たばこを作る人、耕作でも長崎県は、先ほどお話があったように、たばこ農家264世帯、600ヘクタール余の耕作地

で30億円前後の売上げを上げているたばこ農家の貢献もありますし、国の2兆円の税金に対して県税と地方税も100億円余の税収も確保しておりまして、こういった観点も含めて、大人の嗜好をどうやって守るかということと同時に、一方では、やはり受動喫煙を止めるということの問題も、やっぱりリスクとして、それをどう最小化していくのかというふうなところでの論議になるかと、私はそう思っております。

どうか、県内に抱えている多くのたばこの生産者、耕作者、販売者、そして、たばこを取り巻く様々な税に対する社会貢献、そして、たばこを吸う人、たばこを吸われない方々の、その環境をどう整えていくかという論議の中で、県の所管がないところで緩やかにこのことを、リスクをどう最小化に止めるかという論議で委員の皆様方は、少しご理解とご検討していただいて、今回の請願に臨んでいただければありがたいと思っております。

【深堀委員長】 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

先ほどの堀江委員からの質問に対する回答をお願いします。

【川内野国保・健康増進課企画監】平成30年度のデータになりますけれども、長崎県の肺がん死亡率につきましては、ワースト5位ということになっております。

【堀江委員】「健康ながさき21」、長崎県健康増進計画の中で、いわゆる長崎県が全国順位何番目かというのが出ておりまして、2013年から長崎県健康増進計画があるんですけど、その当時の計算の仕方で見ると、今は全国2位なんですよね。しかし、今答弁されましたように、

それだけではだめだと。やっぱり都道府県それぞれ高齢化率が違うので、高齢化率を加味すると、今答弁があったように全国5位ということです。

いずれにしても、時代とともに全国で何番目かという指標といいますか、その扱いが変わってきているとはいえ、それでも全国5番目の肺がん死亡率ということは理解いたしました。

そこで、請願紹介議員にお尋ねいたしますが、分煙環境を整備してということで、要は、禁煙か、分煙かという、この請願は、どちらかという分煙環境を整備して喫煙を進める請願というふうに理解をしていいですか、確認をさせていただきます。

【中島(浩)議員】私の方からお答えいたします。

喫煙を助長する立場ではございませんけれども、禁煙を進める立場でもございません。今現在、吸っている方がしっかりと分煙をして受動喫煙をしないような形の施設をしっかりとつくるのではないかとこの請願でございます。

【深堀委員長】ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】請願に反対の立場で理由を申し上げます。

葉たばこ生産に自信と誇りを持って良質な葉たばこの生産に取り組んでおられる姿勢に敬意を表します。

葉たばこをなりわいとしている耕作農家の今後のなりわいを禁煙の流れの中でどうしていくのか、国が十分な対応を行うべきと私は思っております。

そのことを前提にして、一、たばこそのもの

は人類の健康にとって有害であり、これをなくしていく過程を推進していく立場であること。

二、地方たばこ税による財源措置も禁煙者の減少に伴って縮減されていく財源です。地方たばこ税に相当する財源は、国の政策として一般財源などの代替措置が講じられるべきものであるということ。

この2つの視点から、請願には賛同できないことを申し上げます。

【外間委員】今回の請願に対する賛成の立場から討論として一言申し上げておきたいと思いません。

先ほど、請願人の趣旨説明、紹介議員かのご説明の趣旨にのっかっていけば、あくまでもたばこを吸う人、吸わない人が共存できるような社会を目指すべく、受動喫煙に対しては分煙室で環境を整備していきたいというこの請願の趣旨を理解し、賛同したいということです。

討論としては、賛成の意見から、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を受動喫煙防止事業の推進を目的とした分煙環境整備費用として活用できる、その整理と実施を要望する旨の請願に賛成いたします。

【深堀委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第2号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号請願「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【深堀委員長】起立多数。

よって、第2号請願は、採決すべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退席いただきたく存じます。しばらく休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

次に、自由民主党会派より、「新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への経営支援に関する意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

〔意見書（案）配付〕

それでは、松本委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【松本委員】今、お手元に配付しております「新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への経営支援に関する意見書（案）」についての趣旨説明をさせていただきます。

自民党政調会で県医師会とコロナ禍における影響についての意見交換をさせていただきました時に、現場の声として切実な訴えをいただきました。

コロナ禍における県内の医療機関の経営への影響は、県医師会からいただいた資料によりますと、5月診療分のレセプト件数で前年同月と比較すると、支払基金は16.8%の減少、国保においては11.9%の減少ということで、やはり受診控えなどの影響により、このままこの状況が続きますと、医療機関の倒産や閉鎖が起こり、地域医療の崩壊につながりかねないということに危機を感じているという現場の声をいただきました。コロナ禍の中で地域医療を維持してい

くためには、コロナ受入医療機関以外の全ての医療機関への支援について国に要望していく必要があると思いますし、本県におきましては、人口減少が進み、離島や半島も抱えております。医療を取り巻く環境というのは大変厳しいものがございます。今後の状況によりましては、医療崩壊につながりかねない由々しき問題であると認識をしております。

そういった背景も踏まえまして、意見書にありましたとおり、昨年度と比較し、減収の状況に直面している医療機関に対して追加の財政支援を発動し、速やかに補填していただくように国の交付金など、また、県独自でできることも含めて要望をさせていただきます。

そういった趣旨で意見書を提出しておりますので、委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

【深堀委員長】ただいま、松本委員から説明がありました「新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への経営支援に関する意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

【下条委員】今、松本委員から意見書の説明がありましたが、本県のコロナ禍における現状の中で受診控えや風評被害など、医療機関の経営悪化の現状を県としてどのように把握されているのか。そして、その対策として何かお考えがあるのか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴います医療機関の経営の影響につきましても、厚生労働省の全国調査によりますと、4月から6月の対前年比医業収入が、コロナ患者受入病院で約11.4%の減収、受入医療機関以外の病院で約6.7%の減収となっております。

また、県の医師会にお尋ねいたしましたところ、県内におきましても、4月から6月の診療件

数につきましては、前年と比較して約10%、診療報酬も約4%、減少しているとお聞きしております。

今お話がありましたとおり、今後、新型コロナウイルス感染の拡大が長期化した場合は、県内の医療機関の経営だけでなく、一般診療、地域医療提供体制にも非常に大きな影響を与えるものと考えております。

県といたしましても、これまで政府施策要望、あるいは全国知事会からの要望等を通じまして、医療機関への経営支援について要望を行っているところでございます。

県独自にも、受入医療機関の空床確保によって生じる減収に対する支援、あるいはマスク、あるいはガウン等の防護資材の提供を順次行っているところでありますが、この受診抑制等による医療機関全体の経営支援ということであれば、やはり国の支援が必要不可欠ではないかと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。

今後、アフターコロナとして、今ご説明されました地域医療を維持できるか、大変大きな不安を抱える趣旨を県の医師会の皆様からいただきました。崩壊したら再構築は簡単なことではございません。今のうちから、先ほど課長も言われましたように、国の交付金を活用して地域医療を守る本県においても対策を検討していただいて国へ要望するようなことが必要であると思っております。

また、コロナ受入れの拠点医療病院においても、経営状況が厳しくなっているということでございましたが、県民の命を守るための取組をぜひ県として取り組んでいただくことを要望して、私の質疑といたします。

ありがとうございました。

【深堀委員長】 ほかにご質問はありませんか。

【中山委員】 今、下条委員から話がありまして、よくわかりましたけれども、1つ教えてもらいたいのは、コロナ患者受入れ以外の病院で医業収入が6.7%減になったと。併せて、県の医師会で4月から6月期にマイナス4%の診療報酬の減であったような話をされたんじゃないかと思えます。マイナス4%というのは、額としてどの程度になるのか。教えていただけますか。

【伊藤医療政策課長】 もともと医療機関の医業収益率というのは非常に低いものでございます。今回の収入はマイナス4.1%ということでございますので、医療機関の経営には非常に大きな影響を与えているかと思っております。実際の額でございますが、県の国保連合会の4月から6月までの診療報酬額でマイナス23億円。また、社会保険診療報酬支払基金の長崎支部の集計では、同じく4月から6月の診療分で約16億円の減ということになっております。

【中山委員】 マイナス23億円、大きいなと思うんですね。4月から6月だけでしょうから、その後、また増えてきていると思いますので、この辺を含めた中で、やはり国の財政支援を求める場合は、大方これに比例する額を支援しないことには経営の健全化になっていきませんので、ぜひその辺も把握した上で国の方に強く働きかけをお願いしておきたいと思えます。

【深堀委員長】 しばらく休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への経営支援に関する意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、公明党会派より、「ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

〔意見書(案)配付〕

それでは、川崎委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】 おはようございます。

このたび、「ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)」を提出させていただきました。

ご承知のとおり、ドクターヘリは、道路事情に関係なく、医師や看護師を乗せて現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できるものでございます。

2001年の本格運航以来、搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9,000件を超えました。空飛ぶ治療室の役割は、着実に増していると承知しております。一方、運航経費と公的支援との間に乖離が生じております。

つきましては、国におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、今後も救命救急の切り札として安定的かつ持続的な運用の下、引き続き、多くの人命救助に貢献できるよう、以下、4点を要望する意見書を提出させていただきます。

1、ドクターヘリ運航に係る必要経費増加の

実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。

2、消費税の増税に伴い、運航事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。

3、ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。

4、ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、意見書として提出いたしたく、委員各位の賛同をいただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【深堀委員長】 ただいま、川崎委員から説明がありました「ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご質問はありません。

しばらく休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

意見書(案)の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書(案)を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「ドクターヘリの安定・持続的運用

への支援強化を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、委員会日程などの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

これより、決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時43分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております「審査日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について、協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時47分 再開

【深堀委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【深堀委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年10月5日

文教厚生委員会委員長 深堀 ひろし

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 114 号 議 案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 116 号 議 案	契約の締結	原案可決
報 告 第 21 号	損害賠償の額の決定について	原案可決

計 3 件 (原案可決 3 件)

委 員 長 深 堀 ひろし

副 委 員 長 石 本 政 弘

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 堀 江 ひとみ

書 記 満 川 寿美代

書 記 河 内 隆 志

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年9月定例県議会
予算決算委員会
文教厚生分科会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

歳出予算は、

私立学校振興費	2,172万8千円の増
合 計	2,172万8千円の増

となっております。

この歳出予算の内容は

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、私立小・中学校、高等学校において、臨時休業等の緊急時における学びを保障するとともに今後のICT環境整備の更なる推進を図るため、生徒1人ずつにPC端末を整備する経費の補助として

私立学校助成費	2,172万8千円
---------	-----------

を計上しております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県公立大学法人の業務実績評価について)

長崎県公立大学法人の第3期中期目標期間の3年目に当たる平成31事業年度に係る業務実績について、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会による評価が行われ、去る8月31日に、その結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がなされました。

評価については、3年修了時までには9割以上の学生に卒業要件を修得させることになっているが、卒業要件を設定する全ての学科で目標値に達していないこと、県内就職率が前年度を下回っており、中期計画の目標である44%と乖離があることから計画を十分に実施できておらず課題があるとされました。

その一方で、全学部で実施している「しまなび」プログラムが、その後の学生の自主的な活動や地域の活性化につながっていること、就職率については、就職ガイダンスや各種イベントの実施のほか就職支援システムによる学生個人に合わせたきめ細かな就職支援を実施し高い水準を維持していること、共同研究・受託研究など産学官連携の取組を推進していることなど、多くの事項について年度計画を達成し、第3期中期計画期間3年目の取組として着実な進捗を図っているとされております。

県といたしましては、県内就職率の向上や佐世保校建替え事業の推進による教育環境の充実、情報セキュリティ産学共同研究センター(仮称)の整備による情報産業分野の人材育成強化など重要な課題に大学と一体となって取り組むことで「魅力ある県立大学づくり」を進めてまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、去る6月定例会に素案をお示しし、令和2年7月20日から令和2年8月7日までパブリックコメントを実施

するとともに、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見をいただき、最終案をとりまとめたところです。

この最終案のうち、総務部の関係部分では、就学支援金の支給などによる高校中退を予防するための取組や県立大学生に対する経済的支援などを推進していくこととしております。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、10月までに計画を策定し、公表してまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち総務部部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、魅力ある・選ばれる県立大学づくりを推進することとしております。また、基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」においては、魅力ある私立学校づくりや私立学校の耐震化の推進を、基本戦略2-1「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を活用した産業振興を推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリッ

クコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

総務部関係分の数値目標3項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・ 順調としたものが1項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが1項目

- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが1項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金 250万 円の増

歳出予算では、

教育総務費 16億 6,434万 5千円の増

であります。

この結果、令和2年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,375億 231万 7千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金 250万 円の増

については、

保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業に係る国の委託金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

県立高等学校における1人1台パソコン等の整備に係る経費として

16億 6,036万 円の増

教員のICTを活用した指導力向上のため、教育センターへのパソコン整備に係る経費として

148万 5千円の増

保健、医療、福祉との連携に係る連絡・調整及び聴覚障害のある乳幼児や保護者に対する教育相談や巡回支援等に係る連絡・調整業務を補助する乳幼児教育相談マネージャーの配置に係る経費として

250万 円の増

を計上いたしております。

債務負担行為については、県立高等学校における1人1台パソコン等の整備に伴い、学校へのサポート体制強化のために令和3年4月からシステムエンジニアを1名増員するための経費として

教育情報ネットワーク維持管理経費（SE委託） 528万 7千円

を計上しております。

次に、繰越明許費について、

県立高等学校における1人1台パソコン等の整備において、年度内に納品が困難なことから

16億 6,036万 円

大村高校のエレベーター設置工事において、取付技術者の確保の見込みがたたず、年度内に適正な工期を確保することが困難になったことから

7,800万 円

を設定しようとするものであります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第116号議案 契約の締結について

報告第21号 知事専決事項報告「損害賠償の額の決定について」

であります。

はじめに、事件議案についてご説明いたします。

第116号議案「契約の締結について」は、長崎市に整備する「長崎県立長崎図書館郷土資料センター」(仮称)の建設に係る新築工事の請負契約を締結しようとするものであります。

次に報告議案についてご説明いたします。

報告第21号 知事専決事項報告「損害賠償の額の決定について」は、退職手当支給制限処分等取消請求事件において、県が元職員に行った退職手当支給制限処分(全部)の取消判決が確定したことに伴い、退職手当を一部支給する事案に対し、その遅延損害金を支払う必要があることから、8月7日付けをもって知事専決処分をしたものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(学校における新型コロナウイルス感染症事案の発生について)

去る7月末から8月上旬にかけて発生した、長崎北陽台高校における新型コロナウ

イルス感染症の集団感染においては、生徒18名と教員1名の合わせて19名の感染が確認されました。安心・安全であるべき学校教育の場において、このような事態が発生したこと、また、急遽学校を休業したことにより、貴重な学びの機会を奪うことになったことについて、生徒、保護者の皆様にお詫び申し上げますとともに、県民の皆様にも多大な御心配や御迷惑をお掛けしたことを重ねてお詫び申し上げます。

また、大村工業高校において、バレーボール部顧問1名が、県外合同合宿の引率後、発熱と味覚に異常があり、PCR検査の結果、陽性と判明しました。なお、当該合宿に参加した生徒及びもう一人の顧問については、PCR検査の結果、全員陰性が確認されております。

これまでも、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、各県立学校においては、授業中のエアコン使用時においても2方向の窓やドアを同時に開放するなどの十分な換気を行いつつ、マスク着用を励行し、生徒が密集して長時間活動するグループ活動を控えるなどの対策を講じてまいりました。

今回の感染事案を受けまして、改めて各県立学校及び市町教育委員会へ新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する学校管理の徹底などについて通知いたしました。また、集団感染が生じた事案の検証結果に基づく改善策について、全県立学校で情報共有を図ったところです。

さらに、学校での新型コロナウイルス感染症の発生により不安や悩みを抱える児童生徒や保護者に対しては、面談等を通して心と体の健康状態を把握するとともに、各市町教育委員会や学校と連携しながら、必要に応じてスクールカウンセラー等を派遣するなど、組織的な対応の強化を進めております。

県教育委員会としましては、引き続き、「新しい生活様式」に基づく感染症対策の徹底を図ることにより、感染及び感染拡大リスクを可能な限り低減しつつ、児童生徒が安心して学習できる教育活動を展開し、児童生徒の健やかな学びを保障してまいります。

(障害者雇用について)

県教育委員会における障害者雇用率については、本年6月1日時点では2.07%となっており、昨年の1.85%から0.22ポイント改善したものの、法定雇用率2.4%を下回っております。

障害者雇用については、これまで教職員の採用試験における受験要件の見直しや採用枠の拡大などを見直しを行うほか、県立学校の会計年度任用職員においても雇用を進めてきました。また、本庁及び特別支援学校に「ワークサポートオフィス」、「ワークサポートグループ」を設置し、知的障害のある方の雇用及び訓練を行っているところです。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(諫早特別支援学校の改築等について)

諫早特別支援学校の改築等については、今年度第3棟・第4棟の長寿命化改修工事に着手しておりましたが、第3棟の内装の仕上げを撤去したところ、建物の隠れた部分のコンクリートに著しい鉄筋の腐食と施工不良等があることが判明しました。

補強方法の検討を行いましたが無効な方法がなく、今後改修工事を実施しても建物の耐震性・安全性の確保が出来ないため、第3棟の改修工事を取りやめ建替えることで進めてまいりたいと考えております。

(新学習指導要領の実施について)

平成29年3月に告示された新しい学習指導要領については、小学校においては、今年度から、中学校においても令和3年度に全面実施となります。

県教育委員会では、県内の教職員が、新学習指導要領の趣旨やその内容について十分に理解し、実施に向けた入念な準備を促すことを目的に、平成29年度から、全教

員悉皆による研修会を開催してまいりました。

研修会の最終年度である今年度は、中学校教員を対象に、県内9地区での開催を予定し、夏季休業中に7地区で実施いたしました。時間の短縮や規模の縮小、3密を避けるなど、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながらの開催となりましたが、新しい評価に関する具体的な方法や指導要録の作成等についての共通理解を図り、所期の目的を達成することができたと捉えております。

(学力向上対策について)

県教育委員会では、小・中学校における学力向上対策として、令和元年度から3年間をかけて「21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト」に取り組んでいます。

この取組においては、これからの時代に求められる学力の土台となる「読解力」を育成するための学習指導について明らかにすべく、モデル地区2地区を指定して調査研究を行い、昨年度末、これまでの成果をまとめた「長崎県読解力育成プラン」を県内の小中学校及び義務教育学校に配付し、活用を促しているところです。

また、今年度は、県及び市教育委員会の職員が小中学校を訪問する学力向上に係る学校訪問において、「長崎県読解力育成プラン」を基に、授業改善の在り方について周知を図るとともに、授業参観及び実施校との協議を通して、学習指導の課題と改善策を検討・共有しております。

読解力の育成については、今後もモデル地区の取組とともに、教科の枠を越えた授業改善の在り方について更に研究を進め、その成果を県内に広げてまいります。

(令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜について)

新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指す次期学習指導要領が告示されている中、新しい価値を創造できる人材や、困難なことに果敢にチャレンジできる人材の育成が求められています。また、本県においては、地域活性化に貢献する人材の育

成についても大きな期待が寄せられています。

これらを踏まえ、各高等学校が示す育成したい生徒像、求める生徒像をもとに、生徒が主体的に学校を選択することができ、生徒の学ぶ意欲や多様な能力が評価される入学者選抜となるよう改善し、今年度から新たに実施することとしています。

具体的には、従来の推薦入学者選抜と一般入学者選抜を廃止して、前・後期入学者選抜制度を導入いたします。前期選抜においては、各高等学校が育成したい生徒像・求める生徒像を示し、基礎学力検査やプレゼンテーション等から各校が適切な方法を選択し、選抜を行う「A特色選抜」と、「文化・スポーツ特別推薦入学」を踏襲した「B文化・スポーツ特別選抜」を実施します。

また、3月以降の臨時休業に伴う現中学3年生の学習の遅れは、行事の見直しや夏季休業日の授業日設定等により補うことが可能と各市町教育委員会から意見をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の第2波などによる、再度の臨時休業等も想定し、「令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜」における前期の基礎学力検査及び後期の学力検査の出題範囲を縮減することといたしました。

出題範囲を検討するにあたり、各市町教育委員会及び県中学校長会にも意見を伺い縮減する領域を決定しております。

なお、入学者選抜の検査日付近で新型コロナウイルス感染症の流行があり、後期選抜の受検ができない場合は、追検査を実施いたします。

(「しま」の未来を担う子どもの育成について)

離島に住む小学生を対象とした、今年度からの新規事業である「しまの『ミライ』応援事業」を8月18日から20日の2泊3日で実施しました。

新型コロナウイルス感染症の関係で定員を半減しての募集となりましたが、対馬、壱岐、五島の3市から13名の児童が参加し、地域で活躍されている方や地元根ざして活躍する企業からの講話や体験活動、子ども同士の交流などを通して、「しま」の

魅力や課題について考えたり理解したりする機会を得ました。

特に宿泊した佐世保青少年の天地で2日間にわたって実施した意見交換会では、「島の自然や歴史・文化を守りたい」「本土との交通の利便性を高める必要がある」「島外や外国の方とも交流を深めたい」などの意見が出され、将来、離島地域のリーダーとなるような人材の育成に取り組むことができたと考えております。

今後とも、体験交流活動を通じた子どもの豊かな心や社会性の育成、ふるさと長崎県の魅力の再認識を図る取組を推進してまいります。

(子どもたちの文化活動について)

「第44回全国高等学校総合文化祭(2020こうち総文)」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今回、初めてインターネットを活用した「Web総文」として、7月31日から10月31日までの3カ月間にわたり開催されています。

文化部活動に制約がある中、作品や演奏をWeb上の映像を通じて発表し、新しい形での披露、交流する機会を設けていただきました。

本県からは、約320名の高校生が、演劇や吹奏楽、合唱など、15部門に映像で参加しています。本大会では、写真、新聞、放送の3部門で審査が行われ、本県から、放送部門に参加した大村高校の山口雄大やまぐちゆうだいさんがアナウンス部門において、昨年に続き2年連続で最高賞となる優秀賞を受賞いたしました。

今後とも、文化部活動の更なる育成に努めるとともに、子どもたちの文化活動の活性化をより一層推進してまいります。

(旧県庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査について)

旧県庁舎跡地の埋蔵文化財調査について、本年5月19日から着手しており、現時点で、長さ約60m、高さ約6～7mの石垣部分が現れております。

また、石垣部分を掘り下げる際に、4代目県庁舎建設の際の盛り土の中からは、近

世から現代までの陶磁器の破片などと併せて、花十字文瓦の破片が1点出土しております。

現在、8月24日から10月末までの予定で、石垣下部分や隣接地の江戸時代の町屋部分の埋蔵文化財調査を進めているところです。なお、調査の状況については、ホームページで随時公表しております。

(各種スポーツ大会の実施について)

8月に開催されました「2020年甲子園高校野球交流試合」では、創成館高校が見事な勝利を収め、試合に臨むひたむきな高校球児の姿に感動と勇気をいただきました。

また、陸上競技や水泳競技においては、各都道府県大会の結果を全国ランキングとして集計するリモート大会が7月から実施されるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための工夫をしながら大会運営が行われているところです。

厳しい環境の中で、日々精進され、目標に向かって取り組まれている選手並びに指導に当たられる関係者の皆様のご健闘をお祈りするとともに、引き続き、県内選手の育成・強化に努め、本県スポーツのさらなる振興と競技力の向上を推進してまいります。

(教職員の逮捕事案について)

令和2年8月31日に、県内の女子児童の体を触ったとして、南島原市内の小学校教諭が強制わいせつの疑いで逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、教育庁関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

教育庁関係分の数値目標 37 項目のうち、令和元年度の実績が現時点で把握できない 5 項目を除く 32 項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが 13 項目
 - ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが 13 項目
 - ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが 6 項目
- となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る 6 月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10 の基本戦略と 47 の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策が SDGs の 17 の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち教育庁部分では、基本戦略 1-1 「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進や、地域の元気づくりのための社会教育の充実・活性化等を推進することとしております。また、基本戦略 1-3 「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」において、地域ぐるみで展開するふるさと教育の推進や、「主体的・対話的で深い学び」等に対応した ICT 活用等を推進することとしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリック

クコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、去る6月定例会に素案をお示しし、令和2年7月20日から令和2年8月7日までパブリックコメントを実施するとともに、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見をいただき、最終案をとりまとめたところです。

この最終案のうち、教育委員会の関係部分では、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな学習指導による学力保障やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣を通じた支援、また、安心して教育が受けられるよう、経済的負担軽減のための支援制度の充実などを推進していくこととしております。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、10月までに計画を策定し、公表してまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分

第112号議案 令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

の2件であります。

はじめに、第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	28億	4,421万	4千円の増
寄附金		1,443万	円の増
繰入金	3億	3,083万	7千円の増
合計	31億	8,948万	1千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	13億	1,130万	4千円の増
老人福祉費	11億	6,232万	円の増
障害福祉費	1億	6,656万	8千円の増
公衆衛生費	5億	9,492万	6千円の増
医薬費	18億	1,586万	3千円の増
合計	50億	5,098万	1千円の増

となっており、この結果、令和2年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,354億 1,519万 9千円

となります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(医療提供体制の充実について)

新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、検査及び医療体制の充実・強化を進めてまいります。

- 1 検査体制の強化を図るため、検査実施機関が行う検査機器等の整備に対する支援に要する経費として、

1億 7,872万 2千円の増

- 2 重症患者や妊婦など特別な配慮が必要な患者を受け入れる医療機関が行う施設整備等に対する支援に要する経費として、

11億 3,909万 8千円の増

- 3 保健所設置市が設置する帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置に対する支援に要する経費として、

2,433万 1千円の増

などを計上いたしております。

(新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業について)

医療機関や介護施設等における新型コロナウイルス感染症の院内・施設内感染を未然に防止するため、入院・入所前に実施するPCR検査等への支援を行います。

- 1 地域医療の拠点となっている二次救急輪番病院等において、患者が入院する前に実施するPCR検査等への支援に要する経費として、

3億 7,587万 3千円の増

- 2 介護施設等において、新規入所者が入所前に実施するPCR検査等への支援に要する経費として、

3億 2,602万 6千円の増

3 障害者施設及び精神科医療機関において、新規の入所、入院者が事前に実施するPCR検査等への支援に要する経費として、

3, 589万 円の増

を計上いたしております。

(介護ロボット等導入促進について)

介護施設等の職員と利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染を防止し、職員の負担軽減を図るため、介護ロボット等の導入経費を支援します。

1 介護サービス事業者に対する介護ロボット等の導入支援に要する経費として、

2億 1, 275万 2千円の増

2 障害福祉サービス事業者に対する介護ロボット等の導入支援に要する経費として、

1億 1, 867万 8千円の増

を計上いたしております。

(健康管理アプリについて)

組織や集団での新型コロナウイルスの感染拡大等を防ぐため、「健康管理アプリ(N-CHAT)」を、県内の企業や各種団体、社会福祉施設、教育機関などに展開するための経費として、

528万 円の増

を計上いたしております。

(介護施設等の施設・設備整備等について)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や災害被害の発生等を踏まえ、介護施設等の施設・設備の整備等を支援します。

1 介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大リスクを低減するため、陰圧装置の設置、看取り環境の整備等に要する経費として、

3億1,364万3千円の増

2 介護施設に対する外国人を含む介護人材確保のための職員用宿舍整備支援に要する経費として、

719万4千円の増

3 利用者又は職員に感染者が発生した施設等に対し、感染機会を減らしつつ、サービスを継続するためのかかり増し経費等の助成に要する経費として、

2,500万円の増

4 介護施設等における新型コロナウイルス感染症の発生に備えるための消毒液やマスク等の購入・備蓄に要する経費として、

2億320万3千円の増

5 災害による長期間の停電・断水時にも施設機能を維持するため、非常用自家発電設備及び給水設備の整備の支援に要する経費として、

7,450万2千円の増

を計上いたしております。

(聴覚障害児支援中核機能モデル事業について)

聴覚障害児支援の中核機能を整備し、障害児と保護者に対し適切な情報や支援の提供を目的とした協議会の開催、家族支援、巡回相談などの実施に要する経費として

1,200万円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける複写機の調達のため、令和3年度の債務負担行為として、

309万 3千円

を計上いたしております。

次に、第112号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	2,733万 8千円の増
合計	2,733万 8千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	2,733万 8千円の増
合計	2,733万 8千円の増

となっております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(保健事業費について)

壱岐市と協働し、民間事業者が開発したスマートフォンアプリを活用して国保被保険者の健康づくりを支援する経費として、

2,733万 8千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

今回、予算議案を除く、福祉保健部関係の議案はございません。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症対策について)

新型コロナウイルス感染症につきましては、3月14日に本県1例目となる感染者を確認して以降、4月17日までに17例を確認し、その後、約2ヵ月半に渡り県内での新規感染者は確認されておりましたが、7月3日に18例目を確認して以降は、9月7日までに234例を確認するに至りました。

この間、長崎みなとメディカルセンターにおいては、本県初となる院内クラスターが発生し、一時は全ての診療を停止する事態に陥りましたが、県と長崎市はもとより、厚生労働省クラスター対策班の専門家や、長崎大学をはじめとする関係機関が連携して感染拡大の防止に注力したところであり、8月13日からは全面的に診療を再開しております。

また、その他にも、県立長崎北陽台高校や特定の飲食店などにおいて相次いでクラスターが発生するとともに、他の感染者とのリンクが確認されない新規感染者などが複数発生いたしました。その都度、管轄する保健所が中心となり、感染者の行動歴調査や濃厚接触者の特定などを行い、感染拡大防止に全力で取り組んで来たところがあります。

新型コロナウイルス感染症への感染リスクを完全にゼロにすることは、有効なワクチンなどがない現状においては困難であることから、今後は誰もが感染する可能性があることを認識したうえで、新たな日常の中での社会・経済活動に取り組む必要があり、そのためには引き続き検査体制の強化と医療提供体制の拡充に取り組むなど、感染拡大防止策を講じておくことが重要であるものと考えております。

検査体制については、唾液によるPCR検査等の有効性が認められたことから、県医師会との連携の下、地域での「かかりつけ医」との集合契約を締結し、医師が必要

と認めた場合には、県民の皆様にとって身近な医療機関で検体を採取し、長崎大学病院などで検査を受けることができる体制を整備したところであり、8月12日から運用を開始しております。

医療提供体制につきましては、長崎大学の感染症専門家や県医師会などの関係団体、医療機関等からなる「長崎県新型インフルエンザ等対策会議」の医療部会や、各医療圏に設置したワーキンググループ会議において協議、調整を進め、国が示した「流行シナリオ」に基づき、本県の病床確保の目標数を290床とするとともに、感染の拡大状況に応じて、4つのフェーズごとに確保する病床を段階的に拡充し、感染ピーク時に患者を受け入れる病床として、最大395床を確保したところであります。

また、軽症者向けの宿泊療養施設については、これまで、長崎、佐世保県北及び壱岐の3医療圏で計163室を確保しておりましたが、新たに五島、上五島並びに対馬の医療圏において、各1施設ずつ計61室を確保し、離島地域の療養体制の整備を図ったところであり、残る医療圏についても、早期確保に努めてまいります。

今後とも、引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生状況などを注視しつつ、国や関係団体と連携を密に図りながら、感染症対策に全力で取り組んでまいります。

(クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」に係る対応について)

クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」の船内で発生した新型コロナウイルス感染症の大規模クラスターについては、去る7月9日、最後まで入院されていた乗組員の方が医療機関を退院され、帰国の途につかれました。乗組員の方々が、全員無事に長崎を離れられたことは喜ばしいことであり、改めて、これまでお力添えをいただいた長崎大学をはじめ関係皆様方に厚く感謝を申し上げます。

また、これまで取り組んできた一連の対応を教訓とするための検証につきましては、関係者の皆様から課題や対応策などに関するご意見等をいただき、8月に検証報告書の素案を作成いたしました。

この素案については、長崎大学の河野学長をはじめとする医療関係者や、クルーズ学識者、弁護士などの外部有識者7名を含めた検証評価委員会を設置し、2回の委員会を開催して評価をいただうえで、報告書素案を策定したところであり、県議会等のご意見を踏まえ、最終報告書としてとりまとめ、今後の感染症対策に活かしてまいりたいと考えております。

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における支援金・慰労金について)

医療機関や介護サービス施設及び障害福祉サービス施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及びサービス再開等に要する経費に対する支援金や、これらの現場で、相当程度心身に負担がかかる中で業務に従事されている方々に対する慰労金を支給するため、去る7月21日から交付申請の受付を開始いたしました。

8月末日時点において、支援金につきましては、142施設に対し約1億4,352万3千円を支出しております。

また、慰労金につきましては、6,795人分、約3億4,513万9千円を支出しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、事業の周知に努めるとともに、支援金及び慰労金の円滑な交付事務に努めてまいります。

(令和2年7月豪雨災害への支援について)

令和2年7月、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨による災害におきまして、厚生労働省を通じた熊本県からの要請があり、県職員の医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT^{ディーヒート}）を熊本県人吉保健所へ派遣しました。8月8日から21日まで、3チーム計17名を派遣し、避難者情報等の収集や分析評価、食品衛生や廃棄物対応指導、また対策会議等による総合指揮調整等の業務を実施してまいりました。

今後、県内外の派遣要請に応じられるよう災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)に登録する人材を養成する等、体制整備に努めてまいります。

(長寿者慶祝事業について)

広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的として、9月15日を「老人の日」、同日から21日までを「老人週間」と定められております。

本年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は651名で、昨年度より105名増加しており、100歳以上の長寿者は1,663名で、昨年度より144名増加しております。

県においては、敬老の意を表し長寿を祝福するため、「老人週間」を中心に100歳長寿者への祝状及び祝品を贈呈しております。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち福祉保健部関係では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、医師の地域偏在の解消及び専門医の確保などの医療人材の育成・定着支援や、県民運動の展開による健康づくりに取り組みや

すい環境整備など健康長寿対策を推進することとしております。また、基本戦略1-4「みんなで支えあう地域を創る」において、社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援体制や安心して暮らすための環境を整備するとともに、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、将来の医療需要の予測に基づいた効率的で質の高い医療提供体制の確保や、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築・充実などを推進してまいります。

福祉保健部においては、このような取組を積極的に推進することで、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、福祉保健部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

福祉保健部関係分の数値目標16項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、令和元年度目標値を設定していないものなど7項目を除く9項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが4項目
 - ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが3項目
 - ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが2項目
- となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、去る6月定例会に素案をお示しし、令和2年7月20日から8月7日までパブリックコメントを実施するとともに、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見をいただき、最終案をとりまとめたところです。

この最終案のうち、福祉保健部の関係部分では、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援や自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業などの実施により保護者の生活支援などを推進していくこととしています。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、10月までに計画を策定し、公表してまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分
であります。

歳入予算は、

国庫支出金	2,536万	4千円の減
繰入金	7,736万	2千円の増
合計	5,199万	8千円の増

歳出予算は、

児童福祉費	5,199万	8千円の増
公衆衛生費	4億 4,500万	円の増
合計	4億 9,699万	8千円の増

となっており、この結果、令和2年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

280億 9,590万 1千円

となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(保育士人材確保等事業について)

保育人材の県内定着を図るために行う、保育士資格の取得を目指す学生に対する修
学資金の貸付に要する経費として

5,199万 8千円の増

(妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業について)

新型コロナウイルス感染症の影響により通院等の負担や不安を抱える妊婦を応援し、安心して出産できるよう、国の特別定額給付金の基準日である令和2年4月27日の翌日以降に生まれた新生児を対象とした特別給付金の給付に取り組む市町への補助に要する経費として

4億 4,500万 円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」
の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(お見合いシステム会員登録の促進について)

結婚を希望する独身者の方々の出会いをサポートする「お見合いシステム」の運用を開始して3年を迎えたことを記念し、去る6月1日から、新規会員の登録料を半額にするキャンペーンを実施しております。

これまでの間、ホームページ、インターネット広告、テレビ局とのタイアップCMなどの広報に努め、キャンペーンを利用した新規会員数は8月末までの3ヶ月間で302名に上り、現会員数も1,500名を超え、運用開始以降、最大となっており、会員の皆さんに対し、これまで以上に出会いの機会を提供していきたいと考えております。

9月以降も引き続き、テレビCMや県内公共交通機関における車内ポスター、新聞

広告などを実施するとともに、市町と連携し、広報誌や自治会を通じたきめ細かい情報発信を実施するなど、さらなる会員増加に向け、キャンペーンの周知徹底を図ってまいります。

(保育の仕事合同面談会について)

去る7月4日に佐世保市、7月19日に長与町において、保育士養成校の学生等を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。

この事業は、来春卒業予定の学生等と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため開催するものであり、今年度は特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場のスペース確保と換気、入場時の検温と手指消毒、アクリルボード設置等の対策を取った上で、実施したところです。

そのような中、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から120園が参加し、保育士養成校の学生等335人が来場いたしました。

参加した学生からは、就職を希望している園はもとより、他の園の保育教育方針や職場の雰囲気などを直接聞くことができとても参考になった、施設側からも、面談を通じて園をPRでき、大変有意義だったとの意見が寄せられました。

今後とも、新卒者の県内定着による保育人材の確保に向けて、各種施策に全力で取り組んでまいります。

(長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について)

長崎県子どもの貧困対策推進計画の策定につきましては、去る6月定例会に素案をお示しし、令和2年7月20日から令和2年8月7日までパブリックコメントを実施するとともに、長崎県子育て条例推進協議会等からご意見をいただき、最終案をとりまとめたところです。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、10月までに計画を策定し、公表するとともに、

その実現に向け、各種取組を着実に進めてまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうちこども政策局部分では、基本戦略1-3「長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる」において、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、結婚を希望する独身者や親への支援、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や不妊治療費助成、保育の量の確保・質の向上及び保育士確保対策などを推進することとしております。また、基本戦略1-4「みんなで支えあう地域を創る」においては、生まれた状況や育った環境に関わらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子どもの貧困、児童虐待、DV、若者のひきこもりなどの課題解決に向け、子ども自身や各家庭の状況に応じた支援を推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレン

「2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、こども政策局関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

こども政策局関係分の数値目標18項目のうち、令和元年度の実績が現時点で把握できないもの1項目を除く17項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが5項目
 - ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが8項目
 - ・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが4項目
- となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

